

(愛媛県報令和 5 年 4 月 21 日第 401 号外 1 別記)

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書

県単独補助金等について

令和 5 年 3 月

愛媛県包括外部監査人

木本 敦

目次

| | |
|--|----|
| 第1 外部監査の概要..... | 1 |
| 1. 外部監査の種類..... | 1 |
| 2. 選定した特定の事件..... | 1 |
| 3. 外部監査の対象期間..... | 1 |
| 4. 外部監査の実施期間..... | 1 |
| 5. 監査の着眼点..... | 2 |
| 6. 実施した監査手続等..... | 2 |
| (1) 所管課（室）作成資料等..... | 2 |
| (2) 予算編成において作成された資料..... | 2 |
| (3) 施策・事務事業評価において作成された資料..... | 3 |
| 7. 監査の対象とする補助金等の選定について..... | 5 |
| (1) 補助金等（県単）の状況..... | 5 |
| (2) 監査の対象とした個別の補助金等及びこれを所管する部課（室）..... | 5 |
| (3) 報道発表のあった2件の補助金..... | 7 |
| 8. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等..... | 7 |
| 9. 利害関係..... | 7 |
| 10. 監査結果の指摘及び意見について..... | 7 |
| 第2 監査対象の概要..... | 8 |
| 1. 補助金等の推移..... | 8 |
| 2. 補助金等の主な内容..... | 9 |
| 3. 増減分析..... | 14 |
| 第3 監査の結果及び意見（総括）..... | 17 |
| 1. 総括..... | 17 |
| 2. 指摘事項及び意見の一覧..... | 17 |
| 3. 監査の結果及び意見の要約..... | 21 |
| (1) 県民に対する情報提供について..... | 21 |
| (2) 補助金の有効性向上に関連して..... | 23 |
| (3) 補助事業者との協働に関連して..... | 25 |
| (4) 補助金事務の適正性向上に関連して..... | 27 |
| 第4 個別の補助金等についての監査結果及び意見..... | 30 |
| 1. 県費留学生受入事業費交付金..... | 30 |
| (1) 補助金等の概要..... | 30 |
| (2) 補助金等の予算額と決算額..... | 31 |
| (3) 監査の結果及び意見..... | 31 |

| | | |
|-----|--|----|
| 2. | 四国観光連携事業費負担金 | 31 |
| (1) | 補助金等の概要 | 31 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額 | 33 |
| (3) | 監査の結果及び意見 | 33 |
| 3. | えひめさんさん物語フォローアップ事業費（東予）負担金 | 33 |
| (1) | 補助金等の概要 | 33 |
| (2) | えひめさんさん物語フォローアップ事業費の成果指標 | 34 |
| (3) | 補助金等の予算額と決算額 | 34 |
| (4) | 監査の結果及び意見 | 34 |
| 4. | 松山空港地域活性化基盤施設整備事業費補助金 | 35 |
| (1) | 補助金等の概要 | 35 |
| (2) | 松山空港地域活性化基盤施設整備事業費の成果指標 | 36 |
| (3) | 補助金等の予算額と決算額 | 36 |
| (4) | 監査の結果及び意見 | 36 |
| 5. | 空港周辺住宅騒音防止対策事業費補助金 | 37 |
| (1) | 補助金等の概要 | 37 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額 | 38 |
| (3) | 監査の結果及び意見 | 38 |
| 6. | 松山空港利用促進協議会負担金（松山空港利用促進事業費（国際線利用促進関係）） | 38 |
| (1) | 補助金等の概要 | 38 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額 | 40 |
| (3) | 監査の結果及び意見 | 40 |
| 7. | 松山空港利用促進協議会負担金（松山空港利用促進事業費） | 40 |
| (1) | 補助金等の概要 | 40 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額 | 42 |
| (3) | 監査の結果及び意見 | 42 |
| 8. | 松山空港利用促進協議会負担金（松山空港エアポートセールス強化事業費） | 42 |
| (1) | 補助金等の概要 | 42 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額 | 44 |
| (3) | 監査の結果及び意見 | 44 |
| 9. | 松山空港利用促進協議会負担金（松山空港国内線支援事業費） | 44 |
| (1) | 補助金等の概要 | 44 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額 | 45 |
| (3) | 監査の結果及び意見 | 45 |
| 10. | 松山空港国際化支援事業費補助金 | 46 |

| | | |
|------------|---|-----------|
| (1) | 補助金等の概要..... | 46 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 47 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 47 |
| 11. | 自転車新文化推進事業費負担金..... | 48 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 48 |
| (2) | 自転車新文化推進事業費の成果指標..... | 49 |
| (3) | 補助金等の予算額と決算額..... | 49 |
| (4) | 監査の結果及び意見..... | 50 |
| 12. | 四国一周サイクリング推進事業費負担金..... | 50 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 50 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 51 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 51 |
| 13. | しまなみ海道魅力向上事業費負担金..... | 51 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 51 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 52 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 53 |
| 14. | 重信川サイクリングロード活性化推進事業費（中予）負担金..... | 53 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 53 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 54 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 54 |
| 15. | しまなみ海道・国際サイクリング大会実施事業費負担金..... | 54 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 54 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 55 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 55 |
| 16. | えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金..... | 55 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 55 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 59 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 59 |
| 17. | 移住者住宅改修支援事業費補助金..... | 60 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 60 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 63 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 64 |
| 18. | 愛媛県鉄道安全輸送設備整備事業費補助金..... | 64 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 64 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 66 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 66 |

| | |
|------------------------------|----|
| 19. えひめ地域政策研究センター運営費補助金 | 66 |
| (1) 補助金等の概要 | 66 |
| (2) 補助金等の予算額と決算額 | 68 |
| (3) 監査の結果及び意見 | 69 |
| 20. 愛媛県鉄道施設安全対策事業費補助金 | 70 |
| (1) 補助金等の概要 | 70 |
| (2) 補助金等の予算額と決算額 | 71 |
| (3) 監査の結果及び意見 | 72 |
| 21. 愛媛県離島航路整備事業費補助金 | 72 |
| (1) 補助金等の概要 | 72 |
| (2) 補助金等の予算額と決算額 | 75 |
| (3) 監査の結果及び意見 | 75 |
| 22. 愛媛県バス運行対策費補助金 | 76 |
| (1) 補助金等の概要 | 76 |
| (2) 補助金等の予算額と決算額 | 79 |
| (3) 監査の結果及び意見 | 80 |
| 23. 愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 | 82 |
| (1) 補助金等の概要 | 82 |
| (2) 補助金等の予算額と決算額 | 83 |
| (3) 監査の結果及び意見 | 84 |
| 24. ハートなんでも相談員設置事業費補助金 | 86 |
| (1) 補助金等の概要 | 86 |
| (2) 補助金等の予算額と決算額 | 87 |
| (3) 事務事業管理シート | 87 |
| (4) 監査の結果及び意見 | 88 |
| 25. 愛媛県公民館連合会運営費補助金 | 89 |
| (1) 補助金等の概要 | 89 |
| (2) 補助金等の予算額と決算額 | 90 |
| (3) 監査の結果及び意見 | 90 |
| 26. 小規模事業経営支援事業費補助金 | 91 |
| (1) 補助金等の概要 | 91 |
| (2) 補助金等の予算額と決算額 | 95 |
| (3) 事務事業評価の状況 | 95 |
| (4) 監査の結果及び意見 | 96 |
| 27. 農商工連携新商品開発事業費補助金 | 96 |
| (1) 補助金等の概要 | 96 |

| | | |
|------------|---|------------|
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 97 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 98 |
| 28. | 中小企業団体中央会補助金..... | 98 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 98 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 101 |
| (3) | 事務事業評価の状況..... | 101 |
| (4) | 監査の結果及び意見..... | 102 |
| 29. | 下請企業振興事業費補助金..... | 102 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 102 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 104 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 105 |
| 30. | 愛媛県中小企業振興資金利子補給金（チャレンジ企業支援資金）..... | 106 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 106 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 107 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 108 |
| 31. | 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金..... | 108 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 108 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 109 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 110 |
| 32. | 特許流通促進事業費補助金..... | 111 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 111 |
| (2) | 事務事業評価の状況..... | 113 |
| (3) | 補助金等の予算額と決算額..... | 114 |
| (4) | 監査の結果及び意見..... | 114 |
| 33. | 愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金..... | 114 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 114 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 117 |
| (3) | 事務事業管理シート..... | 118 |
| (4) | 監査の結果及び意見..... | 118 |
| 34. | 私立高等学校等英語教育推進事業費補助金..... | 120 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 120 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 121 |
| (3) | 事務事業管理シート..... | 121 |
| (4) | 監査の結果及び意見..... | 122 |
| 35. | 愛媛県地方税滞納整理機構運営費補助金..... | 123 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 123 |

| | | |
|------------|-----------------------------------|------------|
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 123 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 124 |
| 36. | 愛媛県今治小松自動車道周辺整備対策費補助金..... | 125 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 125 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 127 |
| (3) | 事務事業管理シート..... | 127 |
| (4) | 監査の結果及び意見..... | 128 |
| 37. | 愛媛県地域の守り手力強化事業費補助金..... | 128 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 128 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 130 |
| (3) | 事務事業管理シート..... | 131 |
| (4) | 監査の結果及び意見..... | 131 |
| 38. | 愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金..... | 132 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 132 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 134 |
| (3) | 事務事業管理シート..... | 135 |
| (4) | 監査の結果及び意見..... | 135 |
| 39. | 普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金..... | 136 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 136 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 138 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 139 |
| 40. | 野菜・花き等産地供給力強化支援事業費補助金..... | 140 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 140 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 141 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 142 |
| 41. | 農業会議等補助金..... | 144 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 144 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 148 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 148 |
| 42. | 農業委員会ネットワーク機構負担金..... | 150 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 150 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 153 |
| (3) | 監査の結果及び意見..... | 153 |
| 43. | 意欲と能力のある林業経営者育成事業費補助金..... | 154 |
| (1) | 補助金等の概要..... | 154 |
| (2) | 補助金等の予算額と決算額..... | 156 |

| | |
|---|------------|
| (3) 監査の結果及び意見..... | 157 |
| 44. 公立大学法人愛媛県立医療技術大学運営費交付金 | 158 |
| (1) 補助金等の概要..... | 158 |
| (2) 補助金等の予算額と決算額..... | 160 |
| (3) 監査の結果及び意見..... | 161 |
| 45. 福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金 | 162 |
| (1) 補助金等の概要..... | 162 |
| (2) 補助金等の予算額と決算額..... | 164 |
| (3) 監査の結果及び意見..... | 164 |
| 第5 報道発表のあった2件の補助金等についての検証結果及び意見..... | 166 |
| 1. 愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付決定の取り消し等..... | 166 |
| (1) 行政処分等の概要 | 166 |
| (2) 検証の結果及び意見..... | 167 |
| 2. 愛媛県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金の誤払い..... | 167 |
| (1) 補助金誤払い等の概要..... | 167 |
| (2) 検証の結果及び意見..... | 169 |

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（以下、「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 特定の事件

県単独補助金等について

(2) 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

補助金は、行政主体が、公益上の必要に基づき交付する金銭的給付とされ、実際の名称は、補助金のほか、助成金、給付金、交付金、負担金等様々ですが、どの名称であっても行政の目的達成のための手法として用いられています。

「令和2年度 愛媛県の財務書類〔全体版〕」の「全体行政コスト計算書」によれば、経常費用711,140百万円のうち379,114百万円を政策目的による補助金等が占めていることから、行政の手法として重要な位置を占めるものであることがうかがい知れます。また、これらの中には、国の制度に基づくもの、法令で支出が義務付けられているものや、愛媛県（以下「県」という。）の独自の判断で実施しているもののほか、県が管理する国道等に対する工事請負費も含まれております。

法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされていることと、包括外部監査の実施に当たって意を用いなければならないとされている法第2条第14項（地域住民の福祉の増進と最小の経費で最大の効果）及び第15項（組織運営の合理化とその規模の適正化）の趣旨に鑑み、さらに、この監査を効果的なものにする 것을考慮し、県独自の判断で実施している県単独補助金等について、公益性、合規性、経済性、効率性、有効性等を視点として監査することは、意義があるものと考えました。

3. 外部監査の対象期間

原則として令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）としました。ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象としました。

4. 外部監査の実施期間

令和4年7月1日から令和5年3月3日まで

5. 監査の着眼点

監査対象として選定した補助金等に関する財務事務の執行について、以下の基本的着眼点から監査を実施しました。

- (1) 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- (2) 補助金等の申請、決定、交付等の手続は適正か。
- (3) 補助金等の算定及び交付時期は適切か。
- (4) 補助対象事業は明確になっているか。
- (5) 補助事業の実績報告及びその確認は適切か。
- (6) 補助事業の効果測定及びその確認は適切か。
- (7) 補助効果の観点から、整理、見直し等に向けた検討がされているか。

6. 実施した監査手続等

以下のような資料等を中心に監査手続を実施しました。

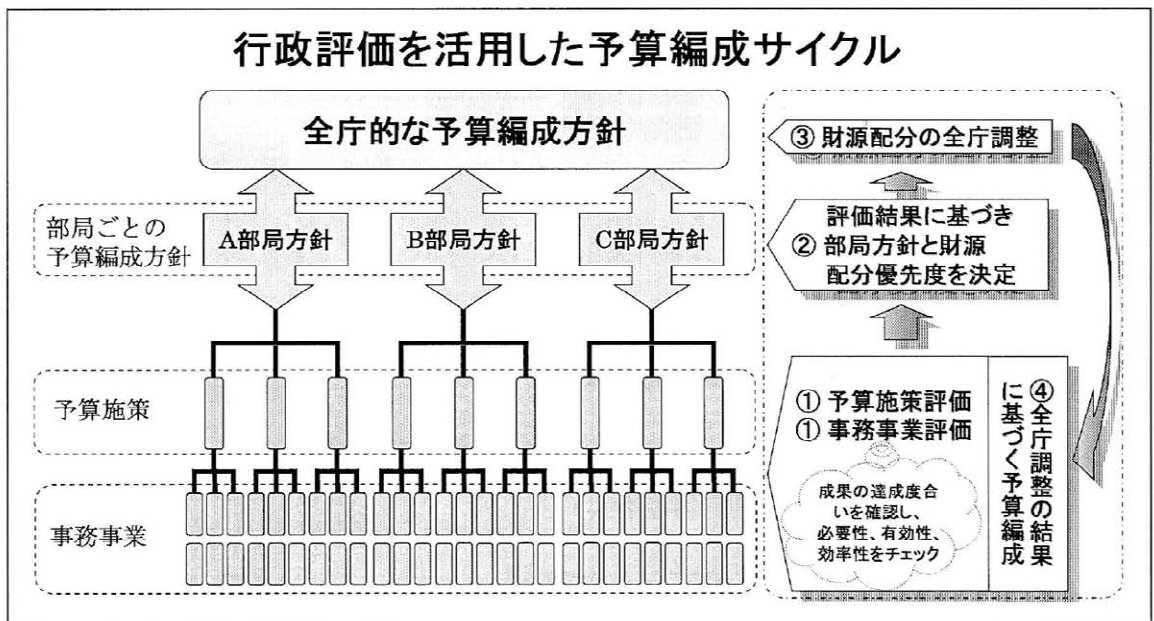
(1) 所管課（室）作成資料等

所管課（室）が補助金等の交付の為に作成活用した下記の資料等を監査しました。

- 補助金交付要綱や、実施要項・要領、規則・規程等
- 交付申請書及び添付資料
- 選考過程及び決定・承認の履歴が分かる書類（審査書類、調書、チェックリスト等）
- 交付団体の決算書類（収支決算書、貸借対照表等）
- 交付決定通知
- 交付請求書
- 実績報告書及び添付資料
- 実績報告の根拠となる証拠書類、元帳等支出の内容が分かる資料
- 実績審査の過程及び結果の承認履歴が分かる書類（審査書類、現地調査調書、調査復命書、チェックリスト等）
- 補助金確定通知
- 支出関係書類
- 交付先に対する監査・指導の状況や結果が分かる資料

(2) 予算編成において作成された資料

また、県が予算編成のために作成している資料を活用し、監査を実施しました。

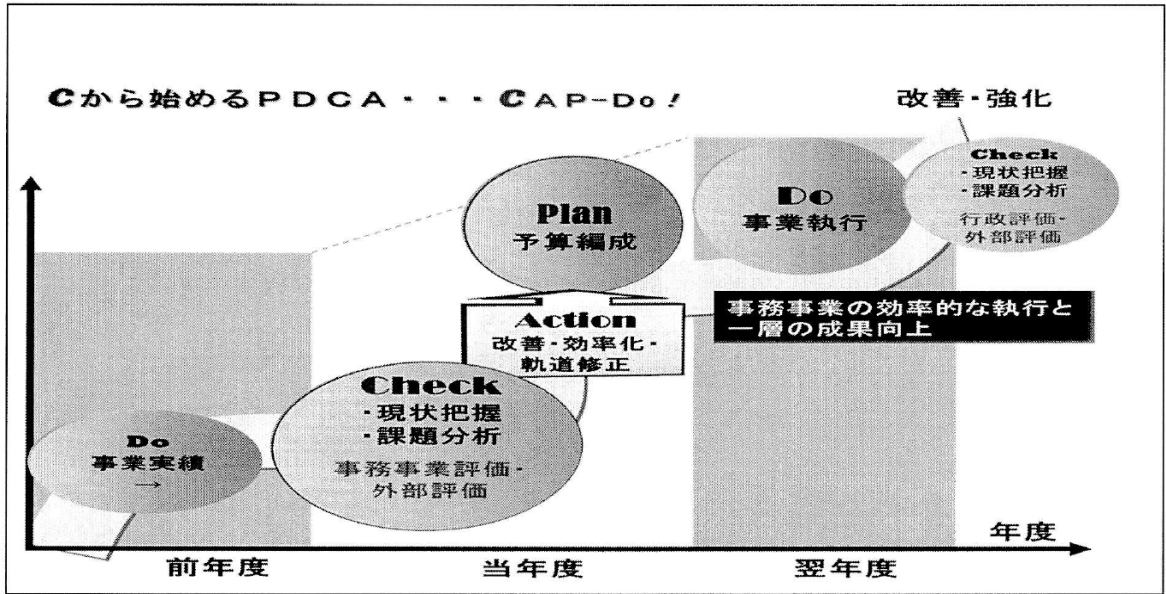


(出典：令和3年度政策・事務事業評価マニュアル)

県では、上記の図のように行政評価（施策・事務事業評価）を活用した予算編成を行っております。予算施策を構成する事務事業（施策を実現するための個々の行政手段としての事務及び事業と定義され、補助金等も含まれます。）単位で評価を行っています。また、事務事業の単位は、原則として予算編成時に所管課（室）から財政課に提出される事業の目的、必要性、効果や事業の概要等を記載してある「予算見積額の事項説明書」の単位と同一であることから、監査にあたって、概要把握や必要性等の検討にこの資料を利用しました。

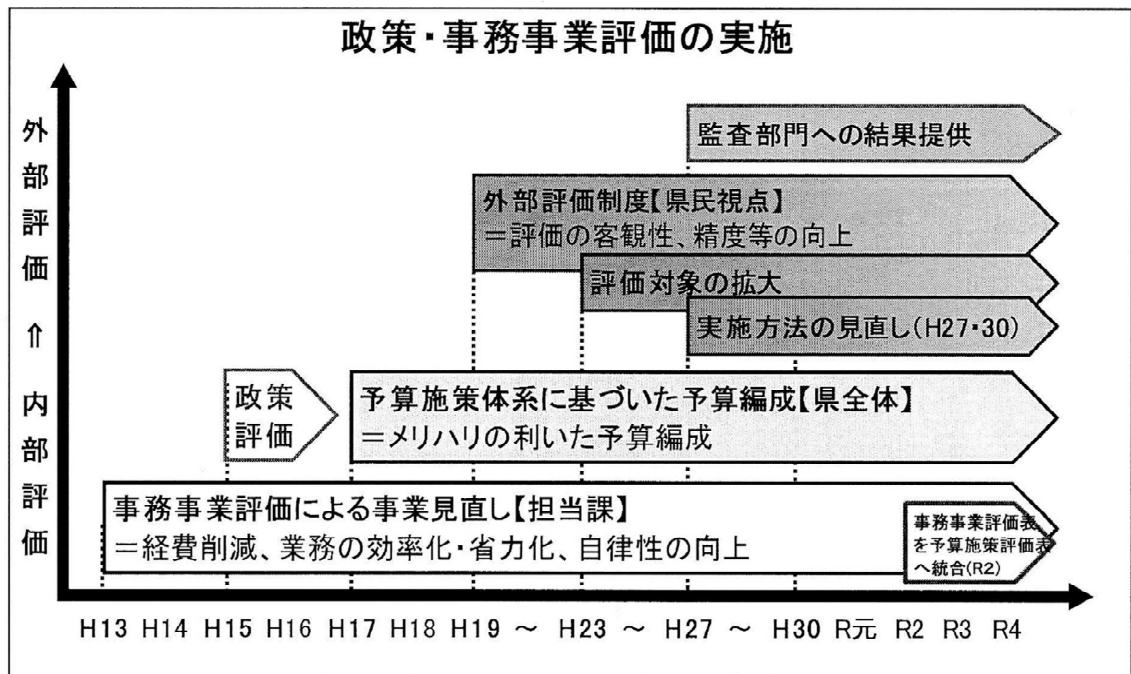
(3) 施策・事務事業評価において作成された資料

県では、次図のように、施策・事務事業評価を行い、PDCAのサイクルをC（評価）→A（改善）→P（計画）→D（実行）の順で実行し、成果分析の結果を各施策目標の達成に向けた事務事業見直しや予算編成に反映することとしています。この評価のために所管課（室）が作成した「予算施策評価表」や、その一部である「事務事業管理シート」を活用し、効率性や有効性の向上の観点からの監査を実施しました。



(出典：令和3年度政策・事務事業評価マニュアル)

また、「予算施策評価表」や「事務事業管理シート」は、県のHPで公開されている他、次図のように外部評価や監査部門への情報提供にも活用されておりますので、県民に対する情報提供の観点等からの監査を実施しました。



(出典：令和3年度政策・事務事業評価マニュアル)

7. 監査の対象とする補助金等の選定について

県には県単補助金等だけを全庁的にまとめたデータがなかったため、各部署宛に、令和3年度に一般財源100%で支出した補助金等（負担金、補助及び交付金・寄附金）で100万円以上の支出先があるものについて照会し、回答を得ました。

各部署の、上記の条件に該当する補助金等の状況は、下記の表のとおりです。この中から、監査の効果等を考慮し監査の対象を選定しました。

また、報道発表のあった2件の補助金について、事案の発生した原因の把握とそれに対する所管課の対応状況について検証しました。

(1) 補助金等（県単）の状況

| 部局名 | 補助等 件数 | 予算額合計 (千円) | 支出先 (のべ箇所数) | 100万円以上の 支出合計額 (円) |
|------------|------------|--------------------|----------------|------------------------|
| 総務部 | 32 | 46,179,114 | 230 | 45,465,873,396 |
| 企画振興部 | 20 | 1,811,658 | 128 | 1,735,829,819 |
| 観光スポーツ文化部 | 44 | 7,827,137 | 54 | 1,016,491,290 |
| 県民環境部 | 12 | 452,643 | 28 | 286,444,359 |
| 保健福祉部 | 27 | 717,575,045 | 190 | 52,503,431,185 |
| 経済労働部 | 19 | 1,790,562 | 32 | 1,618,334,563 |
| 農林水産部 | 27 | 3,141,759 | 77 | 585,062,479 |
| 土木部 | 13 | 9,828,164 | 58 | 9,746,199,005 |
| 出納局 | — | — | — | — |
| 公営企業管理局 | — | — | — | — |
| 人事委員会 | 1 | 2,200 | 1 | 2,200,000 |
| 議会事務局 | 2 | 190,991 | 47 | 159,274,999 |
| 教育委員会 | 11 | 60,572 | 16 | 53,383,761 |
| 労働委員会 | — | — | — | — |
| 警察本部 | 3 | 25,678 | 3 | 25,508,163 |
| 合 計 | 211 | 788,885,523 | 864 | 113,198,033,019 |

(2) 監査の対象とした個別の補助金等及びこれを所管する部課（室）

| 所管部局名 | 所管課（室） | 番号※ | 補助金等の名称 |
|---------------|--------|-----|---------------------------------|
| 観光スポーツ 文化部 | 観光国際課 | 1 | 県費留学生受入事業費交付金 |
| | | 2 | 四国観光連携事業費負担金 |
| | | 3 | えひめさんさん物語フォローアップ事業費 (東予) 負担金 |

| 所管部局名 | 所管課（室） | 番号※ | 補助金等の名称 | |
|-------|------------|---------------------------|--|---------------------|
| | 観光国際課航空政策室 | 4 | 松山空港地域活性化基盤施設整備事業費補助金 | |
| | | 5 | 空港周辺住宅騒音防止対策事業費補助金 | |
| | | 6 | 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港利用促進事業費(国際線利用促進関係)) | |
| | | 7 | 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港利用促進事業費) | |
| | | 8 | 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港エアポートセールス強化事業費) | |
| | | 9 | 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港国内線支援事業費) | |
| | 自転車新文化推進課 | 10 | 松山空港国際化支援事業費補助金 | |
| | | 11 | 自転車新文化推進事業費負担金 | |
| | | 12 | 四国一周サイクリング推進事業費負担金 | |
| | | 13 | しまなみ海道魅力向上事業費負担金 | |
| | | 14 | 重信川サイクリングロード活性化推進事業費(中予)負担金 | |
| | 15 | しまなみ海道・国際サイクリング大会実施事業費負担金 | | |
| | 企画振興部 | 地域政策課 | 16 | えひめの未来チャレンジ支援事業補助金 |
| | | | 17 | 移住者住宅改修支援事業費補助金 |
| | | | 18 | 愛媛県鉄道安全輸送設備整備事業費補助金 |
| 19 | | | えひめ地域政策研究センター運営費補助金 | |
| 20 | | | 愛媛県鉄道施設安全対策事業費補助金 | |
| 21 | | | 愛媛県離島航路整備事業費補助金 | |
| 22 | | | 愛媛県バス運行対策費補助金 | |
| 23 | | | 愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 | |
| 教育委員会 | 義務教育課 | 24 | ハートなんでも相談員設置事業費補助金 | |
| | 社会教育課 | 25 | 愛媛県公民館連合会運営費補助金 | |
| 経済労働部 | 経営支援課 | 26 | 小規模事業経営支援事業費補助金 | |
| | | 27 | 農商工連携新商品開発事業費補助金 | |
| | | 28 | 中小企業団体中央会補助金 | |
| | | 29 | 下請企業振興事業費補助金 | |
| | | 30 | 愛媛県中小企業振興資金利子補給金(チャレンジ企業支援資金) | |
| | 産業政策課 | 31 | 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金 | |
| 産業創出課 | 32 | 特許流通促進事業費補助金 | | |
| 県民環境部 | 循環型社会推進課 | 33 | 愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金 | |
| 総務部 | 私学文書課 | 34 | 私立高等学校等英語教育推進事業費補助金 | |
| | 税務課 | 35 | 愛媛県地方税滞納整理機構運営費補助金 | |
| 土木部 | 道路建設課 | 36 | 愛媛県今治小松自動車道周辺整備対策費補助金 | |
| | 土木管理課 | 37 | 愛媛県地域の守り手力強化事業費補助金 | |
| | | 38 | 愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金 | |
| 農林水産部 | 農産園芸課 | 39 | 普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金 | |
| | | 40 | 野菜・花き等産地供給力強化支援事業費補助金 | |
| | 農政課農地・ | 41 | 農業会議等補助金 | |

| 所管部局名 | 所管課（室） | 番号※ | 補助金等の名称 |
|-------|--------|-----|------------------------|
| | 担い手対策室 | 42 | 農業委員会ネットワーク機構負担金 |
| | 林業政策課 | 43 | 意欲と能力のある林業経営者育成事業費補助金 |
| 保健福祉部 | 保健福祉課 | 44 | 公立大学法人愛媛県立医療技術大学運営費交付金 |
| | | 45 | 福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金 |

※ 「第 4 個別の補助金等についての監査結果及び意見」における記載順の番号です。

(3) 報道発表のあった 2 件の補助金

| 所管部局名 | 所管課 | 番号※ | 補助金等の名称 |
|-------|--------|-----|------------------------|
| 経済労働部 | 経営支援課 | 1 | 愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金 |
| 保健福祉部 | 障がい福祉課 | 2 | 愛媛県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金 |

※ 「第 5 報道発表のあった補助金等についての検証結果及び意見」における記載順の番号です。

8. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

| 区分 | 氏名 | 主な資格等 |
|---------|-------|-------|
| 包括外部監査人 | 木本 敦 | 公認会計士 |
| 補助者 | 吉田 直輝 | 公認会計士 |
| 補助者 | 高須賀 経 | 公認会計士 |

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はありません。

10. 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項を指摘として、他方、違法若しくは著しく不当とまでは言えないものの、是正措置が望まれると考える事項を意見として報告書として取りまとめるべく、監査を実施しましたが、監査の結果、指摘とすべき事項は検出されませんでした。

報告書中の各項目についての計数は、原則として単位未満を四捨五入しています。このため、端数処理の関係で、数値が一致しない場合があります。

第2 監査対象の概要

1. 補助金等の推移

前述のように、県には県単独補助金等だけを対象とした全庁的なデータがないため、県単独補助金等に限った形式での概要把握はできませんでしたので、行政コスト計算書のいう補助金等を対象として概要を検討しました。

県の行政コスト計算書（純経常行政コストまで記載）から、補助金等の推移を作成すると下の表のとおりとなります。行政コストに占める補助金等のウェイトは非常に高く、令和元年度、2年度と補助金等は増加しております。

（単位：百万円）

| 科目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 対前年増減 | 令和2年度 | 対前年増減 |
|-------------|----------------|----------------|--------------|----------------|---------------|
| 経常費用 | 466,192 | 475,559 | 9,367 | 531,942 | 56,383 |
| 業務費用 | 265,155 | 266,104 | 949 | 268,203 | 2,099 |
| 人件費 | 166,944 | 163,882 | -3,062 | 162,733 | -1,149 |
| 職員給与費 | 140,697 | 138,551 | -2,146 | 137,458 | -1,093 |
| 賞与等引当金繰入額 | 11,670 | 11,713 | 43 | 11,560 | -153 |
| 退職手当引当金繰入額 | 11,947 | 10,947 | -1,000 | 10,715 | -232 |
| その他 | 2,629 | 2,671 | 42 | 3,000 | 329 |
| 物件費等 | 89,338 | 94,431 | 5,093 | 98,338 | 3,907 |
| 物件費 | 35,465 | 37,450 | 1,985 | 44,349 | 6,899 |
| 維持修繕費 | 9,364 | 12,301 | 2,937 | 9,354 | -2,947 |
| 減価償却費 | 44,431 | 44,660 | 229 | 44,551 | -109 |
| その他 | 77 | 20 | -57 | 83 | 63 |
| その他の業務費用 | 8,874 | 7,790 | -1,084 | 7,132 | -658 |
| 支払利息 | 7,094 | 5,923 | -1,171 | 4,835 | -1,088 |
| 徴収不能引当金繰入額 | 116 | 95 | -21 | 131 | 36 |
| その他 | 1,663 | 1,773 | 110 | 2,165 | 392 |
| 移転費用 | 201,037 | 209,455 | 8,418 | 263,739 | 54,284 |
| 補助金等 | 187,262 | 195,110 | 7,848 | 250,207 | 55,097 |
| 社会保障給付 | 5,487 | 5,659 | 172 | 5,555 | -104 |
| 他会計への繰出金 | 8,096 | 8,519 | 423 | 7,839 | -680 |
| その他 | 191 | 167 | -24 | 138 | -29 |
| 経常収益 | 18,839 | 17,775 | -1,064 | 18,743 | 968 |
| 使用料及び手数料 | 6,903 | 6,952 | 49 | 6,771 | -181 |
| その他 | 11,936 | 10,823 | -1,113 | 11,971 | 1,148 |
| 純経常行政コスト | 447,354 | 457,784 | 10,430 | 513,200 | 55,416 |

（愛媛県の財務書類 一般会計等財務書類 行政コスト計算書のデータを利用し作成）

※令和3年度分は令和5年3月末日に公表予定であるため、令和2年度以前3年度を比較しております。

※行政コスト計算書では、県が管理する国道等に対する工事請負費等も「補助金等」に計上することになっており、本報告書で監査対象とした補助金等の範囲とは異なる部分があります。

2. 補助金等の主な内容

補助金等の主なものと年度別の状況は、下の表のとおりでした。補助金等には多額の制度的・義務的な負担や県が管理する国道等に対する工事請負費等も含まれています。

| 補助金等の名称 | 相手先 | 金額（百万円） | | |
|--------------------------------|-----------|---------|-------|-------|
| | | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 |
| 直営道路事業費負担金 | 国土交通省 | 4,199 | 4,310 | 5,422 |
| 農地農業用施設災害復旧事業費 | 市町 | | 2,294 | 2,151 |
| JR 松山駅付近連続立体交差事業（北伊予駅・車両基地） | 四国旅客鉄道(株) | 2,441 | 1,861 | |
| JR 松山駅付近連続立体交差事業（貨物駅） | 四国旅客鉄道(株) | 357 | 383 | |
| JR 松山駅付近連続立体交差事業（高架） | 四国旅客鉄道(株) | 664 | 1,128 | 2,304 |
| 肱川水系緊急治水対策推進事業費 | 国土交通省 | | | 1,834 |
| 災害林道復旧事業費 | 市町等 | | 1,820 | 1,258 |
| 直轄港湾海岸事業費負担金 | 国土交通省 | 1,890 | 1,066 | 771 |
| 鹿野川ダム改造及び山鳥坂ダム建設費負担金 | 国土交通省 | 1,447 | | |
| 山鳥坂ダム建設費負担金 | 国土交通省 | | 1,075 | 2,617 |
| 直轄災害復旧事業費負担金 | 国土交通省 | 1,390 | | |
| 今治新都市中核施設整備費補助費 | 市町 | 1,018 | 691 | |
| 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等交付金事業費 | 新居浜市 他 | | | 458 |
| 介護基盤整備事業費補助金 | 市町 | 721 | 611 | 724 |
| 直轄河川事業費負担金 | 国土交通省 | 514 | 581 | 1,054 |
| 直轄河川激甚災害対策特別緊急事業費負担金 | 国土交通省 | 399 | 636 | |
| 直轄砂防事業費負担金 | 国土交通省 | | | 360 |

| 補助金等の名称 | 相手先 | 金額（百万円） | | |
|------------------------------|-------------------|---------|--------|--------|
| | | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 |
| 松山空港整備直轄事業費負担金 | 国土交通省 | | | 330 |
| 平成 30 年度水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金 | 宇和島市 | | 518 | |
| 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業費交付金 | 市町 | | 373 | |
| 国営緊急農地再編整備事業費負担金 | 農林水産省 | | 350 | 463 |
| 介護施設開設準備経費助成事業費補助金 | 市町 | | 317 | |
| 地方消費税交付金 | 市町 | 25,805 | 24,202 | 29,507 |
| 介護給付費負担金 | 市町 | 19,439 | 19,793 | 20,302 |
| 後期高齢者医療給付費県費負担事業費 | 愛媛県後期高齢者医療広域連合 | 16,057 | 16,587 | 16,301 |
| 障害者自立支援給付費負担金 | 市町 | 6,984 | 7,354 | 7,666 |
| 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助金 | 新型コロナウイルス入院受入医療機関 | | | 7,048 |
| 国民健康保険基盤安定事業費負担金 | 市町 | 5,214 | 5,156 | 5,052 |
| 子どものための教育・保育給付費負担金 | 市町 | 3,701 | 4,342 | 5,040 |
| 新型コロナウイルス感染症医療従事者等慰労金 | 医療従事者 | | | 4,749 |
| 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 | 感染対策に取り組んだ施設及び職員 | | | 4,381 |
| 私立学校運営費補助金 | 学校法人 | 3,489 | 3,523 | 3,504 |
| 後期高齢者医療保険基盤安定事業費県費負担金 | 市町 | 3,478 | 3,454 | 3,614 |
| 新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床確保等事業補助金 | 医療機関 | | | 3,206 |
| 児童手当負担金 | 市町 | 3,110 | 3,039 | 2,971 |
| 公立高等学校等就学支援金 | 就学支援金申請者 | 2,689 | 2,635 | 2,559 |

| 補助金等の名称 | 相手先 | 金額（百万円） | | |
|---|------------------------------|---------|-------|-------|
| | | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 |
| 児童福祉施設入所措置費 | 市町、一部事務組合、社会福祉法人等 | 2,657 | 2,662 | 2,681 |
| 医療機関・薬局等における感染症拡大防止等支援事業費補助金 | 病院、診療所、薬局等 | | | 2,564 |
| 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金 | 新型コロナ疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関 | | | 2,276 |
| 愛媛県廃棄物処理センター運営補助金 | (一財)愛媛県廃棄物処理センター | | 2,511 | |
| 県民税徴収取扱費交付金 | 市町 | 2,044 | 2,063 | 2,049 |
| 自立支援医療費(精神通院医療費)負担金 | 社会保険診療報酬支払基金 | 1,878 | 1,886 | 1,785 |
| 私立高等学校等就学支援金補助金 | 学校法人 | 1,726 | 1,733 | 2,360 |
| 重度心身障がい者医療費補助金 | 市町 | 1,522 | 1,512 | 1,437 |
| 経営体育成支援事業費 | 市町 | 1,386 | | |
| 平成 30 年 7 月豪雨愛媛県被災者生活再建緊急支援事業費補助金 | 市町 | 1,325 | | |
| 平成 30 年度被災農業者向け経営体育成支援事業費 | 市町 | | 654 | |
| 平成 30 年 7 月豪雨に係る愛媛県子育て関連施設災害復旧費補助金 | 大洲市、西予市 | | | 401 |
| えひめ地域産業力強化支援事業費 | 県中小企業団体中央会 | | | 1,313 |
| 小規模事業経営支援事業費補助金 | 商工会、商工会議所及び愛媛県商工会連合会 | 1,321 | 1,309 | 1,294 |
| 私立幼稚園運営費補助金 | 私立幼稚園 | 1,093 | 1,018 | |
| 私立専門学校授業料等減免事業費補助金 | 学校法人 | | | 351 |
| 県産水産物消費拡大緊急対策事業費 | 愛媛県漁業協同組合 | | | 1,200 |

| 補助金等の名称 | 相手先 | 金額（百万円） | | |
|-------------------------------|------------------|---------|-------|-------|
| | | H30年度 | R1年度 | R2年度 |
| 中山間地域等直接支払交付金 | 市町 | 1,228 | 1,225 | 1,133 |
| 自動車取得税交付金 | 市町 | 1,177 | 604 | |
| 自動車税環境性能割交付金 | 市町 | | | 324 |
| 子育て家庭支援事業費補助金 | 市町 | 1,095 | 1,131 | 1,221 |
| 子育てのための施設等利用給付交付金 | 市町 | | | 396 |
| 介護保険地域支援事業交付金 | 市町 | 1,051 | 1,131 | 1,104 |
| 障害児通所給付費等負担金及び肢体不自由児通所医療費等負担金 | 市町 | 1,045 | 1,220 | 1,402 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 市町 | 516 | 420 | 826 |
| 乳幼児医療費助成事業補助金 | 市町 | 826 | 806 | 633 |
| 配当割交付金 | 市町 | 612 | 715 | 610 |
| 後期高齢者医療高額医療費負担金 | 愛媛県後期高齢者医療広域連合 | 806 | 883 | 1,015 |
| 自立支援医療費(精神通院医療費)負担金 | 愛媛県国民健康保険団体連合会 | 712 | | |
| 農村環境保全向上活動支援事業 | 市町 | 722 | 715 | 717 |
| 公立大学法人愛媛県立医療技術大学運営費交付金 | 公立大学法人愛媛県立医療技術大学 | 720 | 620 | 712 |
| 軽費老人ホーム事務費補助金 | 社会福祉法人 | 616 | 632 | 633 |
| ふるさと振興資金交付金 | 愛媛縣市町振興協会 | 596 | 564 | 559 |
| 法人事業税交付金 | 市町 | | | 1,565 |
| 森林環境保全直接支援事業補助金 | 森林組合、林業事業者 他 | | 765 | 1,441 |
| 子どものための教育・保育給付費補助金 | 市町 | 669 | 747 | 722 |
| 新規就農総合支援事業費補助金（経営開始型） | 市町 | 486 | | |

| 補助金等の名称 | 相手先 | 金額（百万円） | | |
|-------------------------------|-----------------------------|---------|-------|--------|
| | | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 |
| 新規就農総合支援事業費 | 市町及びえひめ農林漁業振興機構 | | 539 | 553 |
| 愛媛県競技力向上対策本部運営費負担金 | 愛媛県競技力向上対策本部 | 341 | 367 | 300 |
| 障害者医療費（更生医療等）負担金 | 市町 | 506 | 532 | 527 |
| 地籍調査事業費負担金 | 市町 | 420 | 503 | |
| 心身障害者扶養共済事業特別調整負担金 | 独立行政法人福祉医療機構 | 459 | 460 | 460 |
| 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金 | 医療機関 | 481 | | |
| ひとり親家庭医療費補助金 | 市町 | 435 | 426 | |
| 水道施設耐震化等促進事業費補助金 | 市町 | 499 | 427 | 534 |
| 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 | (H30 年度) JA えひめアイパックス(株) | 384 | 4,865 | |
| | (R1 年度) 中小企業者等 | | | |
| 中小企業振興資金（災害関連対策資金）保証料補給 | 県信用保証協会 | | | 1,097 |
| 中小企業振興資金利子補給金（災害関連対策資金・全国統一枠） | 県融資制度取扱金融機関 | | | 644 |
| 中小企業グループ施設等復旧整備補助金 | 県内中小企業 | | | 333 |
| 公立高等学校等奨学のための給付金 | 給付金申請者 | 365 | 349 | 440 |
| 生活保護費等県費負担金 | 市 | 317 | | |
| 生活福祉基金貸付事業費補助金 | 社会福祉法人愛媛県 | | 361 | |
| 生活福祉資金貸付事業費補助金 | 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 | | | 12,550 |
| 低所得者介護保険料軽減負担金 | 市町 | | | 648 |

| 補助金等の名称 | 相手先 | 金額（百万円） | | |
|-------------------|---------------|---------|-------|-------|
| | | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 |
| 医療施設近代化施設整備事業費補助金 | 松山赤十字病院 | | | 583 |
| 県内宿泊旅行代金割引事業 | 四国観光立県推進愛媛協議会 | | | 511 |

（愛媛県の財務書類 附属明細書のデータを利用し作成）

3. 増減分析

令和元年度、R2 年度における増加の主な要因は、以下のとおり、西日本豪雨災害の災害復旧関連補助金とコロナ対策関連補助金の増加によるものでした。

（単位：百万円）

| 補助金等の名称 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 |
|---|--------|-------|--------|
| 生活福祉資金貸付事業費補助金 | | | 12,550 |
| 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助金 | | | 7,048 |
| 新型コロナウイルス感染症医療従事者等慰労金 | | | 4,749 |
| 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 | | | 4,381 |
| 新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床確保等事業補助金 | | | 3,206 |
| 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金 | | | 2,564 |
| 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金 | | | 2,276 |
| 県産水産物消費拡大緊急対策事業費 | | | 1,200 |

| 補助金等の名称 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 |
|------------------------------------|--------|-------|--------|
| 中小企業振興資金（災害関連対策資金）保証料補給 | | | 1,097 |
| 中小企業振興資金利子補給金（災害関連対策資金・全国統一枠） | | | 644 |
| ※ コロナ対策関連補助金 小計（A） | 0 | 0 | 39,715 |
| 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 | 384 | 4,865 | |
| 農地農業用施設災害復旧事業費 | | 2,294 | 2,151 |
| 災害林道復旧事業費 | | 1,820 | 1,258 |
| 肱川水系緊急治水対策推進事業費 | | | 1,834 |
| 直轄災害復旧事業費負担金 | 1,390 | | |
| 経営体育成支援事業費 | 1,386 | | |
| 平成 30 年 7 月豪雨愛媛県被災者生活再建緊急支援事業費補助金 | 1,325 | | |
| 直轄河川激甚災害対策特別緊急事業費負担金 | 399 | 636 | |
| 平成 30 年度被災農業者向け経営体育成支援事業費 | | 654 | |
| 平成 30 年 7 月豪雨に係る愛媛県子育て関連施設災害復旧費補助金 | | | 401 |

| 補助金等の名称 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 中小企業グループ施設等復旧整備補助金 | | | 333 |
| ※ 災害復旧関連補助金 小計 (B) | 4,884 | 10,269 | 5,977 |
| 合計 (A) + (B) | 4,884 | 10,269 | 45,692 |
| 増減に対する影響額 | — | 5,385 | 35,423 |

※ 愛媛県の財務書類 附属明細書の支出目的等の記載を踏まえ当職が作成

第3 監査の結果及び意見（総括）

1. 総括

監査の結果、「2. 指摘事項及び意見の一覧」のとおり 80 項目の意見を報告します。その中で主なものについては、「3. 監査の結果及び意見の要約」として内容別にまとめて記載しています。大きな項目として、「(1) 県民に対する情報提供について」、「(2) 補助金の有効性向上に関連して」、「(3) 補助事業者との協働に関連して」、及び「(4) 補助金事務の適正性向上に関連して」にまとめ、その中に数種類の小さな項目を設けて整理しています。

2. 指摘事項及び意見の一覧

指摘事項に該当するものは検出されませんでした。意見の一覧は次のとおりです。下表の「No」は、意見に付したものです。

| | | | 意見 |
|----|-------|--|-----------------------|
| No | 要約 No | 補助金等の名称 | タイトル |
| 1 | (2) ② | えひめさんさん物語フォローアップ事業費（東予）負担金 | 成果指標の計画値の見直しについて |
| 2 | (3) ③ | えひめさんさん物語フォローアップ事業費（東予）負担金 | 負担金支出先の決算内容の把握について |
| 3 | (2) ⑤ | 松山空港地域活性化基盤施設整備事業費補助金 | 成果指標の設定について |
| 4 | (4) ③ | 松山空港地域活性化基盤施設整備事業費補助金 | 検査確認書の予算差引増減要因の記載について |
| 5 | (4) ③ | 空港周辺住宅騒音防止対策事業費補助金 | 検査確認書の予算差引増減要因の記載について |
| 6 | (3) ③ | 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港利用促進事業費（国際線利用促進関係）) | 負担金支出先の決算内容の把握について |
| 7 | (3) ③ | 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港利用促進事業費) | 負担金支出先の決算内容の把握について |
| 8 | (3) ③ | 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港エアポートセールス強化事業費) | 負担金支出先の決算内容の把握について |
| 9 | (3) ③ | 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港国内線支援事業費) | 負担金支出先の決算内容の把握について |
| 10 | (4) ④ | 松山空港国際化支援事業費補助金 | 概算払いの必要性の検討について |
| 11 | (2) ⑤ | 自転車新文化推進事業費負担金 | 成果指標の設定について |

| | | | 意見 |
|----|-------|--------------------------|----------------------------|
| No | 要約 No | 補助金等の名称 | タイトル |
| 12 | (4) ③ | えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金 | 検査調書の様式について |
| 13 | | えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金 | 交付決定通知書を発行するための運用について |
| 14 | (4) ① | えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金 | 交付申請に対する審査について |
| 15 | (2) ⑤ | 移住者住宅改修支援事業費補助金 | 活動指標と成果指標の設定について |
| 16 | | 愛媛県鉄道安全輸送設備整備事業費補助金 | 補助上限額の設定プロセスについて |
| 17 | | えひめ地域政策研究センター運営費補助金 | 補助金の分類について |
| 18 | | えひめ地域政策研究センター運営費補助金 | 補助金の交付決定方式について |
| 19 | (3) ④ | えひめ地域政策研究センター運営費補助金 | 補助対象経費について |
| 20 | (4) ④ | えひめ地域政策研究センター運営費補助金 | 補助金の概算払について |
| 21 | (2) ② | 愛媛県鉄道施設安全対策事業費補助金 | 活動指標の計画値見直しについて |
| 22 | (4) ① | 愛媛県離島航路整備事業費補助金 | 交付申請に対する審査について |
| 23 | | 愛媛県離島航路整備事業費補助金 | 交付先及び最終交付先に対する監査・指導の状況について |
| 24 | (4) ① | 愛媛県バス運行対策費補助金 | 交付申請に対する審査について |
| 25 | (4) ② | 愛媛県バス運行対策費補助金 | 実績報告書に対する審査について |
| 26 | (2) ① | 愛媛県バス運行対策費補助金 | 活動指標と成果指標の設定について |
| 27 | (4) ① | 愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 | 交付申請に対する審査について |
| 28 | (4) ② | 愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 | 実績報告書に対する審査について |
| 29 | (4) ③ | 愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 | 検査調書の様式について |
| 30 | (2) ① | 愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 | 活動指標と成果指標の設定について |
| 31 | (1) ⑤ | ハートなんでも相談員設置事業費補助金 | 事務事業評価の単位について |
| 32 | (1) ⑦ | ハートなんでも相談員設置事業費補助金 | 成果指標の評価について |
| 33 | | 愛媛県公民館連合会運営費補助金 | 補助対象者の計算書類について |
| 34 | (2) ② | 小規模事業経営支援事業費補助金 | 活動指標の取扱いについて |
| 35 | (2) ② | 小規模事業経営支援事業費補助金 | 成果指標の取扱いについて |
| 36 | | 小規模事業経営支援事業費補助金 | 予算作成見積額の事項説明書の記載について |

| | | | 意見 |
|----|-------|-------------------------------|-------------------------|
| No | 要約 No | 補助金等の名称 | タイトル |
| 37 | | 農商工連携新商品開発事業費補助金 | 補助金交付要綱について |
| 38 | (1) ① | 農商工連携新商品開発事業費補助金 | 補助金についての情報提供について |
| 39 | (1) ④ | 中小企業団体中央会補助金 | 補助事業者の情報提供について |
| 40 | (3) ① | 中小企業団体中央会補助金 | 活動指標について |
| 41 | (3) ① | 中小企業団体中央会補助金 | 成果指標について |
| 42 | (3) ① | 下請企業振興事業費補助金 | 活動指標・成果指標の補助事業者との共有について |
| 43 | (4) ② | 下請企業振興事業費補助金 | 実績報告書の審査について |
| 44 | | 愛媛県中小企業振興資金利子補給金（チャレンジ企業支援資金） | 完了報告の提出について |
| 45 | (1) ⑥ | 愛媛県中小企業振興資金利子補給金（チャレンジ企業支援資金） | 事務事業評価について |
| 46 | (1) ③ | 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金 | 補助金の情報提供について |
| 47 | | 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金 | 事務事業管理シートについて |
| 48 | | 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金 | 補助金交付要綱について |
| 49 | (2) ④ | 特許流通促進事業費補助金 | 活動指標の取扱いについて |
| 50 | | 特許流通促進事業費補助金 | 実績報告書の記載について |
| 51 | (1) ② | 愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金 | 補助金の概要についての情報提供について |
| 52 | (1) ⑤ | 愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金 | 事務事業管理シートによる評価単位について |
| 53 | (1) ③ | 私立高等学校等英語教育推進事業費補助金 | 補助金の情報提供について |
| 54 | | 私立高等学校等英語教育推進事業費補助金 | 事務事業管理シートの記載について |
| 55 | | 私立高等学校等英語教育推進事業費補助金 | 検査事務の運用について |
| 56 | (1) ④ | 愛媛県地方税滞納整理機構運営費補助金 | 補助事業者の情報提供について |
| 57 | (3) ① | 愛媛県地方税滞納整理機構運営費補助金 | 補助事業者との目標の共有について |
| 58 | (2) ③ | 愛媛県地方税滞納整理機構運営費補助金 | 成果指標について |
| 59 | (1) ② | 愛媛県今治小松自動車道周辺整備対策費補助金 | 事務事業管理シートの記載について |
| 60 | | 愛媛県地域の守り手力強化事業費補助金 | 補助金交付要綱の記載について |

| | | | 意見 |
|----|-------|------------------------|----------------------------------|
| No | 要約 No | 補助金等の名称 | タイトル |
| 61 | (1) ① | 愛媛県地域の守り手力強化事業費補助金 | 事務事業管理シートの記載について |
| 62 | | 愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金 | 補助金交付要綱の記載について |
| 63 | (1) ① | 愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金 | 事務事業管理シートの記載について |
| 64 | | 普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金 | 農業保険への加入状況の確認について |
| 65 | | 普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金 | 交付先に対する監査・指導の状況や結果がわかる資料について |
| 66 | | 普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金 | 補助金交付後の実証期間に関する報告の様式について |
| 67 | | 野菜・花き等産地供給力強化支援事業費補助金 | 交付先及び最終交付先に対する監査・指導の状況について |
| 68 | (1) ⑦ | 野菜・花き等産地供給力強化支援事業費補助金 | 活動指標と成果指標の設定について |
| 69 | | 農業会議等補助金 | 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について |
| 70 | (4) ② | 農業会議等補助金 | 実績報告の根拠となる証拠書類等の入手について |
| 71 | | 農業会議等補助金 | 補助金等の見直しについて |
| 72 | (3) ② | 農業会議等補助金 | 交付先に対する監査・指導の状況について |
| 73 | (2) ① | 農業委員会ネットワーク機構負担金 | 活動指標と成果指標の設定について |
| 74 | (3) ④ | 農業委員会ネットワーク機構負担金 | 補助対象経費について |
| 75 | | 農業委員会ネットワーク機構負担金 | 補助金等の見直しについて |
| 76 | (3) ② | 農業委員会ネットワーク機構負担金 | 交付先に対する監査・指導の状況について |
| 77 | (2) ① | 意欲と能力のある林業経営者育成事業費補助金 | 活動指標と成果指標の設定について |
| 78 | | 公立大学法人愛媛県立医療技術大学運営費交付金 | 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について |
| 79 | | 福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金 | 令和3年度当初予算見積額の事項説明書における積算根拠等について |
| 80 | | 福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金 | 予算額と決算額との乖離について |

3. 監査の結果及び意見の要約

意見の一覧のうち、主な事項を以下に要約しました。

(1) 県民に対する情報提供について

補助金の類型ごとに、県の補助金に関する情報提供を拡充・充実することが望ましいです。

① 公募型補助金の情報提供について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|-----------------------|------------------|
| 38 | 農商工連携新商品開発事業費補助金 | 補助金についての情報提供について |
| 61 | 愛媛県地域の守り手力強化事業費補助金 | 事務事業管理シートの記載について |
| 63 | 愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金 | 事務事業管理シートの記載について |

公募型の経営支援等を目的とした補助金について、現状では募集期間のみの情報提供となっております。公募に関する情報を継続的に提供することで、支援を期待する県民の問い合わせ等につながり、結果として積極的な活用促進につながると思います。また、問い合わせや意見等は、県民ニーズの把握にも活用できると思います。HP等のアクセスが容易な形式で提供することが望ましいです。

② 県民生活に身近な事業に関する補助金等の情報提供について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|-----------------------|---------------------|
| 51 | 愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金 | 補助金の概要についての情報提供について |
| 59 | 愛媛県今治小松自動車道周辺整備対策費補助金 | 事務事業管理シートの記載について |

県民の身近な事業について、補助金はどう使われているか、これからどうなるのか、県民が興味を持った際に概要や進捗状況等が容易に理解できるように、HP等のアクセスが容易な形式で提供することが望ましいです。

③ 補助金等の必要性・公平性の判断に関する情報提供について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|---------------------|--------------|
| 46 | 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金 | 補助金の情報提供について |
| 53 | 私立高等学校等英語教育推進事業費補助金 | 補助金の情報提供について |

補助金の必要性や公平性の判断には、十分な情報提供が必要だと思えます。補助事業の適切な理解・判断が可能となるよう HP 等のアクセスが容易な形式で情報提供することが望ましいです。

④ 補助事業者の運営状況についての情報提供について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|-------------------|----------------|
| 39 | 中小企業団体中央会補助金 | 補助事業者の情報提供について |
| 56 | 愛媛地方税滞納整理機構運営費補助金 | 補助事業者の情報提供について |

一定規模の補助金により運営されている団体については、その運営に係る収支状況等を HP 等のアクセスが容易な形式で情報提供を指導・助言することが望ましいです。

⑤ 補助金等の評価単位について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|--------------------|----------------------|
| 31 | ハートなんでも相談員設置事業費補助金 | 事務事業評価の単位について |
| 52 | 愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金 | 事務事業管理シートによる評価単位について |

現在の政策・事務事業の評価は事務事業単位となっております。事務事業は、予算編成上の要請から、財源内訳（国支出の有無等）等で区分されています。県民に対する情報提供にあたっては、政策・事務事業評価の単位を工夫することで、当該補助金等に対応している課題の全体像が理解しやすくなるような形式での情報提供が可能になる余地があると思えます。

例えば、国の補助事業でカバーできない部分を県単独で手当てる場合、2つの補助金等を併せて評価する形式での情報提供が有意義だと思えます。また、対応する課題が同じであるにもかかわらず、補助対象が異なることから2種類以上の補助金等がある場合で、目標とする成

果は2以上の補助金等を合わせた形式で示した方が合理的な補助金等もあると思います。現状の事務事業評価シートの形式では限界があり、政策・事務事業評価制度の改善余地があると思います。

⑥ 補助金等についての評価の必要性について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|--------------------------------------|------------|
| 45 | 愛媛県中小企業振興資金 子補給金（チャレンジ企業 支援資金） | 事務事業評価について |

現在の事務事業評価では、評価結果を次年度の事業実施に反映できない場合や、県の裁量の余地がない等の場合には、評価対象外とすることとなっております。しかし、評価対象外となると補助金の予算額や実施件数等の情報にアクセスしづらくなります。県民に補助金等の成果等を周知するため、評価対象外とする補助金は極力少なくすべきであると思います。

⑦ 事務事業管理シートの改善について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|---------------------------|------------------|
| 32 | ハートなんでも相談員設置 事業費補助金 | 成果指標の評価について |
| 68 | 野菜・花き等産地供給力強 化支援事業費補助金 | 活動指標と成果指標の設定について |

事務事業管理シートの現在の形式では、事業の概要や事務事業の成果に関する評価を分かりやすい記載にするには、記入欄が狭く担当課の評価が十分に反映できていないケースがあります。より詳細な説明ができるよう事務事業評価制度全体の改善が望ましいです。

(2) 補助金の有効性向上に関連して

補助金の有効性を向上するよう施策を改善するためには、成果分析を適切に行うことが基本となります。このような観点から、改善が望まれる下記のような意見事項がありました。

① 補助金についての活動指標と成果指標の設定の必要性について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|--------------------------|------------------|
| 26 | 愛媛県バス運行対策費補助金 | 活動指標と成果指標の設定について |
| 30 | 愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 | 活動指標と成果指標の設定について |
| 73 | 農業委員会ネットワーク機構負担金 | 活動指標と成果指標の設定について |
| 77 | 意欲と能力のある林業経営者育成事業費補助金 | 活動指標と成果指標の設定について |

上記の補助金では、事務事業単位での活動指標と成果指標による評価はあるものの、補助金単位での活動指標や成果指標による評価がありませんでした。一定額以上の補助金については、目的達成度や効果を測定するために補助金ごとに具体的な活動指標や成果指標を設定することが望ましいです。

② 活動指標・成果指標の計画値見直しについて

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|----------------------------|------------------|
| 1 | えひめさんさん物語フォローアップ事業費（東予）負担金 | 成果指標の計画値の見直しについて |
| 21 | 愛媛県鉄道施設安全対策事業費補助金 | 活動指標の計画値見直しについて |
| 34 | 小規模事業経営支援事業費補助金 | 活動指標の取扱いについて |
| 35 | 小規模事業経営支援事業費補助金 | 成果指標の取扱いについて |

事務事業管理シートにおける活動指標・成果指標が、前期実績と乖離しているにもかかわらず、計画値がそのまま据え置かれていました。適切な事務事業評価及び負担金の効果測定のために、計画値は前年度の実績を踏まえた見直しをすることが望ましいです。

③ 活動指標・成果指標の評価について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|-------------|----------|
| 58 | 愛媛地方税滞納整理機構 | 成果指標について |

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|---------|------|
| | 運営費補助金 | |

県が成果指標としている徴収率は、令和元～3年度においては相当程度上振れしている状況ですが、事務事業管理シートに分析結果等の記載がありませんでした。差異の原因分析を実績報告書に記載・報告等を求めるとともに県としての評価を事務事業管理シートに記載することが望ましいです。

④ 指標の正確性について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|--------------|--------------|
| 49 | 特許流通促進事業費補助金 | 活動指標の取扱いについて |

事務事業管理シートの活動指標に関する記載と補助事業者からの実績報告が一致していませんでした。活動指標は補助金支出の成果を判断する指標で正確な取り扱いが望ましいです。

⑤ 指標の妥当性について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|-----------------------|------------------|
| 3 | 松山空港地域活性化基盤施設整備事業費補助金 | 成果指標の設定について |
| 11 | 自転車新文化推進事業費負担金 | 成果指標の設定について |
| 15 | 移住者住宅改修支援事業費補助金 | 活動指標と成果指標の設定について |

成果指標に、アンケートやSNS利用状況等を活用することも検討することも、補助金の有効活用につながるのではないかと思います。

(3) 補助事業者との協働に関連して

補助金の有効性を向上するためには、補助事業者との適度な緊張感をもった協働が必要だと思います。このような観点から、改善が望ましい下記のような意見事項が検出されました。

① 指標の補助事業者との情報共有について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|-------------------|-------------------------|
| 40 | 中小企業団体中央会補助金 | 活動指標について |
| 41 | 中小企業団体中央会補助金 | 成果指標について |
| 42 | 下請企業振興事業費補助金 | 活動指標・成果指標の補助事業者との共有について |
| 57 | 愛媛地方税滞納整理機構運営費補助金 | 補助事業者との目標の共有について |

補助事業者と県の活動指標・成果指標を共有し、補助金の成果として県の期待しているところを明確にすることが望ましいです。また、活動指標・成果指標等の増減や補助対象事業の変化について、補助事業者からの報告を受け、効果的な活動を促すように協働することが望ましいです。

② 補助事業者に対する監査・指導の頻度について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|------------------|---------------------|
| 72 | 農業会議等補助金 | 交付先に対する監査・指導の状況について |
| 76 | 農業委員会ネットワーク機構負担金 | 交付先に対する監査・指導の状況について |

補助事業者に対する監査・指導の頻度が、3年に1度となっております。補助金の有効性の評価等を適時に実施する観点から、会計年度ごとに実施することがより望ましいです。

③ 負担金支出先の決算内容の把握について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|--|--------------------|
| 2 | えひめさんさん物語フォローアップ事業費（東予）負担金 | 負担金支出先の決算内容の把握について |
| 6 | 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港利用促進事業費（国際線利用促進関係）) | 負担金支出先の決算内容の把握について |

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|--|--------------------|
| 7 | 松山空港利用促進協議会 負担金(松山空港利用促進 事業費) | 負担金支出先の決算内容の把握について |
| 8 | 松山空港利用促進協議会 負担金(松山空港エアポー トセールス強化事業費) | 負担金支出先の決算内容の把握について |
| 9 | 松山空港利用促進協議会 負担金(松山空港国内線支 援事業費) | 負担金支出先の決算内容の把握について |

負担金支出先の決算書に、予算額と決算額の差異要因が明記されていませんでした。県によると、県は負担金支出先から口頭では差異要因の説明を受けているとのこと。負担金支出先の決算状況把握及び負担金支出先での適正な負担金利用状況の把握のためにも、予実差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに決算書への記載を求めることが望ましいです。

④ 補助対象経費の決定プロセスの記録保管について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|-------------------------|------------|
| 19 | えひめ地域政策研究セン ター運営費補助金 | 補助対象経費について |
| 74 | 農業委員会ネットワーク 機構負担金 | 補助対象経費について |

補助事業者に対する運営費の補助対象経費については、適時適切に見直しが行えるよう、補助金の支出内容が必要かつ適切であることを判断したプロセスを残しておくことが望ましいです。

(4) 補助金事務の適正性向上に関連して

補助金等に関する事務の適正性を向上するために有効であると思われる下記のような意見事項が検出されました。

① 交付申請に対する審査について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|--------------------------|----------------|
| 14 | えひめの未来チャレンジ支援事業補助金 | 交付申請に対する審査について |
| 22 | 愛媛県離島航路整備事業費補助金 | 交付申請に対する審査について |
| 24 | 愛媛県バス運行対策費補助金 | 交付申請に対する審査について |
| 27 | 愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 | 交付申請に対する審査について |

交付申請に対する審査について、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。

補助金の交付決定にあたって、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書に判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。

② 実績報告に対する審査について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|--------------------------|------------------------|
| 25 | 愛媛県バス運行対策費補助金 | 実績報告書に対する審査について |
| 28 | 愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 | 実績報告書に対する審査について |
| 43 | 下請企業振興事業費補助金 | 実績報告書の審査について |
| 70 | 農業会議等補助金 | 実績報告の根拠となる証拠書類等の入手について |

実績報告書に対する審査について、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。

補助金交付の申請時同様、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書に判断

の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。

③ 検査調書の様式作成の必要性について

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|----------------------------------|-----------------------|
| 4 | 松山空港地域活性化基盤 施設整備事業費補助金 | 検査確認書の予算差引増減要因の記載について |
| 5 | 空港周辺住宅騒音防止対 策事業費補助金 | 検査確認書の予算差引増減要因の記載について |
| 12 | えひめの未来チャレンジ 支援事業補助金 | 検査調書の様式について |
| 29 | 愛媛県生活交通バス路線 維持・確保対策事業費補助 金 | 検査調書の様式について |

検査すべき内容等の必要十分性を検討した上で、検査事務の均質化を図るため検査確認書や検査調書の様式を定め、必要に応じて改正していくことが望ましいです。

④ 補助金の概算払いについて

| 意見 | 補助金等の名称 | タイトル |
|----|-------------------------|-----------------|
| 10 | 松山空港国際化支援事業 費補助金 | 概算払いの必要性の検討について |
| 20 | えひめ地域政策研究セン ター運営費補助金 | 補助金の概算払について |

愛媛県補助金等交付規則第16条に規定する「補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるとき」及び令和3年度愛媛県松山空港国際化支援事業費補助金交付要綱第11条に規定する「補助事業の実施上必要と認めたととき」について、具体的な解釈を示す規定は存在しませんが、概算払いによらなければ、財務的に脆弱な補助金受給者が事業を十分に実施できない場合にその必要性を認めることが相当と考えます。

そのため、補助金の審査において、決算書の確認を行い財務的な観点を踏まえて概算払いの必要性について検討することが望ましいです。

第4 個別の補助金等についての監査結果及び意見

1. 県費留学生受入事業費交付金

(1) 補助金等の概要

| | |
|-----------------|--|
| 補助金等の名称 | 県費留学生受入事業費交付金 |
| 所管部課 | 観光スポーツ文化部観光国際課 |
| 創設年度 | 昭和46年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 予算編成の時期にニーズや時代の状況に応じて、交付金制度自体を見直している。 |
| 補助金等の目的 | 本県出身海外移住者の子弟を留学生として受入れ、日本の高度な専門教育の取得を行うとともに、県民等との交流を通じて、母国の経済・文化の発展のため貢献できる人材の育成及び移住先国と本県との交流促進を図る。 |
| 補助対象事業の概要 | <p>①受入人数 1名</p> <p>②受入期間 1年間</p> <p>③資格条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南米愛媛県人会の会員の子弟である者 ・大学を卒業した者、又は大学卒業相当の学力を有すると認められる者 ・心身ともに健全で、修学に耐えると認められる者 ・留学に必要な日本語または英語を理解する者 <p>④推薦機関 在外南米県人会（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ペルー）</p> <p>⑤留学生に対する費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航費補助、滞在費（生活費及び宿泊料）、通学費、学費 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他（留学生に対する渡航費等の費用弁償として交付金を交付） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 県費留学生受入事業実施要綱、県費留学生交付金交付要綱 |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 南米愛媛県人会から推薦のあった者 |
| 補助金等の算出方 | ①渡航補助金 |

| | |
|--------|---|
| 法 | <p>母国から来県するために必要最小額を、予算の範囲内で補助する。</p> <p>②学費（書籍代を含む） 県内の大学に1年間留学するために必要な検定料、入学料、授業料を支給する。また、留学中に必要な書籍代として87,000円を支給する。</p> <p>③滞在費 日本国滞在中、日当として、日額3,600円及び宿泊費実費を支給する。</p> <p>④通学費 宿泊先から留学先までの交通実費を支給する。</p> <p>⑤保険料 留学期間中の疾病、傷害を補償する保険に加入するための保険料を支給する。</p> <p>⑥その他 特に必要と認められる額を支給する。</p> |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | 渡航補助金、学費、滞在費、通学費、保険料、その他 |

(出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 2,994 | 3,008 | 2,962 | 3,149 |
| 決算額 | - | - | 1,392 | - |
| 交付先数 | - | - | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

2. 四国観光連携事業費負担金

(1) 補助金等の概要

| | |
|-----------------|---|
| 補助金等の名称 | 四国観光連携事業費負担金 |
| 所管部課 | 観光スポーツ文化部観光国際課 |
| 創設年度 | 昭和 63 年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 予算編成の時期にニーズや時代の状況に応じて、交付金制度自体を見直している。 |
| 補助金等の目的 | 四国の認知度向上や国内外からの観光誘客、魅力ある観光地づくりなど官民一体となって効果的かつ円滑に実施し、四国の観光産業の振興、国際化に寄与する。また、愛媛への観光客誘致を促進するため、本県独自の観光推進事業を実施する。 |
| 補助対象事業の概要 | <p>四国 4 県・JR 四国等民間企業共同事業</p> <p>①実施主体 四国ツーリズム創造機構（会員：四国 4 県、JR 四国、JTB、ANA、JAL、日本旅行、四国経済連合会等）</p> <p>②事業内容 第 4 次四国観光交流戦略による事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略 1 四国の知名度を高める戦略 ・戦略 2 国内大都市などからの誘客戦略 ・戦略 3 外国人観光客誘客戦略 ・戦略 4 機構の運営基盤強化戦略 <p>愛媛県事業</p> <p>①実施主体 四国観光立県推進愛媛協議会等（県、市町、民間で構成）等</p> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興事業 ・観光ブランド発信・誘客促進事業 等 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他（一般社団法人四国ツーリズム創造機構、四国観光立県推進愛媛協議会の経費について負担金を支出） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 該当なし |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 一般社団法人四国ツーリズム創造機構、四国観光立県推進愛媛協議会 |
| 補助金等の算出方法 | 一般社団法人四国ツーリズム創造機構定款、四国観光立県推進協議会会則にて各経費は負担金及びその他の収入をもって充てることが明記されており、負担金交付先団体の総会において各会員 |

| | |
|--------|----------------------------------|
| | の負担金額を決定している。 |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | 一般社団法人四国ツーリズム創造機構、四国観光立県推進協議会の経費 |

(出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 39,000 | 39,608 | 39,599 | 39,000 |
| 決算額 | 39,000 | 39,608 | 39,599 | - |
| 交付先数 | 2 | 2 | 2 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

3. えひめさんさん物語フォローアップ事業費(東予)負担金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | えひめさんさん物語フォローアップ事業費(東予)負担金 |
| 所管部課 | 観光スポーツ文化部観光国際課 |
| 創設年度 | 令和2年度 |
| 終期年度 | 令和4年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし |
| 補助金等の目的 | 「えひめさんさん物語」閉幕後も圏域の資産である「ものづくり産業」等を活用した事業について支援し、交流人口の拡大を図り、定住・移住を促進し、ものづくり産業の人材確保につなげる。 |
| 補助対象事業の概要 | ①えひめさんさん物語フォローアップ協議会の運営 ②チャレンジプログラム支援事業 ③オープンファクトリー支援事業 ④石鎚山脈魅力発信事業 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 |

| | |
|-----------------|--|
| | ■その他（えひめさんさん物語フォローアップ協議会の経費について負担金を支出） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 該当なし |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | えひめさんさん物語フォローアップ協議会 |
| 補助金等の算出方法 | えひめさんさん物語フォローアップ協議会規約にて各経費は負担金及びその他の収入をもって充てることが明記されており、協議会において各会員の負担金額を決定している。 |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | えひめさんさん物語フォローアップ協議会の経費 |

（出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等）

(2) えひめさんさん物語フォローアップ事業費の成果指標

（単位：人）

| 指標名称 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|
| イベント来場者数 | 計画 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| イベント来場者数 | 実績 | 546 | 7,430 | - |

（出典：事務事業管理シート等）

(3) 補助金等の予算額と決算額

（単位：千円）

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | - | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 決算額 | - | 1,500 | 1,500 | - |
| 交付先数 | - | 1 | 1 | - |

（出典：事務事業管理シート等）

(4) 監査の結果及び意見

① 成果指標の計画値の見直しについて（意見1）

えひめさんさん物語フォローアップ事業費の事務事業評価において、イベント来場者数を成果指標としています。令和3年度のイベント来場者数が計画値1,000人に対して、実績値7,430人

と大幅に上回ったものの、令和4年度の計画値は1,000人のまま据え置かれていました。適切な事務事業評価及び負担金の効果測定のために、計画値は前年度の実績を踏まえた見直しをすることが望ましいです。

② 負担金支出先の決算内容の把握について（意見2）

負担金支出先の決算書に、予算額と決算額の差異要因が明記されていませんでした。なお、県によると、県は負担金支出先から口頭では差異要因の説明を受けているとのこと。

負担金支出先の決算状況把握及び負担金支出先での適正な負担金利用状況の把握のためにも、予実差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに決算書への記載を求めることが望ましいです。

4. 松山空港地域活性化基盤施設整備事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|-----------------|--|
| 補助金等の名称 | 松山空港地域活性化基盤施設整備事業費補助金 |
| 所管部課（室） | 観光スポーツ文化部観光国際課航空政策室 |
| 創設年度 | 平成5年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 空港の運用時間の延長、騒音区域の縮小、県の財政事情等を契機として毎年度見直しを実施 |
| 補助金等の目的 | 松山市が実施する「松山空港地域活性化事業実施計画」に位置付けた、生活基盤施設整備に要する経費を補助することで、地域の活性化はもとより、空港と周辺地域の調和ある発展を図る。 |
| 補助対象事業の概要 | 松山空港地域活性化基盤施設整備事業 ①対象地域 松山市の南吉田、東垣生、西垣生、余戸の4地区 ②対象事業 道路、集会所、水路改修、知事が特に認める事業 ③補助率 1/2以内 ④事業主体 松山市 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 令和3年度松山空港地域活性化基盤施設整備事業費補助金交付要綱 |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 松山市 |

| | |
|-----------|--|
| 補助金等の算出方法 | 補助対象事業に要する経費の2分の1以内において、知事が定める額 |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | ①松山空港の周辺地域において実施する松山空港地域活性化基盤施設整備事業に要する経費 ②補助対象事業は、次に掲げる事業 ・区画道路整備事業（補修事業を除く） ・集会所整備事業 ・水路改修事業 ・その他知事が特に認める事業 |

(出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 松山空港地域活性化基盤施設整備事業費の成果指標

(単位：率)

| 指標名称 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|
| 道路改良率 | 計画 | 67 | 調査中 | - |
| 道路改良率 | 実績 | 67 | 調査中 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| 決算額 | 72,388 | 69,878 | 69,124 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(4) 監査の結果及び意見

① 成果指標の設定について（意見3）

松山空港地域活性化基盤施設整備事業費の事務事業評価において、道路改良率(達成率:松山市の平均改良率に対する当地域の改良率の比率)を成果指標としています。

県によると、道路は、改良が進み、幅員が広がると通行車両等の走行性が良くなり、快適性及び安全性が高まり、地域の活性化が図られることから、成果指標として設定しているとのことです。

道路改良率は活動指標としての色合いが強いものであり、他の成果指標の採用又は併用を検討することが望ましいです。例えば、市と連携の上で、地域住民へのアンケートや、周辺地域への流入人口の調査等の指標も考えられます。

② 検査確認書の予算差引増減要因の記載について（意見 4）

県は補助事業実績報告の審査において、検査確認書を作成しています。検査確認書において、支出の予算額、補助金交付決定額、精算額と予算差引増減額を明記していますが、その増減理由については記載されていませんでした。

予算実績差異を把握し、今後の予算立案に資する情報を分析する観点からは、予算差引増減額の大きい項目について、審査担当者が市へのヒアリングや文書閲覧により確認した要因について、備考欄等へ明記することが望ましいです。

5. 空港周辺住宅騒音防止対策事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | 空港周辺住宅騒音防止対策事業費補助金 |
| 所管部課（室） | 観光スポーツ文化部観光国際課航空政策室 |
| 創設年度 | 昭和 50 年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 国の「住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱」の見直し等を契機として見直しを実施 |
| 補助金等の目的 | 松山空港周辺地域において、騒音防止対策事業として実施している住宅防音工事及び空気調和機器の更新工事に要する経費のうち、国庫補助金を除いた松山市負担額及び住民負担額を補助することにより、関係住民の生活安定と福祉向上を図る。 |
| 補助対象事業の概要 | 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律により第 1 種区域に指定された区域内において、松山市が国の補助を受けて実施している住宅騒音防止対策事業に対し、経費の一部を助成するものである。 ①交付先 松山市 ②補助率 国庫補助金を除いた事業費の 1/2 以内（県単限度額 < 定率限度額の 150% > を超えた額を除く。） ④補助事業費 住宅防音工事、空気調和機器の更新工事 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） |

| | |
|-----------------|--|
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱（以下、この節で「国の要綱」という。）、愛媛県住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱 |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 松山市 |
| 補助金等の算出方法 | 補助対象経費の額の2分の1以内で知事が定める額とする |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | ①国の要綱第3条第1項の住宅の防音工事 ②国の要綱第3条第1項の告示日後住宅の防音工事 ③国の要綱第3条第1項の更新工事 |

（出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等）

(2) 補助金等の予算額と決算額

（単位：千円）

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 1,005 | 1,570 | 1,549 | ※ - |
| 決算額 | 483 | 1,249 | 1,129 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

（出典：事務事業管理シート等）

※2月補正予算にて決定のため未定

(3) 監査の結果及び意見

① 検査確認書の予算差引増減要因の記載について（意見5）

県は補助事業実績報告の審査において、検査確認書を作成しています。検査確認書において、支出の予算額、補助金交付決定額、精算額と予算差引増減額を明記していますが、その増減理由については記載されていませんでした。

予算実績差異を把握し、今後の予算立案に資する情報を分析する観点からは、予算差引増減額の大きい項目について、審査担当者が市へのヒアリングや文書閲覧により確認した要因について、備考欄等へ明記することが望ましいです。

6. 松山空港利用促進協議会負担金（松山空港利用促進事業費（国際線利用促進関係））

(1) 補助金等の概要

| | |
|-----------------|--|
| 補助金等の名称 | 松山空港利用促進協議会負担金（松山空港利用促進事業費（国際線利用促進関係）） |
| 所管部課（室） | 観光スポーツ文化部観光国際課航空政策室 |
| 創設年度 | 平成3年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 松山空港利用促進協議会が、県の方針に則して実施する事業に対し応分の負担金を支出するものであるため、負担金制度の見直しは行っていない。 |
| 補助金等の目的 | 松山空港の国際線（上海便、ソウル便）等の利用促進を図るため、松山空港利用促進協議会を通じて官民一体となった取組みを展開する。 |
| 補助対象事業の概要 | <p>官民一体で組織する協議会の経費を負担し、各種松山空港国際線の空港利用促進事業を展開する。</p> <p>①国際定期便利用促進活動経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空会社等との事務協議 <p>海外航空会社の本社や日本支社のほか、関係機関を訪問し、運航再開に向けた協議や要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規路線誘致に向けたエアポートセールス <p>新規路線誘致に向け、海外航空会社の本社や日本支社にエアポートセールスを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、技能実習生受入団体、大学等訪問 <p>県内外の企業・団体等を訪問し、外国人技能実習生等による利用を働き掛ける。</p> <p>②国際チャーター便促進経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャーター協会員が2社以上で行う国際チャーター便について、空港ビル施設使用料の半額相当を助成 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他（松山空港利用促進協議会の経費について負担金を支出） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 松山空港利用促進協議会規約 |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 松山空港利用促進協議会 |
| 補助金等の算出方法 | 松山空港利用促進協議会事務局及び関係機関等（松山市、松山空港ビル株式会社など）と検討のうえ、県予算要求を行っている。 |

| | |
|--------|--|
| | 支出総額から会費収入等を控除した残額について、県と松山市が3:1で負担している。 |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | ①国際定期便利用促進活動経費 ・関係機関への訪問にかかる旅費交通費等 ②国際チャーター便促進経費 ・チャーター協会が2社以上で行う国際チャーター便について、空港ビル施設使用料の半額相当を助成 |

(出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 10,953 | 513 | 1,454 | 1,454 |
| 決算額 | 10,953 | 513 | 1,454 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 監査の結果及び意見

① 負担金支出先の決算内容の把握について（意見6）

負担金支出先の決算書に、予算額と決算額の差異要因が明記されていませんでした。

負担金支出先の決算状況把握及び負担金支出先での適正な負担金利用状況の把握のためにも、予実差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに決算書への記載を求めることが望ましいです。

7. 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港利用促進事業費)

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | 松山空港利用促進協議会負担金（松山空港利用促進事業費） |
| 所管部課（室） | 観光スポーツ文化部観光国際課航空政策室 |
| 創設年度 | 平成3年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 松山空港利用促進協議会が、県の方針に則して実施する事業に対し応分の負担金を支出するものであるため、負担金制度の見直し |

| | |
|-----------------|---|
| | は行っていない。 |
| 補助金等の目的 | 松山空港の路線網の充実を図るため、松山空港利用促進協議会を通じて官民一体となった取組みを展開する。 |
| 補助対象事業の概要 | 官民一体で組織する協議会の経費を負担し、各種松山空港国内線の空港利用促進事業を展開する。 ①松山空港「空の日」記念事業負担金 ②国内線保安検査混雑緩和支援事業 ③松山空港国内線需要喚起事業 ④成田線利用促進事業 ⑤インターネットホームページの運営 ⑥航空会社への要望 ⑦事務局運営経費（会議費等） |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 ■その他（松山空港利用促進協議会の経費について負担金を支出） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 松山空港利用促進協議会規約 |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 松山空港利用促進協議会 |
| 補助金等の算出方法 | 松山空港利用促進協議会事務局及び関係機関等（松山市、松山空港ビル株式会社など）と検討のうえ、県予算要求を行っている。支出総額から会費収入等を控除した残額について、県と松山市が3:1で負担している。 |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | ①松山空港「空の日」記念事業負担金 ・空港利用や国際化に関する県民の意識啓発を図る「空の日」記念事業に参画・経費負担を行うもの ②国内線保安検査混雑緩和支援事業 ・国内線保安検査場の混雑緩和のため、松山空港ビル株式会社が増設した保安検機等の使用料の2分の1相当を補助するもの ③松山空港国内線需要喚起事業 ・那覇線をはじめとする既存路線の利用促進に向けて、地元メディア等を利用した情報発信や旅行商品のPR支援等を実施するもの ④成田線利用促進事業 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・成田空港を利用する外国人旅行者等を対象に、SNS を活用した現地語での情報発信等による路線PRを実施するもの ⑤インターネットホームページの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・松山空港の紹介や利用案内等を掲載する松山空港 HP のうち、松山空港利用促進協議会に係る部分について管理運営を委託するもの ⑥航空会社等への要望 <ul style="list-style-type: none"> ・既存路線の維持、ダイヤ改正、新規開設など、航空会社等を訪問し要望活動を行うもの ⑦事務局運営経費（会議費等） <ul style="list-style-type: none"> ・総会、理事会の開催に係る経費などの事務局費 |
|--|--|

(出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 6,760 | 4,885 | 4,885 | 3,010 |
| 決算額 | 6,760 | 4,885 | 4,885 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 監査の結果及び意見

① 負担金支出先の決算内容の把握について（意見7）

負担金支出先の決算書に、予算額と決算額の差異要因が明記されていませんでした。

負担金支出先の決算状況把握及び負担金支出先での適正な負担金利用状況の把握のためにも、予実差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに決算書への記載を求めることが望ましいです。

8. 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港エアポートセールス強化事業費)

(1) 補助金等の概要

| | |
|---------|------------------------------------|
| 補助金等の名称 | 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港エアポートセールス強化事業費) |
| 所管部課(室) | 観光スポーツ文化部観光国際課航空政策室 |

| | |
|-----------------|---|
| 創設年度 | 令和 2 年度 |
| 終期年度 | 令和 6 年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 松山空港利用促進協議会が、県の方針に則して実施する事業に対し応分の負担金を支出するものであるため、負担金制度の見直しは行っていない。 |
| 補助金等の目的 | 松山空港の更なる利用拡大に向け、松山空港利用促進協議会にエアポートセールス専門スタッフを配置するとともに、地元関係機関の連携体制を強化し、セールス活動の強化・充実を図る。 |
| 補助対象事業の概要 | エアポートセールス専門スタッフの配置（松山空港利用促進協議会が専門スタッフを雇用） <ul style="list-style-type: none"> ・航空各社の経営状況や路線展開の方針等に関する情報の収集、分析 ・県とターゲット地域との流動の実態に関する調査、分析 ・インアウト双方の取組を含む路線誘致戦略の策定 ・航空会社、誘致先の自治体、経済団体、空港会社等へのセールス活動など |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他（松山空港利用促進協議会の経費について負担金を支出） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 松山空港利用促進協議会規約 |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 松山空港利用促進協議会 |
| 補助金等の算出方法 | 松山空港利用促進協議会事務局及び関係機関等（松山市、松山空港ビル株式会社など）と検討のうえ、県予算要求を行っている。県と松山市が 3:1 の割合で負担している。 |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | エアポートセールス専門スタッフの 1 名の人件費、旅費（航空会社等への営業活動）、イベント実施委託料（ブース出展料、PRグッズ作成費、配送料）、事務費（消耗品費、通信料、PC リース料など） |

（出典：令和 3 年度当初予算見積額の事項説明書等）

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | - | 8,320 | 7,982 | 7,982 |
| 決算額 | - | 8,320 | 7,982 | - |
| 交付先数 | - | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 監査の結果及び意見

① 負担金支出先の決算内容の把握について（意見8）

負担金支出先の決算書に、予算額と決算額の差異要因が明記されていませんでした。

負担金支出先の決算状況把握及び負担金支出先での適正な負担金利用状況の把握のためにも、予実差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに決算書への記載を求めることが望ましいです。

9. 松山空港利用促進協議会負担金(松山空港国内線支援事業費)

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | 松山空港利用促進協議会負担金（松山空港国内線支援事業費） |
| 所管部課（室） | 観光スポーツ文化部観光国際課航空政策室 |
| 創設年度 | 令和3年度 |
| 終期年度 | 単年度事業 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし |
| 補助金等の目的 | コロナ禍で甚大な影響を受けた松山空港発着の国内航空を維持するため、松山空港利用促進協議会を通じ、松山空港ビル株式会社による航空会社への空港施設使用料一部助成に対し補助を行う。 |
| 補助対象事業の概要 | 新型コロナウイルス感染拡大によって甚大な被害を受けている松山空港発着の国内航空を維持するため、松山空港ビル株式会社が国内線航空会社に対して空港施設使用料の助成を行った場合、松山空港利用促進協議会が助成相当額を補助することにより、松山空港ビル株式会社の経営安定を図りつつ、国内線を運航する航空会社を支援する。 |

| | |
|-----------------|---|
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他（松山空港利用促進協議会の経費について負担金を支出） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 該当なし |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 松山空港利用促進協議会 |
| 補助金等の算出方法 | ①松山空港ビル株式会社が、国内線航空会社に対して行う空港施設使用料の助成相当額 ②助成相当額上限は、令和元年度空港施設使用料（平均月額）に基づく、次の合算額（A+B） A:専用部分に係る使用料の20% B:共用部分に係る使用料の10% |
| 補助率 | 10/10 |
| 補助対象経費 | 松山空港ビル株式会社が、国内線航空会社に対して行う空港施設使用料の助成相当額 |

（出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等）

(2) 補助金等の予算額と決算額

（単位：千円）

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|--------|-------|
| 予算額 | - | - | 33,939 | - |
| 決算額 | - | - | 33,832 | - |
| 交付先数 | - | - | 1 | - |

（出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等）

(3) 監査の結果及び意見

① 負担金支出先の決算内容の把握について（意見9）

負担金支出先の決算書に、予算額と決算額の差異要因が明記されていませんでした。

負担金支出先の決算状況把握及び負担金支出先での適正な負担金利用状況の把握のためにも、予実差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに決算書への記載を求めることが望ましいです。

10. 松山空港国際化支援事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|-----------------|---|
| 補助金等の名称 | 松山空港国際化支援事業費補助金 |
| 所管部課（室） | 観光スポーツ文化部観光国際課航空政策室 |
| 創設年度 | 平成 10 年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 平成 28 年度に、新規就航にかかるコストの低減と路線定着化を図るため、補助対象範囲を拡大し、優遇補助率の適用期間を新たに設定した。補助制度については、松山空港ビル株式会社、各航空会社からの要望に応じ、適宜対応を検討している。 |
| 補助金等の目的 | 松山空港ビル株式会社が松山空港国際線を運航する航空会社に対して支払った空港施設使用料等に係る助成相当額を補助することで、国際線の維持を図る。 |
| 補助対象事業の概要 | ①補助対象事業者 松山空港ビル株式会社 ②補助対象経費 松山空港ビル株式会社が松山空港国際線の運航に関わる航空会社に対して行った空港施設使用料、着陸料及び航空援助施設利用料の助成相当額（※ただし、令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響による運休に伴い、空港施設使用料のみに限定） ③負担割合 県 2/3、松山市 1/3（松山空港ビル株式会社への出資比率に応じて、県：松山市=2:1） ④補助対象期間 令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 令和 3 年度愛媛県松山空港国際化支援事業費補助金交付要綱 |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 松山空港ビル株式会社 |
| 補助金等の算出方法 | 「補助対象経費」を参照 |
| 補助率 | 「補助対象経費」を参照 |
| 補助対象経費 | 松山空港ビル株式会社が令和 3 年度に松山空港国際線を運航する航空会社に対して行った松山空港国際線旅客ターミナルビルに係る貸室料及び管理料等（以下「空港施設使用料」という。な |

| | |
|--|---|
| | <p>お、消費税分、実費払いの電灯電力料及び上下水道料は含まない。)の助成相当額又は当該空港施設使用料に下記条件による助成率を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、国から航空会社に地方空港受入環境整備事業補助金の交付があった場合は、同補助金相当額を除く。</p> <p>令和3年1月～12月の搭乗率により適用する助成率</p> <p>①平均搭乗率が65%未満の場合 10/10</p> <p>②平均搭乗率が65%以上の場合 1/2</p> <p>③ただし、天候等の不可抗力による場合を除き、運航がなされなかった場合には、搭乗率に関係なく、その便数に応じて、助成額をカットする。</p> <p>④新規就航3年に限り、搭乗率に関わらず助成率を10/10とする。</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症の影響による運休期間に係る助成率は10/10とする。</p> |
|--|---|

(出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|---------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 117,603 | 9,238 | 1,392 | 1,392 |
| 決算額 | 73,326 | 1,392 | 1,392 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 監査の結果及び意見

① 概算払いの必要性の検討について (意見10)

県は松山空港ビル株式会社に対して補助金の概算払いを実施していますが、松山空港ビル株式会社の取締役会、総会等に出席し、随時財務状況を把握していることから、補助金の審査時に決算書の確認は行っていないとのことでした。

愛媛県補助金等交付規則（以下、この節で「交付規則」という。）では、補助金は精算払いを原則としており、例外的に概算払いを認めています。

愛媛県補助金等交付規則（抜すい）
（補助金等の交付）

第 16 条 知事は、第 14 条の規定による補助金等の額の確定後において当該補助事業者等に補助金等を交付するものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、知事の定めるところにより、概算払又は前金払により補助金等を交付することができる。

これを受けて令和 3 年度愛媛県松山空港国際化支援事業費補助金交付要綱（以下、この節で「交付要綱」という。）においても例外的に概算払いを認めています。

令和 3 年度愛媛県松山空港国際化支援事業費補助金交付要綱（抜粋）
 （補助金の概算払い）
 第 11 条 知事は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払いすることがある。

交付規則における「補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるとき」及び交付要綱における「補助事業の実施上必要と認めたとき」について、具体的な解釈を示す規定は存在しませんが、概算払いによらなければ、財務的に脆弱な補助金受給者が事業を十分に実施できない場合にその必要性を認めることが相当と考えます。

そのため、補助金の審査において、決算書の確認を行い財務的な観点を踏まえて概算払いの必要性について検討することが望ましいです。

11. 自転車新文化推進事業費負担金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | 自転車新文化推進事業費負担金 |
| 所管部課 | 観光スポーツ文化部自転車新文化推進課 |
| 創設年度 | 平成 26 年度 |
| 終期年度 | 令和 4 年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし |
| 補助金等の目的 | 「自転車新文化」を普及・拡大させ、「愛媛県をサイクリングパラダイスへ」の実現に向けて、各種施策を総合的・戦略的に推進し、交流人口を拡大させ、地域の活性化を図る。 |
| 補助対象事業の概要 | ①受入環境整備 ②サイクリング環境情報発信及び誘客促進 ③自転車新文化の普及 ・愛媛サイクリングの日実施事業 |

| | |
|-----------------|---|
| | ・初心者等をターゲットにした情報発信・普及事業 ④愛媛マルゴト自転車道マップの電子展開 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 ■その他（自転車新文化推進協会、サイクリングガイド養成推進協議会の経費について負担金を支出） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 該当なし |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 自転車新文化推進協会、サイクリングガイド養成推進協議会 |
| 補助金等の算出方法 | 自転車新文化推進協会規約にて各経費は負担金及びその他の収入をもって充てることが明記されており、負担金交付先団体の総会において各会員の負担金額を決定している。サイクリングガイド養成推進協議会会則にて各経費は愛媛県、今治市、上島町及び松野町の負担金をもってその都度負担することが定められており、負担割合は経費の2分の1を愛媛県が負担し、残りを今治市、上島町及び松野町が負担する。 |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | 自転車新文化推進協会、サイクリングガイド養成推進協議会の経費 |

(出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 自転車新文化推進事業費の成果指標

(単位：利用件数)

| 指標名称 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------|--------|--------|--------|
| しまなみ海道レンタサイクル（今治市）利用件数 計画 | 65,000 | 65,000 | 65,000 |
| しまなみ海道レンタサイクル（今治市）利用件数 実績 | 32,204 | 30,865 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 64,605 | 42,704 | 33,863 | 40,237 |

| | | | | |
|------|--------|--------|--------|---|
| 決算額 | 64,605 | 39,604 | 30,041 | - |
| 交付先数 | 2 | 2 | 2 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(4) 監査の結果及び意見

① 成果指標の設定について（意見 11）

自転車新文化推進事業費の事務事業評価において、「しまなみ海道レンタサイクル(今治市)利用件数」を成果指標としています。

県によると、初心者でもサイクリングを始める場所が県を代表するサイクリングコースであるしまなみ海道であり、そこでのレンタサイクル台数が、県民への普及等を定量的に示すことができる数値であると考えているとのこと。また、しまなみ海道は、全国から多くの方が訪れる有名なコースであるため、距離に関わらず、誰もが訪れるコースであると考えているとのこと。

しかしながら、今治市の遠方に居住するサイクリング初心者の県民が初めて始める場所としてしまなみ海道というのはなかなか難しい面もあると思います。

将来的には、しまなみ海道以外も含むサイクリングコースの利用件数、県民アンケート、SNS フォロワー数、SNS 利用件数等の別途指標も成果指標として検討することが望ましいです。

12. 四国一周サイクリング推進事業費負担金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | 四国一周サイクリング推進事業費負担金 |
| 所管部課 | 観光スポーツ文化部自転車新文化推進課 |
| 創設年度 | 平成 28 年度 |
| 終期年度 | 令和 4 年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし |
| 補助金等の目的 | 世界に通用するサイクリングアイランド四国を実現するため、四国一周ルートの情報発信力を強化し、愛媛を同ルートの発着点として定着させる。 |
| 補助対象事業の概要 | ①愛媛起点の四国一周サイクリングの定着に向けた取組み ②四国 4 県が連携した環境整備 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他（自転車新文化推進協会、サイクリングアイランド四国 |

| | |
|---------------------|---|
| | 推進協議会の経費について負担金を支出) |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 該当なし |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 補助金等の交付先 (最終交付先) | 自転車新文化推進協会、サイクリングアイランド四国推進協議会 |
| 補助金等の算出方法 | 自転車新文化推進協会規約、サイクリングアイランド四国推進協議会会則にて各経費は負担金及びその他の収入をもって充てることが明記されており、負担金交付先団体の総会において各会員の負担金額を決定している。 |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | 自転車新文化推進協会、サイクリングアイランド四国推進協議会の経費 |

(出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 40,489 | 41,441 | 34,406 | 29,341 |
| 決算額 | 40,489 | 35,787 | 29,455 | - |
| 交付先数 | 2 | 2 | 2 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

13. しまなみ海道魅力向上事業費負担金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------|--------------------|
| 補助金等の名称 | しまなみ海道魅力向上事業費負担金 |
| 所管部課 | 観光スポーツ文化部自転車新文化推進課 |
| 創設年度 | 令和2年度 |
| 終期年度 | 令和4年度 |
| 補助金等の見直し | 該当なし |

| | |
|-----------------|---|
| を行った年度 | |
| 補助金等の目的 | しまなみ海道を中心に県内でのサイクルツーリズムを深化させ、地域の持続的な発展につなげていくため、「しまなみ海道地域振興ビジョン」に基づき地元市町や民間団体と連携・役割分担のうえ関係者が一体となって事業を推進する。 |
| 補助対象事業の概要 | ①来島海峡大橋を核としたサイクルツーリズムブランド形成 ・来島海峡大橋＝しまなみブランド化事業 ・デジタルマーケティング・サイクリスト誘客促進事業 ②世界レベルのサイクルツーリズム先進地形成に向けた観光インフラ整備 ・Local to Local インバウンドシェアの検討 ・体験型コンテンツの造成支援 ・しまなみ版 MaaS の検討 ・レンタサイクルの広域乗捨てシステムの実証実験 ・運送事業者と連携した手荷物配送システムの実証実験 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他（自転車新文化推進協会の経費について負担金を支出） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 該当なし |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 自転車新文化推進協会 |
| 補助金等の算出方法 | 自転車新文化推進協会規約にて各経費は負担金及びその他の収入をもって充てることが明記されており、負担金交付先団体の総会において各会員の負担金額を決定している。 |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | 自転車新文化推進協会の経費 |

（出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等）

(2) 補助金等の予算額と決算額

（単位：千円）

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|--------|--------|--------|
| 予算額 | - | 22,836 | 63,497 | 41,036 |
| 決算額 | - | 22,836 | 54,828 | - |
| 交付先数 | - | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

14. 重信川サイクリングロード活性化推進事業費(中予)負担金

(1) 補助金等の概要

| | |
|-----------------|--|
| 補助金等の名称 | 重信川サイクリングロード活性化推進事業費(中予)負担金 |
| 所管部課 | 観光スポーツ文化部自転車新文化推進課 |
| 創設年度 | 令和2年度 |
| 終期年度 | 令和4年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし |
| 補助金等の目的 | 令和2年4月に設立した重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会により、4市町と連携して、重信川サイクリングロードの魅力・利便性の向上に取り組み、サイクリングの裾野の拡大と周辺地域の活性化を図る。 |
| 補助対象事業の概要 | ①利便性の向上 ・シンボルマーク作成 ・サイクリングマップ(簡体字版)作成 ②利用に向けた動機付け ・デジタルスタンプラリーの実施 ・SNS等広告 ・民間団体の取組み(サイクリング+α)への支援 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他(重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会の経費について負担金を支出) |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 該当なし |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他() |
| 補助金等の交付先(最終交付先) | 重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会 |
| 補助金等の算出方 | 重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会規約にて各経 |

| | |
|--------|--|
| 法 | 費は負担金及びその他の収入をもって充てることが明記されており、負担金交付先団体の総会において各会員の負担金額を決定している。 |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | 重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会の経費 |

(出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | - | 1,800 | 1,800 | 1,800 |
| 決算額 | - | 1,800 | 1,800 | - |
| 交付先数 | - | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

15. しまなみ海道・国際サイクリング大会実施事業費負担金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | しまなみ海道・国際サイクリング大会実施事業費負担金 |
| 所管部課 | 観光スポーツ文化部自転車新文化推進課 |
| 創設年度 | 平成24年度 |
| 終期年度 | 設定なし |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし |
| 補助金等の目的 | サイクリングしまなみによるしまなみ海道の国内外へのPR効果を維持・継続させるため、4年度における国際サイクリング大会の開催に向け、関係自治体との合意形成を踏まえて国など関係機関や地元との連絡調整を進める。 |
| 補助対象事業の概要 | ①実行委員会の設置・運営 ②令和4年度大規模大会に向けた準備 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 |

| | |
|-----------------|---|
| | ■その他（サイクリングしまなみ 2022 実行委員会の経費について負担金を支出） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 該当なし |
| 交付決定方式 | □公募 ■個別査定 □その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | サイクリングしまなみ 2022 実行委員会 |
| 補助金等の算出方法 | サイクリングしまなみ 2022 実行委員会会則にて各経費は負担金及びその他の収入をもって充てることが明記されており、負担金交付先団体の総会において各会員の負担金額を決定している。 |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | サイクリングしまなみ 2022 実行委員会の経費 |

（出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等）

(2) 補助金等の予算額と決算額

（単位：千円）

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|--------|-------|--------|
| 予算額 | 2,675 | 26,596 | 3,350 | 66,153 |
| 決算額 | 2,675 | - | 3,350 | - |
| 交付先数 | 1 | - | 1 | - |

（出典：事務事業管理シート等）

(3) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

16. えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金 |
| 所管部課 | 企画振興部地域政策課 |
| 創設年度 | 平成20年度 |
| 終期年度 | 令和4年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | ・平成24年度においては、対象の重点化や予算規模の大幅な縮小などの抜本的な見直し、 |

| | | | | |
|---|--------------------|---|-------|--|
| 地域づくり推進事業《ソフト・ハード事業》 (ハード事業はソフト事業の実施に不可欠なもののみ対象) | | ①市町や民間団体等が時代のニーズに対応し、自らの創意工夫により地域課題の解決に向けて取り組む事業 ②地方局の政策を推進するため地方局の提案により実施する事業 ③県と市町が連携して推進する事業 | 市町 | 3,000千円以内 |
| | | | | 以下に掲げるデジタル化の推進のために実施する事業の場合 住民サービスの効率化 地域コミュニティの持続的活性化 4,000千円以内 |
| | | | | 県内複数市町による連携事業の場合 各市町 5,000千円以内 |
| | | | 民間団体等 | 1,000千円以内 |
| | | | | 以下に掲げるデジタル化の推進のために実施する事業の場合 住民サービスの効率化 地域コミュニティの持続的活性化 2,000千円以内 複数の民間団体等による連携事業の場合 2,000千円以内 |
| ハード事業のみも可 右記メニュー | (1) 地域公共交通システム支援事業 | 地域の交通体系の再編やコミュニティ交通の確保、新たな交通システム等の導入の事業 〔調査費、デマンドシステム機器整備費、車両購入費等〕 | 市町 | 5,000千円以内 |
| | | | 民間団体等 | 5,000千円以内 |
| | (2) 移住・定住等促進支援事業 | テレワーク移住や地域を担う外部人材の誘致、関係人口の創出など移住・定住等の促進に取り組む | 市町 | 4,000千円以内 |

| | | | | |
|--|------------------|--|-------|--|
| | | 事業、主として県外から本県に移住を希望する者を対象とした移住体験住宅の整備等の事業 〔市町が老朽化した公営住宅や民間住宅を改装する費用等〕 | 民間団体等 | 2,000千円以内 |
| | (3) 県内大学等連携支援事業 | 市町が県内の大学等高等教育機関（学生団体等を含む）と連携して実施する地域課題解決に係る取組やそのための拠点整備等の事業 | 市町 | 4,000千円以内 |
| | (4) えひめ夢提案総合支援事業 | えひめ夢特区計画に基づき、自らの創意工夫により地域活性化に向けて取り組む事業 | 民間団体等 | 1,000千円以内 以下に掲げるデジタル化の推進のために実施する事業の場合 住民サービスの効率化 地域コミュニティの持続的活性化 2,000千円 |
| | (5) 地域人材起業支援事業 | 地域おこし協力隊員等が取り組む地域資源を活用した新事業の創出に対する経費を助成 | 民間団体等 | 500千円 |

※2 民間団体等とは

- ・地域の自治会、町内会等のコミュニティ団体
- ・商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の産業経済団体
- ・文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体
- ・地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、実行委員会、協議会等

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 102,500 | 102,500 | 102,500 | 102,500 |
| 決算額(※) | 91,422 | 77,248 | 92,992 | - |
| 交付先数 | 20 | 19 | 19 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

※ 決算額のうち、1件あたり、100万円以上の補助金支出のみ集計。100万円以上の補助金の支出先(最終交付先)は、伊方町、四国中央市、伊予市、大洲市を除いた16市町。

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|--------|-------|
| 決算額 | - | - | 70,505 | - |
| 交付先数 | - | - | 16 | - |

(出典：令和3年度 えひめの未来チャレンジ支援事業 実施事業一覧表より集計)

(3) 監査の結果及び意見

① 検査調書の様式について(意見12)

実績審査で用いられる検査調書について、検査内容に大きな差はありませんが、東予地方局と中予地方局では「事実実績確認調書」、南予地方局では、「事業完了確認報告書(検査調書)」として作成されており、様式が相違しています。

県によると、様式は特に定められておらず、体裁については任意となっているということでしたが、同じ補助金に対して行う審査のため、統一することが望ましいです。

② 交付決定通知書を発行するための運用について(意見13)

県によると、「交付決定通知書」を発行するための運用については、愛媛県文書管理規程において、「施行文書の写し」を保管するルールにはなっておらず、文書管理・電子決裁システムにおいても、決裁後に施行した文書のファイルを追加する機能はないため、各地方局とも「交付決定通知書等の写し」は保管していないとのことです。

南予地方局では、「施行文書の写し」を保管するような運用になっていたため、効率的な運用を行うためには、他の地方局と足並みをそろえた運用に統一することが望ましいです。

また、県における統制行為としての承認プロセスにおいても、地方局及び支局間での進達文書の要否の判断が地方局によって異なっており、統一性がありません。

同じ補助金を交付するときの判断プロセスであることを踏まえ、現在は各地方局に任せている進達文書の要否の判断についても、必要性を検討のうえ、整理されることが県の統制における有効性と効率性の観点から望ましいです。

③ 交付申請に対する審査について（意見 14）

県によると、事業の政策分野や内容が限定されておらず内容が多岐にわたることから、形式的な要件や定量的基準で適否を判断する審査項目は少なく、チェックリストを一律的に作成するのは馴染まないとのこと。

「要綱」及び「要領」によると、補助対象事業は、(1)地域公共交通システム支援事業、(2)移住・定住等促進支援事業、(3) 県内大学等連携支援事業、(4) えひめ夢提案総合支援事業、(5) 地域人材企業支援事業となっており、複数の事業内容を補助する形で運用されているため、確かに形式的な要件や定量的基準で適否を判断する審査項目は少ないと考えられます。

このような中で、交付申請に対する審査については、具体的な交付決定にかかる審査項目の明記はなく、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適当と判断しているのか、明確ではありません。

補助金の交付決定にあたって、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書には、審査判断の過程がわかるような資料を作成して添付することが望ましいです。

17. 移住者住宅改修支援事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | 移住者住宅改修支援事業費補助金 |
| 所管部課 | 企画振興部地域政策課 |
| 創設年度 | 平成 28 年度 |
| 終期年度 | 令和 4 年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度には、補助対象者を「事業実施の当該年度の移住者」から「制度創設の 28 年度以降の移住者」に拡大、 ・令和 2 年度には、働き手世帯の年齢要件を世帯構成員のうち少なくとも 1 人が「50 歳未満」から「60 歳未満」に緩和するとともに、補助対象に市町が借り上げた空き家を移住者へ貸し出して活用（サブリース）するために行う改修経費への補助を追加、 ・令和 3 年度には、各市町の予算措置に応じて年度当初に一括内示する方式を改めて、移住者の利用ニーズに応じて随時交付決定する方式に運用の見直しを行っている。 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|------|----|----------|--|-----------|--|-------|--|------|----|-------|--------------------------------|-------|---|
| 補助金等の目的 | 移住者の住まいの確保について、働き手・子育て世帯向けの手厚い住宅改修支援措置等を市町と連携して講ずることにより、本県の人口減少対策に即効性のある世帯の移住促進を図る。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象事業の概要（※） | <p>(1) 住宅改修費補助事業（県→市町→移住者）</p> <p>県外からの移住者が居住するために行う住宅の改修等に要する経費に対し、市町が交付する補助金の一部を県が補助する。</p> <table border="1"> <tr> <td>①対象者</td> <td>市町</td> </tr> <tr> <td>②間接補助対象者</td> <td>5年以上定住の意思のある県外からの移住者（平成28年度以降に移住した者） （働き手世帯） 構成員のうち少なくとも1人が60歳未満の世帯 （子育て世帯） 構成員と同居する中学生以下の子がいる世帯</td> </tr> <tr> <td>③間接補助対象住宅</td> <td>空き家バンクを通じて、移住者が居住を目的として購入または賃借した一戸建て住宅</td> </tr> <tr> <td>④対象経費</td> <td>移住者が行う住宅の改修、家財道具の搬出等に要する経費（間接補助対象経費）のうち、市町が移住者に交付する補助金</td> </tr> </table> <p>(2) サブリース住宅改修事業</p> <p>市町が借り上げた空き家を、移住者へ貸し出して活用するために行う改修に要する経費の一部を県が補助する。</p> <table border="1"> <tr> <td>①対象者</td> <td>市町</td> </tr> <tr> <td>②対象住宅</td> <td>移住者への貸し出しを目的に、市町が所有者から借り上げた空き家</td> </tr> <tr> <td>③対象経費</td> <td>市町が借り上げた空き家を、移住者へ貸し出して活用するために行う改修に要する経費</td> </tr> </table> | ①対象者 | 市町 | ②間接補助対象者 | 5年以上定住の意思のある県外からの移住者（平成28年度以降に移住した者） （働き手世帯） 構成員のうち少なくとも1人が60歳未満の世帯 （子育て世帯） 構成員と同居する中学生以下の子がいる世帯 | ③間接補助対象住宅 | 空き家バンクを通じて、移住者が居住を目的として購入または賃借した一戸建て住宅 | ④対象経費 | 移住者が行う住宅の改修、家財道具の搬出等に要する経費（間接補助対象経費）のうち、市町が移住者に交付する補助金 | ①対象者 | 市町 | ②対象住宅 | 移住者への貸し出しを目的に、市町が所有者から借り上げた空き家 | ③対象経費 | 市町が借り上げた空き家を、移住者へ貸し出して活用するために行う改修に要する経費 |
| ①対象者 | 市町 | | | | | | | | | | | | | | |
| ②間接補助対象者 | 5年以上定住の意思のある県外からの移住者（平成28年度以降に移住した者） （働き手世帯） 構成員のうち少なくとも1人が60歳未満の世帯 （子育て世帯） 構成員と同居する中学生以下の子がいる世帯 | | | | | | | | | | | | | | |
| ③間接補助対象住宅 | 空き家バンクを通じて、移住者が居住を目的として購入または賃借した一戸建て住宅 | | | | | | | | | | | | | | |
| ④対象経費 | 移住者が行う住宅の改修、家財道具の搬出等に要する経費（間接補助対象経費）のうち、市町が移住者に交付する補助金 | | | | | | | | | | | | | | |
| ①対象者 | 市町 | | | | | | | | | | | | | | |
| ②対象住宅 | 移住者への貸し出しを目的に、市町が所有者から借り上げた空き家 | | | | | | | | | | | | | | |
| ③対象経費 | 市町が借り上げた空き家を、移住者へ貸し出して活用するために行う改修に要する経費 | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他（住宅改修支援補助金） | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | ・令和3年度愛媛県移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の交付先 | 市町 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-------------------------|-----------------------------|------------------------|--|--|
| (最終交付先) | (県外から本県内への移住者で要綱記載の要件を満たす者) | | | |
| 補助金等の算出方法 | | 世帯区分 (世帯) | 補助率 ・限度額 | 経費負担 |
| | (1) 住宅改修費補助事業 | | | |
| | 住宅の改修 | 働き手 | 対象経費 の 1/2 100 万円 | 300 万円までの改修→ 移住者負担は、1/3 で可能 (県 100 万円、市町 100 万円、移住者 100 万円) |
| | 住宅の改修 | 子育て | 対象経費 の 1/2 200 万円 | 600 万円までの改修→ 移住者負担は、1/3 で可能 (県 200 万円、市町 200 万円、移住者 200 万円) |
| | 家財 道具の 搬出等 | 働き手 子育て | 対象経費 の 1/2 10 万円 | 30 万円までの改修→移 住者負担は、1/3 で可能 (県 10 万円、市町 10 万 円、移住者 10 万円) |
| (2) サブ リース住宅 改修事業 | 働き手 子育て | 対象経費 の 1/8 75 万円 | 600 万円までの改修→ 市町負担は、3/8 で可能 (県 75 万円、市町 225 万円、国 300 万円) | |
| 補助率 | 補助金等の算出方法に記載のとおり | | | |
| 補助対象経費 | 補助対象事業の概要に記載のとおり | | | |

(出典：要綱、令和3年度 当初予算見積額の事項説明書等)

※ 補助事業の概要補足（補助事業イメージ）

| ○働き手世帯 300万円までの改修 →自己負担は1/3 | | ○子育て世帯 600万円までの改修 →自己負担は1/3 | | ○サブリース 600万円までの改修 →市町負担は3/8 | |
|-----------------------------------|-------------|-----------------------------------|-------------|-----------------------------------|-------------|
| 2/3 | 1/3 | 2/3 | 1/3 | 1/2 | 1/2 |
| 市町補助金として 移住者に交付 200万円 | | 市町補助金として 移住者に交付 400万円 | | 市町 300万円 | 国 300万円 |
| 県 100万円 | 市町 100万円 | 県 200万円 | 市町 200万円 | 県 75万円 | 市町 225万円 |
| 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/8 | 3/8 |

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 58,560 | 58,920 | 58,920 | 53,250 |
| 決算額(※) | 21,942 | 31,699 | 41,923 | - |
| 交付先数 | 9 | 13 | 13 | - |

(出典：事務事業管理シート)

※令和3年度の決算額のうち、1件あたり、100万円以上の補助金支出のみ集計。交付先は、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、東温市、上島町、久万高原町、内子町及び愛南町である。

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|--------|-------|
| 決算額 | - | - | 40,487 | - |
| 交付先数 | - | - | 11 | - |

(出典：補助金等(県単)状況調査表)

(3) 監査の結果及び意見

① 活動指標と成果指標の設定について（意見 15）

県によると、移住者住宅改修支援事業費補助金の事業期間は、第六次愛媛県長期計画の期間にあわせて設定しているため、令和 4 年度を終期としており、事務事業評価においては、県内への移住者数を成果指標とし、補助金の利用件数を活動指標としています。

補助金の効果を測定するうえで、これらの指標の設定は有効と考えますが、成果指標に関しては、県内への移住者数には、そもそも補助金を利用できない移住者も含まれており、補助金を利用して増加した移住者数が漠然となってしまうため、補助金を利用して増加した移住者数そのものや交付先数などを指標とすることが望ましいです。

活動指標としては、補助金を利用する前提として、県や市町が運営している「空き家バンク」に掲載されている空き家（戸建て住宅）を購入または賃借して改修する必要があるため、空き家バンク掲載物件数を指標として追加することも考えられます。

| 6 移住者住宅改修支援事業費 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R4) | |
|----------------|-------|-----|----------|---|------|---------|--------|---------|-----------|------|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | | 単位 | 計画 | 1500 | 3500 | 3500 | 3500 | 3500 |
| 成果 | + | 70- | 県内への移住者数 | 人 | 実績 | 1909 | 2460 | 4910 | | |
| | | | | | 達成率 | 127.27% | 70.29% | 140.29% | | |
| | | | | | | | | | | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | | 単位 | 計画 | 60 | 80 | 80 | 33 | - |
| 活動 | + | 70- | 利用件数 | 件 | 実績 | 17 | 26 | 32 | | |
| | | | | | 達成率 | 28.33% | 32.50% | 40.00% | | |
| | | | | | | | | | | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | | 単位 | 計画 | | | | | |
| | | | | | 実績 | | | | | |
| | | | | | 達成率 | - | - | - | - | - |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | | 事業の概要 | | | | | | |
| | H28 | R4 | | 県外からの移住を促進するため、働き手世帯や子育て世帯を対象に、市町と連携して移住者の住宅改修等を支援する。 | | | | | | |

(出典：令和 3 年度政策・事務事業評価の結果(企画振興部))

18. 愛媛県鉄道安全輸送設備整備事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | 愛媛県鉄道安全輸送設備整備事業費補助金 |
| 所管部課 | ・企画振興部交通対策課（令和 3 年度予算策定時） ・企画振興部地域政策課（現行） |
| 創設年度 | 平成 25 年度 |
| 終期年度 | 令和 5 年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 当初は令和 2 年度までの補助を予定していたが、同年度に補助対象事業者である伊予鉄道株式会社からの補助継続要望を受け、同社の決算状況等を勘案した結果、継続が必要と判断。なお、同社 |

| | から提出のあった令和 3 年度から令和 5 年度までの事業計画に基づき、終了年度を令和 5 年度と設定。 | | | | | | |
|---|--|--|--------|-------------|---|---------------------------|--|
| 補助金等の目的 | 地域鉄道事業者が実施する設備更新費用の一部を補助する。 | | | | | | |
| 補助対象事業の概要 | 安全運行を確保するための老朽化対策であって機能向上に資する設備の整備等で、 1. PC マクラギ整備事業（横河原線 PC マクラギ敷設他工事） 2. 50 kg N レール整備事業（横河原線レール交換工事） | | | | | | |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | | |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 愛媛県鉄道安全輸送設備整備事業費補助金交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） | | | | | | |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input checked="" type="checkbox"/> その他（鉄軌道事業者） | | | | | | |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 伊予鉄道株式会社 | | | | | | |
| 補助金等の算出方法 | 要綱別表（第 2 条関係）より抜すい <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">補助対象事業</th> <th style="width: 33%;">補助対象経費</th> <th style="width: 33%;">補助率及び補助限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 国要綱第 34 条第 1 項に規定する「生活交通改善事業計画に基づき実施される安全性の向上に資する事業」のうち、緊急性が高く機能向上が図られる次の鉄道設備の整備とする。 (1) PC マクラギ整備事業 木マクラギの PC マクラギ等への更新 (2) 50 kg N レール整備事業 40 kg N レールの 50 kg N レールへの変更 </td> <td>本工事費、附帯工事費、その他知事が適当と認める経費</td> <td>補助率は、1/6 以内とし、補助限度額は、8,000 千円以内とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</td> </tr> </tbody> </table> | 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率及び補助限度額等 | 国要綱第 34 条第 1 項に規定する「生活交通改善事業計画に基づき実施される安全性の向上に資する事業」のうち、緊急性が高く機能向上が図られる次の鉄道設備の整備とする。 (1) PC マクラギ整備事業 木マクラギの PC マクラギ等への更新 (2) 50 kg N レール整備事業 40 kg N レールの 50 kg N レールへの変更 | 本工事費、附帯工事費、その他知事が適当と認める経費 | 補助率は、1/6 以内とし、補助限度額は、8,000 千円以内とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率及び補助限度額等 | | | | | |
| 国要綱第 34 条第 1 項に規定する「生活交通改善事業計画に基づき実施される安全性の向上に資する事業」のうち、緊急性が高く機能向上が図られる次の鉄道設備の整備とする。 (1) PC マクラギ整備事業 木マクラギの PC マクラギ等への更新 (2) 50 kg N レール整備事業 40 kg N レールの 50 kg N レールへの変更 | 本工事費、附帯工事費、その他知事が適当と認める経費 | 補助率は、1/6 以内とし、補助限度額は、8,000 千円以内とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 | | | | | |
| 補助率 | 県 1/6（負担割合：国 1/3、県 1/6、地元市町 1/6） 補助上限：8,000 千円 | | | | | | |
| 補助対象経費 | 補助金等の算出方法に記載のとおり | | | | | | |

（出典：要綱、令和 3 年度 当初予算見積額の事項説明書等）

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |
| 決算額 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート)

(3) 監査の結果及び意見

① 補助上限額の設定プロセスについて（意見 16）

県によると、①伊予鉄道株式会社における全体及び年度ごとの事業費、②四国3県における同様の事業に対する補助状況、③市町の負担可能な範囲などを勘案し、補助上限額を設定しているとのことですが、書類の保存年限を過ぎているため、補助上限額の設定当時の詳細な経緯は不明とのことです。

今回の補助金交付においては、コロナの影響もあり、伊予鉄道株式会社にとっては、非常に厳しい業績の中で利用者の安全を確保する観点等から実施されたもののようですが、今後同じような状況になったときに、従来の補助上限額で目的が達成できるのかどうかを引き続き検討いただくとともに、補助上限額を決定したプロセス等を残しておくことが望ましいです。

19. えひめ地域政策研究センター運営費補助金

(1) 補助金等の概要

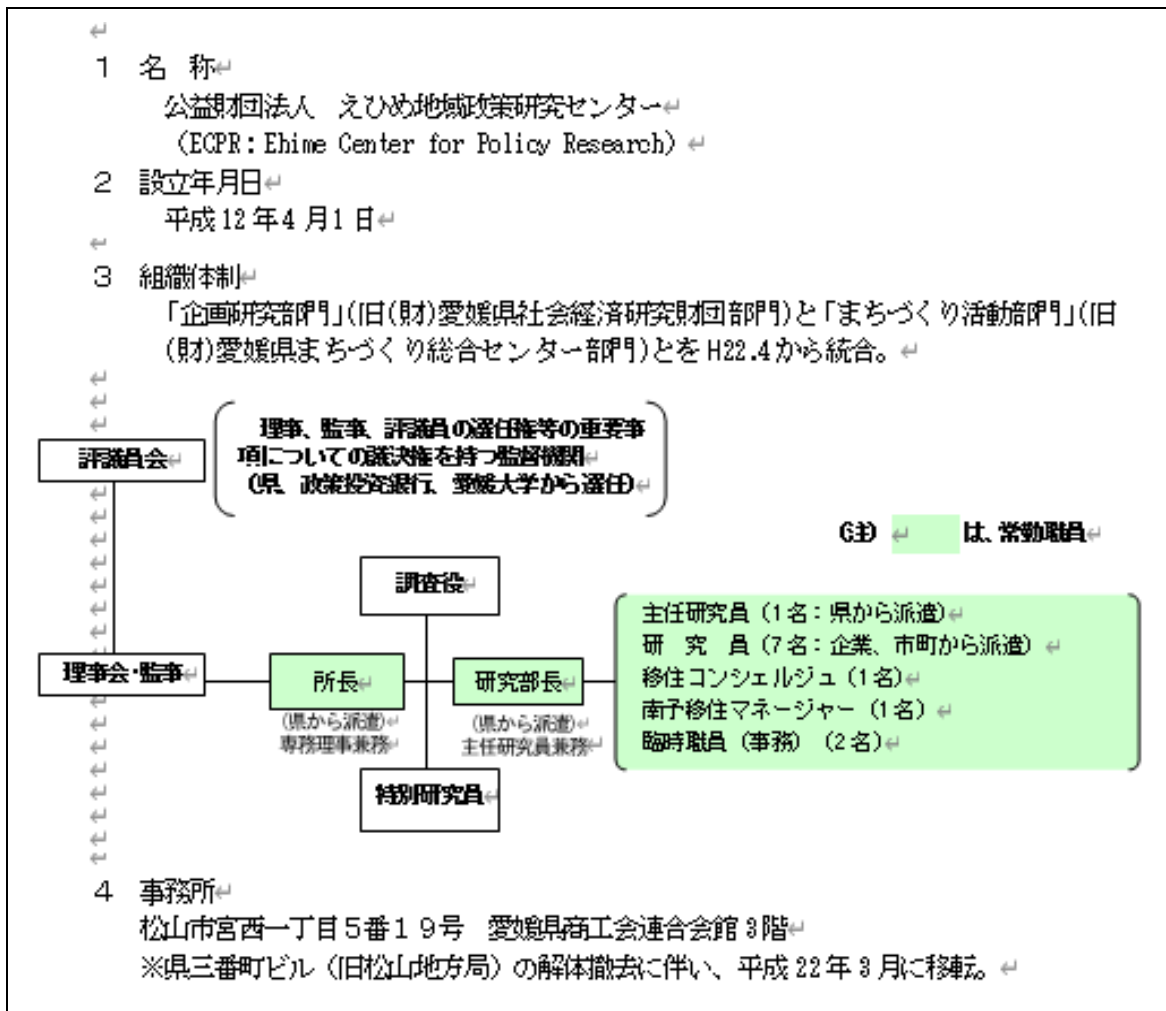
| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | えひめ地域政策研究センター運営費補助金 |
| 所管部課 | 企画振興部地域政策課 |
| 創設年度 | 平成12年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 平成24年度から、共益費を補助対象外とし、補助金額を減額（▲300千円）。 |
| 補助金等の目的 | 地域活性化及び地域づくりに関する活動支援、交流支援、人材育成、意識啓発、並びにその成果の公表や調査研究に基づく提言等を助成し、もって地域の活力創造に寄与する。 |
| 補助対象事業の概要 | 自治体等からの受託研究や各種セミナーの開催、まちづくり活動への支援を行う中核的地域政策研究機関として、えひめ地域政策 |

| | |
|-----------------|--|
| | 研究センターが活動することに対する運営補助金 |
| 補助金等の分類 | <input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | ・公益財団法人えひめ地域政策研究センター運営費補助金交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 公益財団法人えひめ地域政策研究センター（※） |
| 補助金等の算出方法 | 補助対象経費の 10/10 以内 |
| 補助率 | 10/10 以内 |
| 補助対象経費 | 特別研究員の招へい、事務所の賃料に関してセンターが負担する経費で、知事が適当であると認めるもの |

（出典：要綱、令和 3 年度 当初予算見積額の事項説明書等）

※えひめ地域政策研究センター（現在は、えひめ地域活力創造センター）

令和4年度に、組織再編されているが、補助を行った令和3年度の情報を掲載。



(出典：県提供資料より)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 6,240 | 6,240 | 6,435 | 4,275 |
| 決算額 | 6,240 | 6,240 | 6,435 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート)

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金の分類について（意見 17）

平成 24 年度に公益財団法人へ移行する以前の平成 12 年度より実施されてきた補助金であり、補助項目の見直しは、その都度行われながらも、運営費補助として継続しており、令和 3 年度の補助内容は、①特別研究員の招へい（2,160 千円）、②事務所経費（共益費除く、事務所家賃全額 4,275 千円）となっています。

県によると、えひめ地域政策研究センター（以下、この節で「センター」という。）は、地域づくり活動の支援等を目的に活動する県内唯一の公益法人で、事業はすべて公益事業となっており、地域活性化を図る上で、センターの活動を支援することが本県の公益にかなうと考えられることから、固定費の一部を補助しているとのことです。

事業活動が公益性を有することから補助するものであるとはいえ、運営費補助という形を取ると、補助金の効果測定があいまいになり、あらかじめ補助金を前提とした事業計画や活動をするのを助長し、自立した活動の創出を妨げることに繋がってしまうため、補助金の測定が明確にできるようにすることが望ましいです。

具体的には、運営費補助ではなく、事業費補助の形へ移行することが考えられます。

② 補助金の交付決定方式について（意見 18）

上記①に記載のとおり、県によると、センターは、地域づくり活動の支援等を目的に活動する県内唯一の公益法人で、事業はすべて公益事業となっており、地域活性化を図る上で、センターの活動を支援することが本県の公益にかなうと考えられることから、固定費の一部を補助しているとのことです。

地域活性化を図る上で、センターの活動を支援することが本県の公益にかなうことから、平成 12 年度より実施されてきた補助金のようなのですが、補助金の交付にあたっては、センターを継続的に補助対象先として選定するのではなく、センターの運営する事業で、県民の利益にかなう内容の事業を選別するとともに、同様の事業をより効果的かつ効率的に実施できる他の事業体があれば、その事業体の事業を補助対象とすることも視野にいれて対応されることが望ましいです。

具体的には、補助対象とする事業ごとに公募方式を採用することが考えられます。

③ 補助対象経費について（意見 19）

令和 3 年度において、事務所経費（共益費除く、事務所家賃全額）を補助対象としていることの妥当性を確認するために、過去において県三番町ビル廃止に伴い、平成 22 年度から愛媛県商工会連合会会館（松山市宮西）に事務所を移転した際に、家賃相場や利便性などをどのように検討したか調査したところ、県では、それらに関係する当時の資料は、保存年限を過ぎて

おり確認できないとのことでした。

補助金に関連する資料については、保存年限があるため、仕方ない面はありますが、最小の経費で最大の効果を得るためには、移転や家賃契約更新時等に合わせて、家賃相場が妥当かどうかを判断した結果に至るプロセスを残しておくことが望ましいです。

また、「要綱」には監査・指導に関する記載はありませんが、交付先に対して、現在の家賃全額を補助することが適当かどうか、近隣の家賃相場や地価の変動、事務所の利用状況等を、適時報告してもらうことも補助金の見直しの観点からは必要ではないかと考えます。

④ 補助金の概算払について（意見 20）

「要綱」第 12 条で補助金の概算払について定められていますが、同条第 1 項にて、「補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払いすることがある。」と記載され、同条第 2 項にて「センターは、概算払いの交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 7 号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。」と記載されています。

県によると、補助金の年間所要額は年度当初に判明しており、センターの資金繰り等の状況を踏まえて、運営上必要と判断し、補助金の全部を 1 月に概算払を行ったということですが、県が保管している資料としては、補助金概算払請求書以外に、センターから提出された関係書類としては、補助対象経費の概要が記載された書類のみで、概算払の必要性がわかるような資料の提出はなく、概算払を検討するにあたって、十分な資料の提出がなされた状況ではありませんでした。

補助金の概算払においては、補助金概算払請求書に加え、概算払の必要性が理解できる十分な関係資料の提出を求めることが望ましいです。

具体的には、概算払の必要性を検討するために、月次の資金繰りの状況がわかるような資金繰り表やこれからの資金支出計画等の資料を提出してもらうことが考えられます。

また、概算払の方法としても、1 年分をまとめて行うのではなく、例えば、半年ごとの実績をもって概算払と年度精算を行うなどの方法を採用することが望ましいです。

20. 愛媛県鉄道施設安全対策事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|---------|--|
| 補助金等の名称 | 愛媛県鉄道施設安全対策事業費補助金 |
| 所管部課 | ・企画振興部交通対策課（令和 3 年度予算策定時） ・企画振興部地域政策課（現行） |
| 創設年度 | 平成 26 年度 |

| | |
|-----------------|---|
| 終期年度 | 令和3年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町における年度毎の補助率や補助額等については、四国旅客鉄道株式会社により作成された、平成26年度から8ヶ年度にわたる実施計画に基づき、事業初年度に設定。 ・以降は毎年度、市町と変更の有無について協議を行った上で補助を実施。 |
| 補助金等の目的 | 鉄道事業者が実施する老朽化対策事業の一部を補助する。 |
| 補助対象事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全運行を確保するための老朽化対策で施設の長寿命化に資する改良等で、四国旅客鉄道株式会社が実施する、高架橋高欄改良事業に対して助成するもの。 ・事業実施箇所：内子町 内子高架橋 ・令和3年度実施予定数量：233メートル 事業箇所総延長 1,893メートル (H26～R3) 令和2年度時点工事済 1,660メートル 残り 233メートル |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | ・愛媛県鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input checked="" type="checkbox"/> その他（鉄道事業者） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 四国旅客鉄道株式会社 |
| 補助金等の算出方法 | 市町が補助する額以内とし、かつ、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内において、知事が定める額とする。 |
| 補助率 | 県 1/6（負担割合：国 1/3、県 1/6、沿線市町 1/6） |
| 補助対象経費 | 国及び市町が補助する場合における本工事費、附帯工事費（移転補償費は含まない）及び用地費とする。 |

（出典：要綱、令和3年度 当初予算見積額の事項説明書等）

(2) 補助金等の予算額と決算額

（単位：千円）

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|
| 予算額 | 26,666 | 26,666 | 11,666 | - |
| 決算額 | 26,374 | 26,578 | 11,650 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

（出典：事務事業管理シート）

(3) 監査の結果及び意見

① 活動指標の計画値見直しについて（意見 21）

事務事業評価における活動指標として、施設の改良延長として、距離を設定しており、計画値には、当初予算の見込値(233m)を設定しています。

利用者の安全を確保する目的として、必要な距離を延長するための補助金である以上、活動指標としては有効であると考えますが、補助金の効果測定において、正しくその活動成果を測定するためには、当初予算の見込値(233m)ではなく、実際の交付申請に合わせた数値(142m)を計画値とし、実績としては、県が審査した四国旅客鉄道株式会社からの実際報告数値(131m)に基づいて測定することが望ましいです。

| 2 鉄道施設安全対策事業費 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R?) |
|---------------|-------|-----|---|-------|---------|---------|--------|------|--------------|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | | 単位 | 計画 | 0 | 0 | 0 | - |
| 成果 | 0 | 70- | 重大事故の発生回数（設備不良によるもの） | 回 | 実績 | 0 | 0 | 0 | - |
| | | | | 達成率 | - | - | - | - | |
| | | | | 指標種類2 | 指標名称2 | | | 単位 | 計画 |
| 活動 | + | 70- | 施設の改良延長（m） | m | 実績 | 432 | 411 | 131 | - |
| | | | | 達成率 | 102.61% | 102.75% | 56.22% | - | |
| | | | | 指標種類3 | 指標名称3 | | | 単位 | 計画 |
| | | | | | 実績 | | | | |
| | | | | | 達成率 | - | - | - | - |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | |
| | H26 | R3 | 地域住民の生活を支える地域鉄道は、厳しい経営環境に置かれる中で、施設の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化に資する改良に対する費用の一部を補助することにより、鉄道利用者の安全確保と利便性の向上を図る。 | | | | | | |

（出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果(企画振興部)）

21. 愛媛県離島航路整備事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | 愛媛県離島航路整備事業費補助金 |
| 所管部課 | ・企画振興部交通対策課（令和3年度予算策定時） ・企画振興部地域政策課（現行） |
| 創設年度 | 昭和51年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし。 ただし、関連する法令や交付要綱等の改正に合わせて、要綱の様式等の見直しを行っている。 |
| 補助金等の目的 | 離島における唯一の生活交通手段である離島航路の維持及び確保を図り、もって県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。 |

| 補助対象事業の概要 | <p>離島住民の生活交通を維持・確保するため、離島航路事業者のうち国庫補助対象航路となっている航路について、予算の範囲内で運航欠損の補助を行う。</p> <p>1. 制度の概要</p> <table border="1" data-bbox="544 504 1348 987"> <tr> <td>補助対象期間</td> <td>令和元年10月1日から令和2年9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>・公営航路: 監査後の実績欠損額から国の補助対象欠損額を差し引いた額 ・民営航路: 同上の額について市町が補助した額</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>・公営航路: 1/2 以内 ・民営航路: 1/2 以内</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>・公営航路: 国庫補助航路を運営している市町 ・民営航路: 国が国庫補助航路に決定した航路事業者に欠損補助を行った市町</td> </tr> </table> <p>2. 補助事業者等</p> <table border="1" data-bbox="544 1131 1348 1727"> <thead> <tr> <th>補助事業者</th> <th>航路事業者</th> <th>航路名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上島町</td> <td>上島町</td> <td>魚島～弓削～土生</td> </tr> <tr> <td>今治市</td> <td>シーセブン有限会社</td> <td>尾浦～宮窪</td> </tr> <tr> <td>今治市</td> <td>津島渡船有限会社</td> <td>津島～今治</td> </tr> <tr> <td>今治市</td> <td>有限会社くるしま</td> <td>馬島～波止浜</td> </tr> <tr> <td>今治市</td> <td>今治市</td> <td>岡村～今治</td> </tr> <tr> <td>新居浜市</td> <td>新居浜市</td> <td>大島～黒島</td> </tr> <tr> <td>松山市</td> <td>有限会社新喜峰</td> <td>安居島～北条</td> </tr> <tr> <td>松山市</td> <td>中島汽船株式会社</td> <td>三津浜～中島</td> </tr> <tr> <td>大洲市</td> <td>青島海運有限会社</td> <td>青島～長浜</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市</td> <td>田中輸送有限会社</td> <td>大島～八幡浜</td> </tr> <tr> <td>宇和島市</td> <td>盛運汽船株式会社</td> <td>日振～宇和島</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 事務経費等 旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料</p> | 補助対象期間 | 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで | 補助対象経費 | ・公営航路: 監査後の実績欠損額から国の補助対象欠損額を差し引いた額 ・民営航路: 同上の額について市町が補助した額 | 補助率 | ・公営航路: 1/2 以内 ・民営航路: 1/2 以内 | 補助対象者 | ・公営航路: 国庫補助航路を運営している市町 ・民営航路: 国が国庫補助航路に決定した航路事業者に欠損補助を行った市町 | 補助事業者 | 航路事業者 | 航路名 | 上島町 | 上島町 | 魚島～弓削～土生 | 今治市 | シーセブン有限会社 | 尾浦～宮窪 | 今治市 | 津島渡船有限会社 | 津島～今治 | 今治市 | 有限会社くるしま | 馬島～波止浜 | 今治市 | 今治市 | 岡村～今治 | 新居浜市 | 新居浜市 | 大島～黒島 | 松山市 | 有限会社新喜峰 | 安居島～北条 | 松山市 | 中島汽船株式会社 | 三津浜～中島 | 大洲市 | 青島海運有限会社 | 青島～長浜 | 八幡浜市 | 田中輸送有限会社 | 大島～八幡浜 | 宇和島市 | 盛運汽船株式会社 | 日振～宇和島 |
|-----------|---|----------|------------------------|--------|---|-----|--------------------------------|-------|--|-------|-------|-----|-----|-----|----------|-----|-----------|-------|-----|----------|-------|-----|----------|--------|-----|-----|-------|------|------|-------|-----|---------|--------|-----|----------|--------|-----|----------|-------|------|----------|--------|------|----------|--------|
| 補助対象期間 | 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | ・公営航路: 監査後の実績欠損額から国の補助対象欠損額を差し引いた額 ・民営航路: 同上の額について市町が補助した額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率 | ・公営航路: 1/2 以内 ・民営航路: 1/2 以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象者 | ・公営航路: 国庫補助航路を運営している市町 ・民営航路: 国が国庫補助航路に決定した航路事業者に欠損補助を行った市町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助事業者 | 航路事業者 | 航路名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上島町 | 上島町 | 魚島～弓削～土生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今治市 | シーセブン有限会社 | 尾浦～宮窪 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今治市 | 津島渡船有限会社 | 津島～今治 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今治市 | 有限会社くるしま | 馬島～波止浜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今治市 | 今治市 | 岡村～今治 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新居浜市 | 新居浜市 | 大島～黒島 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松山市 | 有限会社新喜峰 | 安居島～北条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松山市 | 中島汽船株式会社 | 三津浜～中島 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大洲市 | 青島海運有限会社 | 青島～長浜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八幡浜市 | 田中輸送有限会社 | 大島～八幡浜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宇和島市 | 盛運汽船株式会社 | 日振～宇和島 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-----------|-------------------------------|----------|
| | 八幡浜市 | 田中輸送有限会社 |
| | 宇和島市 | 盛運汽船株式会社 |
| 補助金等の算出方法 | 補助対象経費の 1/2 以内において知事が定める額とする。 | |
| 補助率 | 補助対象事業の概要に記載のとおり | |
| 補助対象経費 | 補助対象事業の概要に記載のとおり | |

(出典：要綱、令和3年度 当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 222,924 | 269,364 | 313,259 | 376,264 |
| 決算額 | 222,924 | 269,364 | 313,259 | - |
| 交付先数(※) | 10 | 11 | 11 | - |

(出典：事務事業管理シート)

※ 交付先に関しては、補助対象事業の概要に記載した、補助対象者の要件を満たした交付先であり、令和元年度は、国庫補助対象事業者 11 社のうち 1 社が黒字であったため、交付先数は 10 社となっている。

(3) 監査の結果及び意見

① 交付申請に対する審査について (意見 22)

交付申請に対する審査について、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。

県によると、令和3年度の交付申請は、令和元年10月から令和2年9月までの実績値を使用して申請する形をとるため、国・県・市町の監査結果を反映した当該期間の実績確認の資料と照らし合わせて確認ができているとのことでした。

補助金の交付決定にあたって、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書には、審査判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。

② 交付先及び最終交付先に対する監査・指導の状況について（意見 23）

補助金交付にあたっては、最終交付先が航路損益計算書の作成に伴い、9月末までの1年間の会社欠損を出した後、四国運輸局、県及び市といった関係者による監査を受けて、監査欠損を確定させる必要があります。

県としては、補助対象年度の損益の状況に加え、今後の見通し等について、監査の概要としてとりまとめて適切に報告書を取りまとめ、その後、復命書を作成して審査を実施しています。

この監査の概要に関して、基本的には、監査項目等、検討内容は比較的統一されているものの、今治市（岡村～今治の航路）分については、他の報告と異なり、「〇2年度（R1.10～R2.9）損益の概要」について、監査の概要の中に記載されていませんでした。

県によると、基本的に各事業者の報告書の体裁は統一するようにしているとのことでしたが、今回、この部分については記載漏れとのことでした。

監査対象年度の損益の概要を記載することは、監査済の数字と最終交付先の報告数字の異同を確かめるためには重要と考えられます。また、審査の過程や結果を記載するうえで、判断に差が出ることがないように記載漏れには留意する必要があります。

22. 愛媛県バス運行対策費補助金

(1) 補助金等の概要

| | | |
|----------------|--|---|
| 補助金等の名称 | 愛媛県バス運行対策費補助金 | |
| 所管部課 | <ul style="list-style-type: none"> ・企画振興部交通対策課（令和3年度予算策定時） ・企画振興部地域政策課（現行） | |
| 創設年度 | 平成13年度 | |
| 終期年度 | 未設定 | |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし | |
| 補助金等の目的 | 生活バス路線の運行欠損及び車両の減価償却費等を補助する。 | |
| 補助対象事業の概要 | 愛媛県地域交通活性化推進会議で地域住民の生活に必要と認められ、かつ、次に掲げる要件を満たす路線にかかる運行費、車両の減価償却費及び車両購入に係る金融費用について、国と連携してバス事業者を補助する。 | |
| | （要件等） | |
| | 区分 | 内容 |
| 国庫補 | ① 幹線要件 | 広域行政圏の中心市町村又はそれに準ずる市町村にアクセスし、路線が複数市町村にまたがること。 |

| | | | |
|-----------------|--|--------|-------------------------|
| | 助要件 | ② キロ程 | — |
| | | ③ 運行回数 | 3 回以上/日 |
| | | ④ 輸送量 | 15～150 人/日（見込み） |
| | | ⑤ 補助率等 | 1/2（ただし、経常費用の 9/20 が限度） |
| | <p>※南予地域公共交通再編実施計画の対象エリアにおける補助路線については、令和 6 年度まで以下のような特例措置が講じられる。</p> <p>（ア）路線再編により、従来の補助対象系統を基幹系統と支線系統に分ける場合の再編後の系統→①の適用要件除外及び④の要件の緩和（最低輸送量：3 人/日）</p> <p>（イ）（ア）の対象となる系統以外の系統→④の要件の緩和（最低輸送量：3 人/日）</p> | | |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日 国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号） ・愛媛県バス運行対策費補助金交付要綱 ・令和 3 年度愛媛県バス運行対策費補助金（生活交通路線維持費補助金）交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） | | |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 路線バス事業者（5 社） | | |
| 補助金等の算出方法 | <p>I. 生活交通路線維持費補助金にかかる補助対象経費の額</p> <p>(1) 生活交通路線</p> <p>① 補助対象経常費用と補助対象収益との差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が 50%以上の生活交通路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。</p> $\left[\frac{\text{当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益の差額} \times \left[\frac{\text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right]}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right]$ | | |

| | |
|--|--|
| | <p>② 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活交通路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。</p> <p>(2) 再編計画に係る生活交通路線 補助対象経常費用と経常収益との差額とする。</p> <p>II. 車両減価償却費等補助金にかかる補助対象経費の額</p> <p>(1) 生活交通路線</p> <p>① 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）とする。</p> <p>② 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（車両本体及び運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき次の（イ）又は（ロ）のいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>（イ） 車両の種別により次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップ型車両：1,500万円 ・ワンステップバス型車両：1,300万円 ・小型車両：1,200万円 ・都市間連絡用車両：1,500万円 <p>（ロ） 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額。</p> <p>③ 補助対象購入車両減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき、次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）</p> <p>補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額 × 当該車両の償却率 × 補助対象期間中に使用する月数</p> |
|--|--|

| | |
|--------|---|
| | <p>④ 補助対象金融費用は、年 2.5%を上限とする。(リース車両についても同様の取扱いとする。)</p> <p>⑤ 特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、第 3 項で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。</p> <p>(2) 再編計画に係る生活交通路線 補助対象購入車両費の額(再編計画に係る生活交通路線の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計)は、1 両につき次の(イ)又は(ロ)のいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>(イ) 車両の種別により次のいずれかの額(それぞれ消費税を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップ型車両：1,500 万円 ・ワンステップバス型車両：1,300 万円 ・小型車両：1,200 万円 ・プティバス型車両：500 万円 ・都市間連絡用車両：1,500 万円 <p>(ロ) 実費購入費(消費税を除く。)から備忘価額として 1 円を控除した額</p> |
| 補助率 | 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の 1/2 に相当する額以内の額とする。ただし、補助対象経費の額は、補助対象経常費用の 9/20 に相当する額を限度とする。 |
| 補助対象経費 | 補助金等の算出方法に記載のとおり |

(出典：要綱、令和 3 年度 当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(生活バス路線確保対策事業費全体)

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額計 | 346,424 | 336,512 | 340,875 | 333,267 |
| 国費(※) | — | 14,648 | — | — |
| 県費 | 346,424 | 321,864 | 340,875 | 333,267 |
| 決算額計 | 331,310 | 335,695 | 334,269 | — |
| 国費(※) | — | 14,648 | 13,557 | — |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---|
| 県費 | 331,310 | 321,047 | 320,712 | - |
|----|---------|---------|---------|---|

(出典：事務事業管理シート)

(うち、100万円以上の支出先のある、バス運行対策費補助金のみ抜すい)

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 181,858 | 180,208 | 174,875 | 165,432 |
| 運行費 | 148,719 | 152,422 | 151,508 | 147,273 |
| 減価償却費等 | 33,139 | 27,786 | 23,448 | 18,159 |
| 決算額 | 174,693 | 154,220 | 166,847 | - |
| 運行費 | 142,090 | 126,434 | 144,899 | - |
| 交付先数 | 4 | 4 | 5 | - |
| 減価償却費等 | 32,603 | 27,786 | 21,948 | - |
| 交付先数 | 4 | 3 | 2 | - |

(出典：令和3年度、令和4年度 当初予算見積額の事項説明書等)

※ 令和2年度は、「愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金」において、コロナの影響で輸送量要件を満たさなくなった系統（令和元年度まで補助対象だった系統に限る）について、2月補正予算で国の臨時交付金を活用して補助したため国費の記載がある。

(3) 監査の結果及び意見

① 交付申請に対する審査について（意見24）

交付申請に対する審査について、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。

県によると、令和3年度の交付申請は、令和2年度実績値を使用して申請する形をとるため、令和2年度の実績確認の資料と照らし合わせて確認をしており、交付申請（実績報告）前に国との合同ヒアリングで根拠資料の確認も実施しているとのこと。

補助金の交付決定にあたって、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書に判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。

② 実績報告書に対する審査について（意見 25）

実績報告書に対する審査についても、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。

県によると、交付申請（実績報告）前に国との合同ヒアリングで根拠資料の確認を実施しているとのことでした。

補助金交付の申請時同様、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書に判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。

③ 活動指標と成果指標の設定について（意見 26）

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、補助金ごとに具体的な活動指標や成果指標を設定することが必要であると考えますが、現在は、今回対象とした補助金を含めた、より大きな括りとしての事務事業評価のみであり、補助金ごとの具体的な活動指標や成果指標はありません。

成果指標としては、愛媛県内全域の生活交通路線の系統数及び廃止代替路線の系統数を設定していますが、愛媛県バス運行対策費補助金が補助する対象路線は、国庫補助要件を満たすような幹線のみであるため、この路線での系統数の維持に注目して、設定することがより望ましいです。

また、活動指標としても、愛媛県内全域の補助対象路線の系統数を設定しているため、成果指標同様、愛媛県バス運行対策費補助金が補助する対象路線に絞って、設定することがより望ましいです。

| 8 生活バス路線確保対策事業費 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R?) | | |
|-----------------|-----|-------------|---|---------|---------|---------|------|------|--------------|-----|---|
| 成果 | + | 70- | 指標種類1 | 指標名称1 | 単位 | 計画 | 305 | 311 | 311 | 291 | - |
| | | | 生活交通路線の系統数及び廃止代替路線の系統数 | 系統 | 実績 | 311 | 311 | 291 | | | |
| | | | 達成率 | 101.97% | 100.00% | 93.57% | | | | | |
| 活動 | + | 70- | 指標種類2 | 指標名称2 | 単位 | 計画 | 68 | 68 | 71 | 73 | - |
| | | | 補助対象路線の系統数 | 系統 | 実績 | 68 | 71 | 73 | | | |
| | | | 達成率 | 100.00% | 104.41% | 102.82% | | | | | |
| | | | 指標種類3 | 指標名称3 | 単位 | 計画 | | | | | |
| | | | | | 実績 | | | | | | |
| | | | | | 達成率 | - | - | - | - | - | |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | | | |
| | H13 | 予定・見込があれば記入 | 路線の運行欠損及び車両の減価償却費等について、事業者に対して補助を行うとともに、国庫補助対象外となった準広域的・幹線的路線の運行欠損及び車両の減価償却費等については、事業者を助成する市町に対して補助を行う。 | | | | | | | | |

（出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果(企画振興部)）

| | |
|-----------------|---|
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金交付要綱 ・令和3年度愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金（路線バス運行費補助金）交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） ・令和3年度愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金（路線バス運行費補助金）交付要綱取扱要領（以下、この節で「要領」という。） |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 市町 |
| 補助金等の算出方法 | 補助対象経費の1/2以内において、知事が定める額とする。 |
| 補助率 | 補助対象事業の概要に記載のとおり |
| 補助対象経費 | 補助対象事業の概要に記載のとおり |

（出典：要綱、令和3年度当初予算見積額の事項説明書等）

※ 補助対象路線とは、「要綱」で、以下のように定められている。

（第3条）

補助対象路線は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日 国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）別表1, 3, 7, 9及び附則別表1に適合する系統以外の生活交通路線であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 運行系統の距離（以下、「キロ程」という。）が5km以上のもの。
- (2) 運行系統の1日当たりの輸送量が15～150人のもの。
- (3) 運行系統の1日当たりの運行回数が3回以上のもの。
- (4) 補助対象期間に当該生活交通バス路線の運行によって得た運行系統の経常収益の額が路線バス補助対象経常費用に達していないもの。

2 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における運行状況に応じて決定するものとする。

(2) 補助金等の予算額と決算額

（生活バス路線確保対策事業費全体）

（単位：千円）

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|
|----|-------|-------|-------|-------|

| | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額計 | 346,424 | 336,512 | 340,875 | 333,267 |
| 国費(※1) | - | 14,648 | - | - |
| 県費 | 346,424 | 321,864 | 340,875 | 333,267 |
| 決算額計 | 331,310 | 335,695 | 334,269 | - |
| 国費(※1) | - | 14,648 | 13,557 | - |
| 県費 | 331,310 | 321,047 | 320,712 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

うち、補助金額 100 万円以上の生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金のみ抜すい

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額(※2) | 150,284 | 147,704 | 152,201 | 151,885 |
| 運行費 | 116,084 | 118,551 | 127,785 | 133,221 |
| 減価償却費等 | 34,200 | 29,153 | 24,416 | 18,664 |
| 決算額(※2) | 155,892 | 180,824 | 166,695 | - |
| 運行費 | 126,815 | 154,671 | 146,779 | - |
| 交付先数 | 8 | 8 | 8 | - |
| 減価償却費等 | 29,077 | 26,153 | 19,916 | - |
| 交付先数 | 3 | 3 | 3 | - |

(出典：令和3年度、令和4年度 当初予算見積額の事項説明書等)

- ※1 令和2年度は、「愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金」において、コロナの影響で輸送量要件を満たさなくなった系統(令和元年度まで補助対象だった系統に限る)について、2月補正予算で国の臨時交付金を活用して補助したため国費が入力されている。
- ※2 各事業年度において、決算額が予算額を超えているのは、実績欠損に対する事後的な補助金対応が必要であったためである。

(3) 監査の結果及び意見

① 交付申請に対する審査について(意見27)

交付申請に対する審査について、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。

県によると、積算書類が膨大になるため、事業計画書や運行系統図などの根拠となる資料は、補助金交付前に関係市役所と共に事業所に訪問し確認を行っているとのこと。

補助金の交付決定にあたって、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書に判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。

② 実績報告書に対する審査について（意見 28）

実績報告書に対する審査について、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。

県によると、積算書類が膨大になるため、運行実績表や財務関係資料などの根拠となる資料は、補助金交付前に関係市役所と共に事業所に訪問し確認を行っているとのこと。

補助金交付の申請時同様、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためにも、決裁書に判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。

③ 検査調書の様式について（意見 29）

実績審査で用いられる検査調書について、検査内容に大きな差はありませんが、中予地方局と南予地方局では、「事業実績確認調書」、東予地方局では、「事業実績検査調書」として作成されており、様式が相違しています。

県によると、様式は特に定められておらず、体裁については任意となっているということでしたが、同じ補助金に対して行う審査のため、統一することが望ましいです。

④ 活動指標と成果指標の設定について（意見 30）

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、補助金ごとに具体的な活動指標や成果指標を設定することが必要であると考えますが、現在は、今回対象とした補助金を含めた、より大きな括りとしての事務事業評価のみであり、補助金ごとの具体的な活動指標や成果指標はありません。

成果指標としては、愛媛県内全域の生活交通路線の系統数及び廃止代替路線の系統数を設定していますが、愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金が補助する対象路線は、国庫補助（地域公共交通確保維持改善事業費補助金、旧バス運行対策費補助金のうち、地域間幹線系統確保維持費及び車両減価償却費等）の対象外となった生活バス路線のうち、市町が一定の要件を満たす準広域的・幹線の路線であるため、この路線での系統数の維持に注目して、設定することがより望ましいです。

また、活動指標としても、愛媛県内全域の補助対象路線の系統数を設定しているため、成果

指標同様、愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金が補助する対象路線に絞って、設定することがより望ましいです。

| 8 生活バス路線確保対策事業費 | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R?) | |
|-----------------|-------|-------------|---|------|------|---------|---------|--------------|---|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | 単位 | 計画 | 305 | 311 | 311 | 291 | - |
| 成果 | + | 70- | 生活交通路線の系統数及び廃止代替路線の系統数 | 系統 | 実績 | 311 | 311 | 291 | |
| | | | | | 達成率 | 101.97% | 100.00% | 93.57% | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | 単位 | 計画 | 68 | 68 | 71 | 73 | - |
| 活動 | + | 70- | 補助対象路線の系統数 | 系統 | 実績 | 68 | 71 | 73 | |
| | | | | | 達成率 | 100.00% | 104.41% | 102.82% | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | 単位 | 計画 | | | | | |
| | | | | 実績 | | | | | |
| | | | | 達成率 | - | - | - | - | - |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | |
| | H13 | 予定・見込があれば記入 | 路線の運行欠損及び車両の減価償却費等について、事業者に対して補助を行うとともに、国庫補助対象外となった準広域的・幹線的路線の運行欠損及び車両の減価償却費等については、事業者を助成する市町に対して補助を行う。 | | | | | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果(企画振興部))

24. ハートなんでも相談員設置事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | ハートなんでも相談員設置事業費補助金 |
| 所管部課 | 教育委員会事務局義務教育課 |
| 創設年度 | 平成16年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 平成24年度までは補助率1/2であったが、平成25年度より1/3に変更 |
| 補助金等の目的 | 相談員の配置により、児童生徒や保護者、教職員への相談活動を充実させ、気持ちにゆとりが持てる環境を提供するなど、学校の相談体制の整備を支援するもの。 |
| 補助対象事業の概要 | <p>補助対象事業 ハートなんでも相談員設置事業</p> <p>ア 設置場所 公立小学校 68校 (原則として児童数400人以上の学校) 公立中学校 18校 (スクールカウンセラー配置校を除く、原則150人以上の学校)</p> <p>イ 相談員の配置 退職教員、青少年団体指導者等 (学校の設置者(市町)が選考の上、委嘱)</p> <p>ウ 相談員の勤務 1日当たり4時間 年間70日(2日/週)</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | エ 相談員の勤務内容・児童生徒や保護者等に対する相談活動 ・地域と学校の連携の支援 ・その他学校の教育活動の支援 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | いじめ防止対策基本法 愛媛県ハートなんでも相談員設置事業費補助金交付要綱 |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 市町の教育委員会（条件を満たした学校の内、設置を希望した 86 校） |
| 補助金等の算出方法 | 1 時間 1,000 円×4 時間×70 日×1/3×86 校=7,998 千円（設置校 1 校当たり 93,000 円を上限とする） |
| 補助率 | 一市町につき 1/3 以内。ただし、1 校当たりの上限を 93 千円とする。 |
| 補助対象経費 | ハートなんでも相談員に係る報酬又は報償費 |

（出典：要綱、令和 3 年度 当初予算見積の事項説明書等）

(2) 補助金等の予算額と決算額

（単位：千円）

| 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|----------|-------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 7,998 | 7,998 | 7,998 | 8,091 |
| 決算額 | 7,998 | 7,981 | 7,958 | - |
| 交付先数（市町） | 14 | 14 | 14 | - |

（出典：事務事業管理シート等）

(3) 事務事業管理シート

| 4 ハートなんでも相談員設置事業費 | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R?) | |
|-------------------|-------|----------------------|--|------|---------|---------|---------|-----------|---|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | 単位 | 計画 | 1,178 | 1,390 | 1,509 | 1,790 | - |
| 成果 | - | 不登校児童生徒数 | 人 | 実績 | 1,390 | 1,509 | 1,790 | | |
| | | | | 達成率 | 84.75% | 92.11% | 84.30% | | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | 単位 | 計画 | 106 | 106 | 106 | 106 | - |
| 活動 | + | 相談員を配置した学校数 (兼務校を含む) | 校 | 実績 | 106 | 106 | 106 | | |
| | | | | 達成率 | 100.00% | 100.00% | 100.00% | | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | 単位 | 計画 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | - |
| 活動 | + | 相談件数 | 件 | 実績 | 21,139 | 21,670 | 22,959 | | |
| | | | | 達成率 | 117.44% | 120.39% | 127.55% | | |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | |
| | H16 | | 児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制の充実を図るため、学校現場に相談員を配置する。 | | | | | | |

| コスト (単位：千円) | | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 成果 動向 | 3成果横ばい | 向上 余地 | 1成果向上余地が小 さい | | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|------------|----------|--------|----------|-----------------|---|---------------|-----|
| 予算 | 事業費計 | 8,335 | 8,336 | 8,336 | 8,432 | | | | | 評価 いじめ・暴力行為・非行・不登校等の早期発見や未然防止のため、相談員を配置し、児童生徒や保護者に対する相談活動を充実させ、気持ちにゆとりがもてる環境を提供し、学校の相談体制の整備ができた。 | 方向1 このまま継続 | 方向2 |
| | 国費 | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | |
| | 県費 | 8,335 | 8,336 | 8,336 | 8,432 | | | | | | | |
| 決算 | 事業費計 | 8,245 | 8,180 | 8,149 | | | | | | | | |
| | 国費 | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | |
| | 県費 | 8,245 | 8,180 | 8,149 | | | | | | | | |
| 人役 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | | 見直し 方向性 | | | | | | | |
| 人件費 | 2,723 | 2,707 | 2,420 | | | | | | | | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果（教育委員会）)

(4) 監査の結果及び意見

① 事務事業評価の単位について（意見 31）

ハートなんでも相談員設置事業は、国の補助事業であるスクールカウンセラー活用事業でカバーできない部分を県単独で手当てするものですので、事務事業評価に当たっては、下記の改善案のようにスクールカウンセラー設置事業とまとめることが妥当ではないかと思えます。下記のようにまとめると、設置自体はいきわたっており、状況の説明や活動指標等を検討する別の方向性がみえてくるように思えます。現状の事務事業評価シートの形式では限界があり、事務事業評価制度自体の改善が望ましいです。

(改善案)

| | (単位：校) | (単位：人) | (単位：件) |
|---------------------|--------|---------|--------|
| | 学校数 | 児童生徒数 | 相談件数 |
| 小学校 | 271 | 65,927 | |
| 中学校 | 126 | 31,950 | |
| 計 | 397 | 97,877 | |
| スクールカウンセラー設置校（中学校） | 102 | 27,259 | 15,639 |
| スクールカウンセラー接続校（小学校） | 252 | 62,137 | |
| 小計 | 354 | 89,396 | 15,639 |
| ハートなんでも相談員設置校（小中学校） | 86 | 30,589 | 22,959 |
| ハートなんでも相談員兼務校（小中学校） | 20 | | |
| 小計 | 106 | 30,589 | 22,959 |
| 合計 | 460 | 119,985 | 38,598 |
| スクールカウンセラーによるカバー率 | 89.2% | 91.3% | |
| ハートなんでも相談員によるカバー率 | 26.7% | 31.3% | |
| 合計 | 115.9% | 122.6% | |

注1) 事務事業評価の単位について検討するため当職が入手資料から作成したものです。

注2) カバー率が100%を超えるのは、小中学校で両制度の併用があることによります。

② 成果指標の評価について（意見 32）

県のこの事業に対する評価は成果横ばいとなっていますが、成果指標とされている不登校児童生徒数は増加傾向にあり計画未達となっております。この点「数値は低迷しているが、全国的な動向と比較すると、一定の成果はあげているものとする。」との説明を受けました。

現状の事務事業管理シートの形式では文字数に限界があります。県民に向けて全国的な動向を踏まえた事務事業の成果に関する評価に限らず、事業の概要についても説明欄が狭く十分な説明ができるスペースではありません。より詳細な説明ができるよう事務事業評価制度全体の改善が望ましいです。

25. 愛媛県公民館連合会運営費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|-----------------|--|
| 補助金等の名称 | 愛媛県公民館連合会運営費補助金 |
| 所管部課 | 教育委員会事務局社会教育課 |
| 創設年度 | 昭和 26 年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 補助金額 H17 年度:4,500 千円 H18 年度:3,500 千円～ |
| 補助金等の目的 | 社会の変化や多様化する住民のニーズに即応した公民館活動を推進するため、公民館関係者の資質の向上を図るとともに、愛媛県公民館連合会の機能を充実し、健全な育成を図るため、経費の一部を補助する。 |
| 補助対象事業の概要 | 愛媛県公民館連合会の運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 |
| 補助金等の分類 | ■運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他（ ） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 社会教育法第6条・第28条の2 愛媛県公民館連合会運営費補助金交付要綱 |
| 交付決定方式 | □公募 ■個別査定 □その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 愛媛県公民館連合会 |
| 補助金等の算出方法 | 3,500,000 円を限度として知事が定める額とする。 事業費 1,610 千円 |

| | |
|--------|--|
| | (ア連絡調整費 イ研究集会費 ウ研修会費 エ調査活動費 オ機関誌発行費) 協力費 200 千円 (ア全国公民館連合会協力費 イ関係団体協力費) 事務局費 1,690 千円 ((補助対象経費を除いた額) ア職員給与費 イ事務費) |
| 補助率 | 該当なし |
| 補助対象経費 | 事業のうち、次に掲げるものに要する経費 1 連絡調整に関する事業 (旅費、印刷費、役務費、使用料及び 賃借料) 2 研究集会への参加 (旅費及び負担金) 3 研修会 (県が全部又は一部を負担して行うものを除く。) の 開催 (報償費、旅費、消耗品費、印刷費、役務費、使用料及び 賃借料) 4 調査活動に関する事業 (報償費、旅費、消耗品費、印刷費、 役務費、使用料及び賃借料) 5 機関誌の発行 (印刷費) 6 関係団体への協力に関する事業 (負担金及び分担金) 7 事務局の運営に関する事業 (給料、職員手当等 (退職手当を 除く。)、社会保険料、旅費、消耗品費、印刷費、役務費、使用 料及び賃借料) |

(出典：要綱、令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,500 |
| 決算額 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | — |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 監査の結果及び意見

① 補助対象者の計算書類について (意見 33)

補助対象者である愛媛県公民館連合会の計算書類において、社会保険料負担額の経理処理が一般に行われている処理と異なったものであったことから、当該補助金における社会保険料の

事業主負担率が 84.8%となるような異常な数値になった交付申請書になっていました。

補助額は、対象経費の中で「3,500,000 円を限度として知事が定める額」となっていることから、補助金の額に影響はありませんでしたが、補助金用の経理処理とはいえ、給料と社会保険料の割合が異常値になっている数値に基づき交付申請、実績報告及び検査が実施されている状況は是正が望ましいですし、補助金関連書類の是正だけでなく補助対象者の決算を適切なものとなるよう指導が望ましいです。

26. 小規模事業経営支援事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | 小規模事業経営支援事業費補助金 |
| 所管部課 | 経済労働部経営支援課 |
| 創設年度 | 昭和 36 年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | <p>商工会、商工会議所職員の人件費及び指導事業費に対する補助金については、平成 5 年度から国補助率の段階的な引下げが行われた後、平成 7 年度に一般財源化(交付税措置)が図られ、県商工会連合会の人件費及び指導事業費(地域改善対策分を除く)については、平成 10 年度に一般財源化された。</p> <p>国庫補助として継続されていた事業費と地域改善対策分については、三位一体改革に伴い、平成 18 年度から国庫補助が廃止され、税源が移譲された。</p> |
| 補助金等の目的 | 商工会・商工会議所及び商工会連合会に経営指導員等の補助対象職員を設置し、小規模事業者の経営及び技術の改善発達を図るとともに、商工会連合会に商工会指導員等の補助対象職員を設置し、商工会の適正な運営指導を図る。 |
| 補助対象事業の概要 | <p>小規模事業者の経営の改善発達を支援するため、各市町内にある商工会や商工会議所は、経営指導員等を置いて小規模事業者の相談、指導に当たる等の事業（経営改善普及事業）を行っている。</p> <p>主な活動</p> <p>(1)金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善その他経営に関する指導、あっせん等</p> <p>(2)小規模事業者の経営の改善発展に資する地域の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施、協力又は指導</p> |

| | <p>以上のほか、商工会や商工会議所は、地域の商工業の振興のための様々な事業の中核的存在となっている。</p> <p>商工会や商工会議所による経営改善普及事業が、小規模事業の経営の安定と発展に寄与し、国民経済の均衡ある発展と社会の安定に貢献することにかんがみ、昭和36年度以来、商工会、商工会議所の本事業に要する人件費、事務費その他の経費を補助してきている。</p> <p>このほか、商工会連合会の行う指導活動についても補助している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|---------|-----------|--------|------|---------|---------------|----------|-----------|------|-------|--------|--------|------|-----------|---------|-----------|
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 商工会(23団体)、商工会議所(9団体)、愛媛県商工会連合会 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の算出方法 | <p>下記の補助対象経費を積算して算出、積算内訳は以下のとおり 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>商工会・商工会議所</th> <th>商工会連合会</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費等</td> <td>1,236,628</td> <td>110,447</td> <td>1,347,075</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>7,414</td> <td>15,152</td> <td>22,566</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,244,042</td> <td>125,599</td> <td>1,369,641</td> </tr> </tbody> </table> | | 商工会・商工会議所 | 商工会連合会 | 合計 | 人件費等 | 1,236,628 | 110,447 | 1,347,075 | 事業費 | 7,414 | 15,152 | 22,566 | 合計 | 1,244,042 | 125,599 | 1,369,641 |
| | 商工会・商工会議所 | 商工会連合会 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 人件費等 | 1,236,628 | 110,447 | 1,347,075 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 7,414 | 15,152 | 22,566 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,244,042 | 125,599 | 1,369,641 | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率 | 10分の10以内（補助対象経費のうち、知事が必要かつ適当と定めたものとする。） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費の概要 | <p>商工会等、県連合会の別に、補助事業対象事業と補助対象経費について定めている。概要は以下のとおり。</p> <p>1 商工会等に対する補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助事業の区分</th> <th colspan="2">補助対象経費</th> </tr> <tr> <th>経費区分</th> <th>経費区分の明細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1)補助対象職員の設置費</td> <td>俸給及び扶養手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 補助事業の区分 | 補助対象経費 | | 経費区分 | 経費区分の明細 | (1)補助対象職員の設置費 | 俸給及び扶養手当 | | 通勤手当 | | 期末手当 | | 勤勉手当 | | | |
| 補助事業の区分 | 補助対象経費 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 経費区分 | 経費区分の明細 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)補助対象職員の設置費 | 俸給及び扶養手当 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 通勤手当 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 期末手当 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 勤勉手当 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|------------------------|---------------------------------|--------|---------------------|
| | | 住居手当 | |
| | | 超過勤務手当 | |
| | | 福利厚生費 | |
| (2)指導事業費 | 旅費 | | 指導旅費 |
| | | | 研修旅費 |
| | | | 商工会等役職員等 研修会出席旅費 |
| | | | 商工会議所補助員 研修会出席旅費 |
| | 事務費 | | 指導事務費 調査研究費 |
| | 福利環境整備費等 | | |
| | 指導事業費 | | 講習会等開催費 |
| | | | 記帳指導員等謝金 等 |
| | 主席主任手当 | | |
| | 法定経営指導員手 当 | | |
| (3)資質向上対策事 業費 | 研修事業費 | | 大学校研修等参加 費 |
| | | | 経営指導員研修会 開催費 |
| | | | 商工会議所補助員 研修会開催費 |
| | 資質向上対策推進 事業費(人事管理委 員会運営費) | | |
| (4)商工会等指導環 境推進費 | 商工会等指導環境 推進費 | | |
| (5)小規模事業者等 人材育成推進事業 | 青年部・女性部活 動推進費 | | |
| (6)広域連携等対策 事業費 | 広域連携等対策事 業費 | | |
| (7)新事業等調査研 究事業費 | 新事業等調査研究 事業費 | | |

| | | | |
|--------------------|---------------------------------|----------------------|--|
| | (8) 零細指導事業費 | 零細指導事業費 | |
| 2 県連合会に対する補助 | | | |
| 補助事業の区分 | 補助対象経費 | | |
| | 経費区分 | 経費区分の明細 | |
| (1) 補助対象職員の 設置費 | 俸給及び扶養手当 | | |
| | 通勤手当 | | |
| | 期末手当 | | |
| | 勤勉手当 | | |
| | 住居手当 | | |
| | 超過勤務手当 | | |
| | 福利厚生費 | | |
| (2) 指導事業費 | 旅費 | 指導旅費 | |
| | | 研修旅費 | |
| | | 広域指導センター 所長会議出席旅費 | |
| | 事務費 | 指導事務費 調査研究費 | |
| | 福利環境整備費等 | | |
| | 指導事業費 | 講習会等開催費 | |
| | | 記帳指導員等謝金 等 | |
| | 嘱託専門指導員謝 金 | | |
| | 主席主任手当 | | |
| 法定経営指導員手 当 | | | |
| (3) 資質向上対策事 業費 | 研修事業費 | 大学校研修等参加 費 | |
| | 商工会等役職員等 研修会開催費 | 役職員等研修会開 催費 | |
| | 資質向上対策推進 事業費(人事管理委 員会運営費) | | |
| (4) 商工会情報ネッ | 電子計算機賃借料 | | |

| | | | |
|--|--------------------------------------|-------------------------------|------------------------|
| | トワーク化推進事業費 | オンライン通信費 記帳機械化等オンライン推進事業費 | データベース作成費 システム管理運営費 |
| | (5)小規模事業者等 人材育成推進事業 | 青年部・女性部活動推進費 | |
| | (6) 新事業等調査 研究事業費 | 新事業等調査研究事業費 | |
| | (7)新型コロナウイルス感染症対応新 ビジネスモデル展開促進事業費 | 新型コロナウイルス感染症対応新ビジネスモデル展開促進事業費 | |

(出典：要綱、令和3年度 当初予算見積の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 1,371,994 | 1,372,359 | 1,369,641 | 1,362,399 |
| 決算額 | 1,308,980 | 1,294,470 | 1,288,398 | - |
| 交付先数 | 33 | 33 | 33 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 事務事業評価の状況

| 2 小規模事業経営支援事業費補助金 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R-) | |
|-------------------|-------|-----|---|------|------|---------|---------|---------|--------------|---|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | | 単位 | 計画 | 43,608 | 43,758 | 43,758 | 43,758 | - |
| 活動 | + | 70- | 商工会、商工会議所、商工会連合会の指導を受けた小規模事業者数 | 者 | 実績 | 23,660 | 24,163 | 24,512 | | |
| | | | | | 達成率 | 54.26% | 55.22% | 56.02% | | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | | 単位 | 計画 | 58 | 58 | 58 | 58 | - |
| 成果 | + | 70- | 商工会の組織率 | % | 実績 | 61 | 62 | 62 | | |
| | | | | | 達成率 | 105.17% | 106.90% | 106.90% | | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | | 単位 | 計画 | 34 | 34 | 34 | 34 | - |
| 成果 | + | 70- | 商工会議所の組織率 | % | 実績 | 49 | 42 | 42 | | |
| | | | | | 達成率 | 144.12% | 123.53% | 123.53% | | |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | | |
| | S36 | - | 商工会・商工会議所及び商工会連合会に経営指導員等の補助対象職員を設置し、小規模事業者の経営及び技術の改善発達を図るとともに、商工会連合会に商工会指導員等の補助対象職員を設置し、商工会の適正な運営指導を図る。 | | | | | | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果（経済労働部）)

(4) 監査の結果及び意見

① 活動指標の取扱いについて（意見 34）

事務事業評価において、商工会、商工会議所、商工会連合会の指導を受けた小規模事業者数を活動指標としています。令和3年度の計画値 43,758 者に対して、実績値 24,512 者と大幅に下回った状況が続いているものの、令和4年度の計画値は 43,758 者のまま据え置かれていました。適切な事務事業評価の効果測定のために、計画値は前年度の実績を踏まえた見直しをすることが望ましいです。

② 成果指標の取扱いについて（意見 35）

事務事業評価において、商工会、商工会議所の組織率を成果指標とし、計画値は全国平均の組織率としています。令和3年度の達成率はそれぞれ、106.90%、123.53%と令和元年度以降上回った状況が続いているものの、令和4年度の計画値は全国平均の組織率のまま据え置かれていました。適切な事務事業評価の効果測定のために、計画値は前年度の実績を踏まえた見直しをすることが望ましいです。

③ 予算作成見積額の事項説明書の記載について（意見 36）

予算作成見積額の事項説明書に記載の補助対象職員の人員推移に対する状況説明が、合併市町村内の商工会・商工会議所の合併当時の記載のままで、現状を説明したものとなっていませんでした。予算査定に影響を及ぼす資料ですので、正確な記載が必要です。

27. 農商工連携新商品開発事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | 農商工連携新商品開発事業費補助金 |
| 所管部課 | 経済労働部経営支援課 |
| 創設年度 | 平成 21 年度 |
| 終期年度 | 令和 4 年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 新商品開発助成事業については、平成 21 年度から令和元年度に実施した「えひめ中小企業応援ファンド」の事業で実施していたが、令和 2 年度からは、規模を縮小し、県単独事業として実施している。 |
| 補助金等の目的 | 令和元年度に終期を迎えた農商工連携ファンドを中心とした農商工連携関連支援策により、多数の新製品開発等が促進されたところである。 県下全域に数多く立地する県産農林水産物を活用した加工食 |

| | 品産業等の経営基盤強化は、本県地域経済に極めて重要であることから、事業者の支援ニーズの特に高い、商品開発助成を実施する。 | | | | |
|-----------------|--|----|----|---------|--|
| 補助対象事業の概要 | (1) 補助金交付先 公益財団法人えひめ産業振興財団（以下、この節で「財団」という。） (2) 事業内容 財団が実施する、農林水産物の生産者と加工業者連携によって生み出される加工食品等の新商品開発に係る助成事業の実施に要する経費の補助 (3) 財団の補助対象 発展性の高い新商品開発を行う連携体 | | | | |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他（財団の助成事業に対する補助） | | | | |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 農商工等連携促進法 ふるさと愛媛の中小企業振興条例 農商工連携新商品開発事業費補助金交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） | | | | |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 財団により公募・審査を経て採択された農林漁業者と中小企業者の連携体代表者 | | | | |
| 補助金等の算出方法 | 補助対象経費を積算して算出 | | | | |
| 補助率 | 2分の1以内 | | | | |
| 補助対象経費 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成金交付経費</td> <td>中小企業者と農林漁業者との連携によって生み出される加工食品等の新商品開発等に係る助成事業の実施に要する経費に対する助成金</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 内容 | 助成金交付経費 | 中小企業者と農林漁業者との連携によって生み出される加工食品等の新商品開発等に係る助成事業の実施に要する経費に対する助成金 |
| 区分 | 内容 | | | | |
| 助成金交付経費 | 中小企業者と農林漁業者との連携によって生み出される加工食品等の新商品開発等に係る助成事業の実施に要する経費に対する助成金 | | | | |

（出典：要綱、令和3年度 当初予算見積の事項説明書等）

(2) 補助金等の予算額と決算額

（単位：千円）

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 29,603 | 2,656 | 2,656 | 2,656 |
| 決算額 | 27,526 | 2,443 | 2,525 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

（出典：事務事業管理シート等）

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金交付要綱について（意見 37）

補助金交付要綱の目的の記載が理解しづらい表現となっていました。補助金交付要綱は、補助金の目的、対象を明確にし、交付の要件、手続を明示することによって適正な補助金交付を行おうとするものです。簡潔明瞭な規定が望ましいです。

② 補助金についての情報提供について（意見 38）

この補助金に関する情報は、（公財）えひめ産業振興財団が実施する商品開発助成事業に対する県の補助であるため、募集期間中は同財団のHPに掲載しているものの募集期間終了後はHP等での情報提供はありませんでした。類似の補助金が継続して支出されている状況でありま
すし、前年度以前どのような内容の補助金が支出されていたかという情報を提供することは、補助金の利用を検討している県民のみならず、より活用しやすい制度への変更への県民からの提案に繋がる等有意義なものであると思います。補助金の対象や制度の概要等の情報を常時提供することが望ましいです。

28. 中小企業団体中央会補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | 中小企業団体中央会補助金 |
| 所管部課 | 経済労働部経営支援課 |
| 創設年度 | 昭和 30 年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし |
| 補助金等の目的 | 技術革新、情報化の進展など、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、中小企業者がこうした極めて困難な状況を克服していくには、組織化により、個々の企業の力を結集して共同で対処する必要がある。 このため、中小企業組合の指導団体である中小企業団体中央会に補助し、中小企業の組織化並びに中小企業組合の育成指導を推進する。 |
| 補助対象事業の概要 | ○補助金交付先：愛媛県中小企業団体中央会 ○補助金対象職員設置数 指導員 18 名、職員 1 名 ○補助事業と令和 3 年度当初予算 1 人件費等 116,347 千円 |

| | (1) 指導員等の設置 (116,347 千円) 2 事業費 15,581 千円 (1) 中央会指導員等研究会開催事業 (313 千円) (2) 補助対象職員資質向上対策事業 (656 千円) (3) 中小企業連携組織推進指導事業 (3,602 千円) (4) 中小企業連携組織等支援事業 (1,770 千円) (5) 組合指導情報整備事業 (1,700 千円) (6) 中小企業連携人材育成促進事業 (2,556 千円) (7) 小規模事業者連携促進事業 (1,645 千円) (8) ものづくり企業等災害時対応事業 (1,650 千円) (9) 中小企業業務改善支援事業 (750 千円) (10) 組合特定問題実態調査事業 (238 千円) (11) 組合等への情報提供事業 (701 千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|------|--------|--|------|------|---------------|----------|--|------|--|------|--|------|--|------|--|--------|--|-------|-------------|
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 (1) 指導員等の設置補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 愛媛県中小企業団体中央会補助金交付要綱 (以下、この節で「要綱」という。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の交付先 (最終交付先) | 愛媛県中小企業団体中央会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の算出方法 | 補助対象経費を積算して算出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率 | 下記補助対象経費の(1)～(5)、(7)～(14)：10分の10以内 (6)：3分の2以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | 以下の経費のうち、知事が必要かつ適当と認めたものとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業区分</th> <th colspan="2">補助対象経費</th> </tr> <tr> <th>経費区分</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">(1) 補助対象職員の設置</td> <td>俸給及び扶養手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住居手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過勤務手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td>法定福利費事業主負担分</td> </tr> </tbody> </table> | 事業区分 | 補助対象経費 | | 経費区分 | 主な内容 | (1) 補助対象職員の設置 | 俸給及び扶養手当 | | 通勤手当 | | 期末手当 | | 勤勉手当 | | 住居手当 | | 超過勤務手当 | | 福利厚生費 | 法定福利費事業主負担分 |
| 事業区分 | 補助対象経費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 経費区分 | 主な内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 補助対象職員の設置 | 俸給及び扶養手当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 通勤手当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 期末手当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 勤勉手当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住居手当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 超過勤務手当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福利厚生費 | 法定福利費事業主負担分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|
| | (2) 補助対象職員の設置に付帯する指導事業 | 福利環境整備費 | 福利環境整備費の事業主支払分 |
| | | 特別環境整備費 | 特別研究指導に必要な参考資料購入費等 |
| | | 旅費 | 指導旅費、講習会出席旅費 |
| | | 庁費 | 備品費、運搬通信費、会議費等 |
| | (3) 中央会指導員等研究会開催事業 | 中央会指導員等研究会開催事業費 | 大学校研修等参加費 |
| | | 中央研究会等参加旅費 | 旅費 |
| | (4) 補助対象職員資質向上対策事業 | 旅費 | |
| | | 研修受講料 | |
| | (5) 中小企業連携組織推進指導事業 | ファクシミリ設置費 | |
| | | コンピュータ設置費 | |
| | | 支所借上料 | |
| 推進指導事業 | | 組合台帳作成費、資料費 | |
| (6) 中小企業連携組織等支援事業 | 中小企業連携組織等支援事業 | 謝金、会議費等 | |
| (7) 組合指導情報整備事業 | ネットワーク運営費 | ハード・ソフト借損料、通信回線設置費等 | |
| (8) 中小企業連携人材育成推進事業 | 中小企業連携人材育成推進事業費 | 謝金、会議費等 | |
| (9) 小規模事業者連携促進事業 | 小規模事業者連携促進事業費 | 謝金、会議費等 | |
| (10) ものづくり企業等災害時対応事業 | BCP 作成支援事業費 | 謝金、会議費等 | |
| (11) 中小企業業務 | 中小企業業務改善 | 謝金、会議費等 | |

| | | | |
|-------------------------|----------------------|--------------------|------------------|
| | 改善支援事業 | 支援事業費 | |
| | (12) 組合特定問題 実態調査 | 組合特定問題実態 調査費 | 資料費、印刷費、 集計費等 |
| | (13) 組合等への情 報提供事業 | 情報提供事業費 | 謝金、会議費等 |
| | | 中小企業団体情報 連絡員設置費 | 謝金 |
| (14) えひめ地域産 業力強化支援事業 | えひめ地域産業力 強化支援事業費 | 事業者に対する補 助金の原資等 | |

(出典：要綱、令和3年度 当初予算見積の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 132,260 | 132,210 | 131,928 | 131,405 |
| 決算額 | 118,836 | 117,711 | 114,142 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート)

(3) 事務事業評価の状況

| 1 中小企業団体中央会補助金 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R-) |
|----------------|-------|---------|--|---------|----------|--|----------|-----------------|--------------|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | 単位 | 計画 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | - |
| 活動 | + | 70- | 組合巡回指導・窓口指導 件数 | 件 | 実績 | 4,100 | 4,115 | 4,122 | |
| | | | | | 達成率 | 91.11% | 91.44% | 91.60% | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | 単位 | 計画 | 401 | 401 | 401 | 401 | 401 |
| 成果 | + | 70- | 県内の中小企業組合数 | 件 | 実績 | 401 | 399 | 383 | |
| | | | | | 達成率 | 100.00% | 99.50% | 95.51% | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | 単位 | 計画 | | | | | |
| | | | | 実績 | | | | | |
| | | | | 達成率 | - | - | - | | |
| 実施 期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | |
| | S30 | - | 中小企業組合の指導団体である中小企業団体中央会に補助し、中小企業の組織化並びに中小企業組合の育成指導を推進する。 | | | | | | |
| コスト (単位：千円) | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 成果 動向 | 3成果横ばい | 向上 余地 | 1成果向上余地が小 さい | |
| 予算 | 事業費計 | 132,260 | 132,210 | 131,928 | 131,405 | 中小企業にとって依然として厳しい経済情勢が続いているが、積極的な組織化支援により、組合数は横ばいで推移。既設組合の適正な運営を助言・指導することにより、現状を維持する。 | | | |
| | 国費 | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | |
| 決算 | 事業費計 | 118,836 | 117,711 | 114,142 | | 見直し 方向性 | | | |
| | 国費 | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | |
| 人役 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | | 方向1 | このまま継続 | | | |
| 人件費 | 4,084 | 4,060 | 3,630 | | 方向2 | | | | |
| | | | | | 方向3 | | | | |

(出典：令和 3 年度政策・事務事業評価の結果（経済労働部）)

(4) 監査の結果及び意見

① 補助事業者の情報提供について（意見 39）

愛媛県中小企業団体中央会（以下、この節で「中央会」という。）は、HP で決算関係書類等について提供していませんでした。中央会は、中小企業等協同組合法に基づき設置され、国・県と連絡を取りながら行う中小企業組織化の支援とその関連事業を主な業務とする公益性の高い法人であり国・県からの補助金・委託費も受取も多額であり、積極的に事業内容、収支状況や財政状態の情報提供を行うようすべきだと思いますし、県もそのように指導することが望ましいです。

② 活動指標について（意見 40）

事務事業評価において、組合巡回指導・窓口指導件数を活動指標とし、計画値 4,500 件としていましたが、中央会との協議が不十分で、計画の共有や計画未達の原因分析等もできていませんでした。中央会との情報共有を行い、改善していくことが望ましいです。

③ 成果指標について（意見 41）

事務事業評価において、県内の中小企業組合数 401 件を成果指標としています。令和 3 年度に前年度比 16 件の減少がありましたが、中央会から原因分析の報告を受けていませんでした。補助事業実績報告書の記載事項とし、対応策について協議する等改善に向けた努力が望ましいです。

29. 下請企業振興事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | 下請企業振興事業費補助金 |
| 所管部課 | 経済労働部経営支援課 |
| 創設年度 | 昭和 52 年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 昭和 52 年に補助金交付要綱を制定した後、22 回改正 |
| 補助金等の目的 | 県では、下請中小企業振興法に基づき、下請企業振興協会である、えひめ産業振興財団（以下、この節で「財団」という。）への助成、指導等を通じて、県内下請中小企業の振興を図っているが、この補助金は、財団が実施する下請取引情報の収集・提供、受発注のあっせん、商談会の開催等の事業を助成するこ |

| | | | | |
|-----------------------|-------------|-------|-----------------------|------------------------|
| | 人 件 費 | | 調整手当 | |
| | | | 期末勤勉手当 | |
| | | | 住居手当 | |
| | | | 超過勤務手当 | |
| | | | 通勤手当 | |
| | | | 福利厚生費 | |
| | | | 退職給与引当金繰入額 | |
| | 2 | 業務管理費 | 負担金 | 全国中業企業取引振興協会への負担金 |
| | 3 | 事業費 | (1)取引条件改善講習会等開催事業 | 謝金、旅費、印刷費、資料作成費等 |
| | | | (2)支援体制整備円滑化等事業 | 謝金（SE、キーパンチャー）、旅費、会議費等 |
| (3)支援機関等連携（人材交流化）促進事業 | | | 謝金（講師）、旅費（講師、職員）、会議費等 | |
| (4)支援担当者能力開発事業 | | | 受講料、旅費、委託費、教材費等 | |
| (5)受発注情報等収集提供事業 | | | 謝金、旅費、印刷費、資料作成費、委託費等 | |
| (6)商談会等開催事業 | | | 謝金、旅費、印刷費、出展料、委託費等 | |

(出典：要綱、令和3年度当初予算見積の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 17,394 | 16,078 | 17,514 | 17,514 |
| 決算額 | 17,394 | 14,908 | 17,328 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(出典：事務事業管理シート等)

| 7 下請企業振興事業費 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R-) | |
|-------------|-------|-----|--|------|------|---------|---------|---------|--------------|---|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | | 単位 | 計画 | 350 | 310 | 310 | 310 | - |
| 活動 | + | 70- | 発注企業登録件数 | 件 | 実績 | 309 | 308 | 311 | | |
| | | | | | 達成率 | 88.29% | 99.35% | 100.32% | | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | | 単位 | 計画 | 750 | 385 | 385 | 385 | - |
| 活動 | + | 70- | 受注企業登録件数 | 件 | 実績 | 382 | 378 | 376 | | |
| | | | | | 達成率 | 50.93% | 98.18% | 97.66% | | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | | 単位 | 計画 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | - |
| 成果 | + | 70- | 下請取引契約成立金額 (当初) | 千円 | 実績 | 81,313 | 90,627 | 89,105 | | |
| | | | | | 達成率 | 81.31% | 90.63% | 89.11% | | |
| 実施 期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | | |
| | S52 | - | 下請中小企業の体質強化、下請取引の適正化を推進するために、(公財)えひめ産業振興財団に対し助成を行うことにより、取引の円滑化を促進しもって下請中小企業の振興を図る。 | | | | | | | |

| コスト (単位：千円) | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 評価 | 成果 動向 | 3成果横ばい | 向上 余地 | 2一定の成果向上余 地あり |
|----------------|--------|--------|--------|--------|----|------------|--|----------|------------------|
| 事業費計 | 18,384 | 16,979 | 18,315 | 18,075 | | 見直し 方向性 | 資金力・情報収集力等の経営資源に乏しい中小企業にとって必要な基盤的事業。 民間による収益事業として実施することは困難なことから、県が経費を補助して、専門性・機動性を持つ財団が実施する手法が適当。 | このまま継続 | |
| 国費 | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | |
| 県費 | 18,384 | 16,979 | 18,315 | 18,075 | | | | | |
| 事業費計 | 18,121 | 15,170 | 17,617 | | | | | | |
| 国費 | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | |
| 県費 | 18,121 | 15,170 | 17,617 | | | | | | |
| 人役 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | | | | | | |
| 人件費 | 681 | 677 | 605 | | | | | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果(経済労働部))

(3) 監査の結果及び意見

① 活動指標・成果指標の補助事業者との共有について(意見42)

事務事業管理シートで、活動指標として発注企業登録件数と受注企業登録件数、成果指標として下請取引契約成立金額を設定していますが、補助事業者から提出を受けている補助事業計画書には、これらの記載がありませんでした。県は補助事業者と目標を共有しているとのことでしたが、補助事業計画書に記載することを指導することで、補助金の成果として県の期待しているところを明確にし、効果的な活動を促すようにすることが望ましいです。

② 実績報告書の審査について(意見43)

実績報告書に対する審査についても、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。

補助金交付の申請時同様、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書に判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。

30. 愛媛県中小企業振興資金利子補給金(チャレンジ企業支援資金)

(1) 補助金等の概要

| 補助金等の名称 | 愛媛県中小企業振興資金利子補給金(チャレンジ企業支援資金) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|------|-----------|------|--------|-----|-------|-----|-----------|------|--------|-----|------------|---------|-----|------------|---------|----|-------------|-----------|----|------------|---------|----|-------------|-----------|---|-------------|-----------|
| 所管部課 | 経済労働部経営支援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 創設年度 | 平成 22 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 終期年度 | 令和 17 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 平成 27 年度に利子補給率を 0.5%→1.0%に拡充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の目的 | 金融機関に対し利子補給を行うことにより、中小企業振興資金のうちチャレンジ企業支援資金の利用を促し、高度又は新規性のある技術・ノウハウを生かした事業展開に取り組む中小企業等を金融面から積極的に支援することを目的とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象事業の概要 | <p>金融機関に対する利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給対象：チャレンジ企業支援資金に係る設備資金 ・受付期間：平成 22 年度～令和 6 年度 ・利子補給期間：融資実行の日から 10 年 ・利子補給率：平成 27 年度以降 1.0%、平成 26 年度まで 0.5% ・融資枠：10 億円 ・利子補給金：1.0%（令和 3 年度当初予算）（単位：円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資年度</th> <th>平均融資残高</th> <th>補助率</th> <th>利子補給金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>8,089,691</td> <td rowspan="7">1.0%</td> <td>80,895</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>12,727,191</td> <td>127,271</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>83,042,672</td> <td>830,412</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>112,643,866</td> <td>1,126,424</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>47,681,936</td> <td>476,818</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>182,012,810</td> <td>1,820,127</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>446,198,166</td> <td>4,461,947</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給時期：年 2 回（前期 1～6 月分、後期分 7～12 月分） ・利子補給の流れ | | | 融資年度 | 平均融資残高 | 補助率 | 利子補給金 | H28 | 8,089,691 | 1.0% | 80,895 | H29 | 12,727,191 | 127,271 | H30 | 83,042,672 | 830,412 | R1 | 112,643,866 | 1,126,424 | R2 | 47,681,936 | 476,818 | R3 | 182,012,810 | 1,820,127 | 計 | 446,198,166 | 4,461,947 |
| 融資年度 | 平均融資残高 | 補助率 | 利子補給金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H28 | 8,089,691 | 1.0% | 80,895 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 12,727,191 | | 127,271 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 83,042,672 | | 830,412 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R1 | 112,643,866 | | 1,126,424 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R2 | 47,681,936 | | 476,818 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R3 | 182,012,810 | | 1,820,127 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 446,198,166 | | 4,461,947 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------------|--|
| | |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 愛媛県中小企業振興資金利子補給金交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 4 金融機関 （中小企業者 36 社） |
| 補助金等の算出方法 | 利子補給金は、前期分（1月1日から6月30日まで）及び後期分（7月1日から12月31日まで）の年2回とし、県は、各期間の平均融資残高（償還延滞元金を除く。）に対して、利子補給率を乗じて算出した金額を金融機関に交付する。 |
| 補助率 | 1% |
| 補助対象経費 | 要綱で定められた利子補給金対象資金の融資 |

（出典：要綱、令和3年度 当初予算見積の事項説明書等）

(2) 補助金等の予算額と決算額

（単位：千円）

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 2,897 | 3,946 | 4,762 | 4,939 |
| 決算額 | 1,643 | 2,794 | 2,878 | - |
| 交付先数※ | 35 | 39 | 36 | - |

※ 年度末の最終交付先である中小企業者の件数を記載している。

（出典：事務事業管理シート等）

(3) 監査の結果及び意見

① 完了報告の提出について（意見 44）

設備等導入完了報告未了の案件に利子補給を実施しているものがありました。要綱では、完了報告の提出期限が明記されておらず、金融機関との利子補給申請額の確認の際に設備等導入完了報告未了の案件について督促するという運用が行われております。金融機関による審査、設備投資実行の確認は行われているであろうことからリスクは低いと思われるものの、要綱を整備し、設備投資完了後〇〇日以内に完了報告を求めるように改善することが望ましいです。

② 事務事業評価について（意見 45）

令和2年度より事務事業評価の仕組みについて見直しが行われたのに合わせ、この補助金が事務事業評価の対象外となっていました。県の裁量の余地がなく、評価結果を活用できない事務事業に分類されたことによるものでした。

予算は、過去の融資実績等を勘案して作成しており、県民に事業の成果を周知するためにも事務事業評価として、予算額や交付実績の報告を行うことが望ましいです。

31. 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金 |
| 所管部課 | 経済労働部産業政策課 |
| 創設年度 | 昭和 56 年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし |
| 補助金等の目的 | 休廃止鉱山において実施している坑排水処理に関する経費のうち、自己の採掘活動に起因する以外の汚染（自然汚染分及び他者汚染分）の坑排水処理に要する経費に対して補助することにより、公害等の防止を図る。 |
| 補助対象事業の概要 | 国は、金属公害等鉱害対策特別措置法及びこれを受けて定められた「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」において、「坑水又は廃水の処理も永続的に行う必要があるため、今後も鉱害防止事業を着実かつ計画的に実施していく必要がある。」としている。また、これに関連した事業に国が補助金の交付を行うことが制度化されているが、国の補助金交付は関係地方公共団体が実施する必要があると認めた事業とし、当該 |

| | |
|-----------------|--|
| | 地方公共団体が当該事業の補助対象経費の4分の1以上を補助していることを基準としている。 このような制度となっていることから、国（中国四国産業保安監督部四国支部）が主導的に事業を監督し、国の算定額を基に県、国及び市が当該補助対象経費に係る補助金の比を1:6:1となるよう負担している。 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 金属公害等鉱害対策特別措置法 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱及び同細則 愛媛県休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input checked="" type="checkbox"/> その他（金属公害等鉱害対策特別措置法） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 住友金属鉱山株式会社 |
| 補助金等の算出方法 | 坑排水処理経費のうち、補助対象経費（休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付細則の定めにより計算された、自然汚染分及び他者汚染分と認められる部分）に県の補助率1/8を限度として補助、かつ、県、国及び市が交付する当該補助対象経費に係る補助金の額との比を1:6:1として計算。 |
| 補助率 | 1/8 |
| 補助対象経費 | 国の休廃止鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱第4条に規定する経費 |

（出典：要綱、令和3年度当初予算見積の事項説明書等）

(2) 補助金等の予算額と決算額

（単位：千円）

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 6,048 | 6,226 | 5,302 | 5,376 |
| 決算額 | 6,047 | 5,672 | 1,256 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | 1 |

（出典：事務事業管理シート）

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金の情報提供について (意見 46)

補助金交付の公益上の必要性について、要綱等検討したところ、補助対象経費は汚染原因が鉱床地帯であるための自然由来であったり、過去の採掘行為に起因するものである部分を算出する計算式に基づき客観的な計算に基づき行われているものであること、また行政の適切な関与の下、実施されるべきものであると考えたことから、公益上必要であると当職は判断しました。しかし、現在県のHPで公開されている情報では、県民が必要性について判断できる情報を提供できている状況とはいえません。適切な情報提供が望ましいです。

② 事務事業管理シートについて (意見 47)

当該補助金の令和3年度の決算額は前年度以前の決算額、予算額と比べて少額なものとなっていました。国の補助金が全国的に減額され、補助事業が最低限の実施となったことが要因とのことでしたが、著しい差異が発生した際には理由を付記することが望ましいです。

| 5 休廃止鉱山鉱害防止事業費 | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R-) |
|----------------|-------|-----|---|------|---------|---------|---------|-----------|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | 単位 | 計画 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 成果 | - | 70- | 別子鉱山の坑廃水の銅の金属濃度を3mg/l以下とする | 実績 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | | mg/l以下 | 達成率 | 100.00% | 100.00% | 100.00% | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | 単位 | 計画 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 成果 | - | 70- | 佐々達鉱山の坑廃水中の鉄の金属濃度を10mg/l以下とする | 実績 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | | | mg/l以下 | 達成率 | 100.00% | 100.00% | 100.00% | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | 単位 | 計画 | 6048 | 6226 | 5302 | 5376 |
| 活動 | + | 70- | 補助金 | 実績 | 6047 | 5672 | 1256 | - |
| | | | 千円 | 達成率 | 99.98% | 91.10% | 23.69% | |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | |
| | S56 | - | 休廃止鉱山に係る鉱害及び危害を防止するため、坑廃水処理を行う者に対し、当該坑廃水処理に要する経費の一部を補助することにより費用負担の適正化を図り、もって鉱業権を設定された休廃止鉱山に係る鉱害及び危害を防止する。 | | | | | |

| コスト (単位: 千円) | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 評価 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|----------------------------|
| 事業費計 | 6,048 | 6,226 | 5,302 | 5,376 | |
| 国費 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 県費 | 6,048 | 6,226 | 5,302 | 5,376 | |
| 事業費計 | 6,047 | 5,672 | 1,256 | | 見直し方向性 |
| 国費 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 県費 | 6,047 | 5,672 | 1,256 | | 方向1 このまま継続 方向2 方向3 |
| 人役 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | | |
| 人件費 | 1,362 | 1,354 | 1,210 | | |
| | | | | | 鉱害防止対策が不要な状況になるまで継続して実施する。 |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果(経済労働部))

③ 補助金交付要綱について (意見 48)

県は、要綱で補助金対象経費の定め方を、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (休廃止

鉦山鉦害防止工事費) 交付要綱の条文を引用する方法によっていますが、第 27 条とすべきところを第 24 条としていました。国の要綱改正を見落とししたことが原因とのことでした。適切な確認・改正作業が望ましいです。

32. 特許流通促進事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | 特許流通促進事業費補助金 |
| 所管部課 | 経済労働部産業創出課 |
| 創設年度 | 平成 11 年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし |
| 補助金等の目的 | (一社) 愛媛県発明協会に特許に関する専門家を配置することにより、企業が保有する特許や大学等から生まれた研究成果を地域産業界に円滑に移転流通させる。 |
| 補助対象事業の概要 | <p>企業が保有する特許や大学等から生まれた研究成果を地域産業界に円滑に移転流通させるため、一般社団法人愛媛県発明協会に特許に関する専門家を配置し、以下の事業を実施する。</p> <p>○業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の企業や大学、公設試験研究機関等が保有する技術シーズ、県内中小企業が必要とする技術ニーズに関する情報の収集・提供について、直接現場に出向くなどして機動的に対応する。(対象企業数 50 社以上) ・企業に対し、国や県等の各種支援制度のアドバイスを行う。 ・業務の遂行においては、全国の自治体特許流通コーディネーター等とのネットワークによる情報交換を行い、財団のビジネス・サポート・オフィスと連携を図る。 ・特許等活用に係る PR 用資料の印刷及び配布 <p>○活動形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外企業、大学、公設試験場等での情報収集、マッチング (月 3 日程度) ・情報整理、基礎調査 (月 3 日程度) |

| | | | | |
|--|--|-----|------|--|
| | | | | ために借用した個室借料 |
| | | | 光熱水費 | 特許流通促進の遂行に必要なスペースを確保するために借用した個室に係る光熱水費 |
| | | 設備費 | 購入費 | 特許流通促進の遂行に必要な機械装置等の設置のための購入費 |
| | | | 工事費 | 特許流通促進の遂行に必要な機械装置等の設置のための工事費 |
| | | 委託費 | | 特許流通促進の遂行に必要な作業を外部に委託する経費 |

(出典：要綱、令和3年度当初予算見積の事項説明書等)

(2) 事務事業評価の状況

| 1 特許流通等促進事業費 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R-) | |
|--------------|-------|------------------|---|-------|---------|---------|---------|--|-----------|---|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | | 単位 | 計画 | 50 | 50 | 30 | 30 | - |
| 成果 + | 70- | 案件紹介件数 | 件 | 実績 | 50 | 24 | 37 | | | |
| | | | | 達成率 | 100.00% | 48.00% | 123.33% | | | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | | 単位 | 計画 | 100 | 100 | 100 | 100 | - |
| 活動 + | 70- | 特許流通アドバイザーの訪問企業数 | 件 | 実績 | 115 | 164 | 124 | | | |
| | | | | 達成率 | 115.00% | 164.00% | 124.00% | | | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | | 単位 | 計画 | | | | | - |
| | | | | 実績 | | | | | | |
| | | | | 達成率 | - | - | - | - | - | - |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | | |
| | H11 | - | 特許権を始めとする産業財産権の産学官における円滑な技術移転を促進するため、企業保有の特許や地域の研究機関・大学から生まれる研究成果を地域産業界に円滑に移転流通させることにより、地域産業の活性化、産学官連携の促進を図る。 | | | | | | | |
| コスト (単位：千円) | | | | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 成果動向 | | |
| 予算 | 事業費計 | | | 2,203 | 2,203 | 2,849 | 2,849 | 3成果横ばい | 向上余地あり | |
| | 国費 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年度当初は企業訪問が無かったが、企業訪問を開始してからは、積極的に訪問を行い、企業の技術ニーズ・シーズの発掘に努めた。 | | |
| | その他 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 県費 | | | 2,203 | 2,203 | 2,849 | 2,849 | | | |
| 事業費計 | | | 2,188 | 2,181 | 2,830 | | | | | |
| 決算 | 国費 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 方向1 | このまま継続 | |
| | その他 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 方向2 | | |
| | 県費 | | | 2,188 | 2,181 | 2,830 | | 方向3 | | |
| 人役 | | | | 0.2 | 0.2 | 0.2 | | 見直し方向性 | | |
| 人件費 | | | | 1,362 | 1,354 | 1,210 | | | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果 (経済労働部))

(3) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 1,998 | 1,998 | 2,644 | 2,644 |
| 決算額 | 1,998 | 1,998 | 2,644 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(4) 監査の結果及び意見

① 活動指標の取扱いについて（意見 49）

事務事業管理シートで活動指標としている特許流通アドバイザーの訪問企業者数の記載が124件となっていました。補助事業者からの実績報告は130件となっており、一致していませんでした。活動指標は補助金支出の成果を判断する指標ですから正確な取扱いが望ましいです。

② 実績報告書の記載について（意見 50）

補助事業者からの実績報告に補助事業の成果として、特許出願や商標登録出願に関するサポートに関する記載がありました。この補助金は、企業が保有する特許等を円滑に移転流通させることを目的としたものです。特許出願や商標登録出願に関するサポートは補助事業の交付申請書にも記載がなく、補助事業遂行報告書にも記載がありません。補助事業者が補助対象事業外の活動をこの補助事業の成果としているようでしたら、補助金の計算で多くを占める人件費部分の按分計算が適切なものかどうか疑問の余地も生じてきます。補助事業者が付随的な成果をも含めて報告したものと理解しますが、成果の記載を適切に行うことが望ましいです。

33. 愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|---------|----------------------------------|
| 補助金等の名称 | 愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金 |
| 所管部課 | 県民環境部循環型社会推進課 |
| 創設年度 | 昭和63年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見 | 平成16年度以降：個人設置型に市町の財政力指数に応じた補助率を調 |

| | |
|-----------------|--|
| 直しを行った年度 | <p>整する補正係数を導入。</p> <p>平成 19 年度以降：個人設置型は「単独処理浄化槽又は汲み取り槽からの転換のみ」とし新設を対象外とした。</p> <p>平成 20 年度以降：市町村設置型に市町の財政力指数に応じた補助率を調整する補正係数を導入。</p> <p>令和 2 年度以降：宅内配管費用を補助対象とする。</p> |
| 補助金等の目的 | <p>浄化槽は、下水道未整備地域の便所の水洗化を推進するうえで重要な役割を果たしている。しかしながら、現在の浄化槽の約半数は、し尿の処理しかできない単独処理浄化槽であるため、河川及び湖沼の水質汚濁防止の観点から、し尿と生活雑排水を併せて処理する高性能な合併処理浄化槽を計画的に設置することにより、公共用水域の水質の保全と生活環境の向上を図る必要がある。</p> <p>このため、市町が行う合併処理浄化槽の計画的な整備に要する経費に対し、県が補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の設置を促進する。</p> |
| 補助対象事業の概要 | <p>市町が行う合併処理浄化槽設置整備事業に対する補助：市町が以下の①か②のいずれで合併処理浄化槽設置を行うか地域計画で定めている</p> <p>①個人設置型 個人が設置する合併処理浄化槽に要する費用に市町が助成する事業に対し県費補助を行う。</p> <p>②市町村設置型 市町自らが設置主体となって合併処理浄化槽を面的整備する事業に対し県費補助を行う。</p> |
| 補助金等の分類 | <p><input type="checkbox"/>運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/>事業費補助 <input type="checkbox"/>施設等整備補助 <input type="checkbox"/>利子補給</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | <p>浄化槽法</p> <p>愛媛県全県域生活排水処理構想（H29 に名称変更）</p> <p>愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱</p> |
| 交付決定方式 | <p><input type="checkbox"/>公募 <input checked="" type="checkbox"/>個別査定 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 市町 |
| 補助金等の算出方法 | <p>①補助基準額と②事業費のいずれか少ない金額に補助率と補正係数を乗じて計算する。（1,000 円未満の端数切捨て）</p> <p>①：国の「循環型社会形成推進交付金交付要綱」及び「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」により定められている。</p> <p>②：総事業費から寄附金その他の収入を控除した金額</p> |
| 補助率 | ○個人設置型：1/3（離島地域：1/4） |

| | ○市町村設置型：1/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-------------------|------|--|-------|--------|----------|-------|----------|---------------|----------|---------|---------------|---------|------------|---------|------------|-------|------------|---------|--|--|-------|-----|----------|-------|------------|--------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|----------|----------------|
| 補助対象経費 | <p>○個人設置型</p> <p>市町が行う次の事業に要する経費（ただし、既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を合併処理浄化槽に転換する経費に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浄化槽の設置者に対する設置費補助に要する経費 2 変則浄化槽の設置者に対する設置費補助に要する経費 3 設置に必要な工事に付帯して行う宅内配管 <p>注）1, 2 には、窒素又は磷、窒素及び磷、BOD の除去能力を有する高度型の設置に要する費用が含まれる。</p> <p>○市町村設置型</p> <p>市町が行う次の事業に要する経費（ただし、既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を合併処理浄化槽に転換する経費に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浄化槽の設置に要する経費 2 変則浄化槽の設置に要する経費 3 設置に必要な工事に付帯して行う宅内配管 <p>注）1, 2 には、窒素又は磷、窒素及び磷、BOD の除去能力を有する高度型の設置に要する費用が含まれる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補正係数 | <table border="1" data-bbox="600 1227 1289 1525"> <thead> <tr> <th rowspan="2">財政力指数による 市町の区分</th> <th colspan="2">補正係数</th> </tr> <tr> <th>個人設置型</th> <th>市町村設置型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2 未満</td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>0.2 以上 0.4 未満</td> <td>0.6</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>0.4 以上 0.6 未満</td> <td>0.5</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>0.6 以上</td> <td>0.4</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table> | 財政力指数による 市町の区分 | 補正係数 | | 個人設置型 | 市町村設置型 | 0.2 未満 | 0.7 | 1.0 | 0.2 以上 0.4 未満 | 0.6 | 0.9 | 0.4 以上 0.6 未満 | 0.5 | 0.8 | 0.6 以上 | 0.4 | 0.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財政力指数による 市町の区分 | 補正係数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 個人設置型 | 市町村設置型 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.2 未満 | 0.7 | 1.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.2 以上 0.4 未満 | 0.6 | 0.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.4 以上 0.6 未満 | 0.5 | 0.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.6 以上 | 0.4 | 0.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助基準額 | <table border="1" data-bbox="518 1585 900 1794"> <thead> <tr> <th colspan="3">○個人設置型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">補助基準額</td> <td>5人槽</td> <td>332,000円</td> </tr> <tr> <td>6~7人槽</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>8~10人槽</td> <td>548,000円</td> </tr> <tr> <td>11~20人槽</td> <td>939,000円</td> </tr> <tr> <td>21~30人槽</td> <td>1,472,000円</td> </tr> <tr> <td>31~50人槽</td> <td>2,037,000円</td> </tr> <tr> <td>51人槽~</td> <td>2,326,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="938 1585 1378 1879"> <thead> <tr> <th colspan="3">○市町村設置型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">補助基準額</td> <td>5人槽</td> <td>837,000円</td> </tr> <tr> <td>6~7人槽</td> <td>1,043,000円</td> </tr> <tr> <td>8~10人槽</td> <td>1,375,000円</td> </tr> <tr> <td>11~15人槽</td> <td>2,039,000円</td> </tr> <tr> <td>16~20人槽</td> <td>2,786,000円</td> </tr> <tr> <td>21~25人槽</td> <td>3,332,000円</td> </tr> <tr> <td>26~30人槽</td> <td>4,066,000円</td> </tr> <tr> <td>31~40人槽</td> <td>4,521,000円</td> </tr> <tr> <td>41~50人槽</td> <td>5,737,000円</td> </tr> <tr> <td>51~100人槽</td> <td>環境大臣の協議し承認を得た額</td> </tr> </tbody> </table> | ○個人設置型 | | | 補助基準額 | 5人槽 | 332,000円 | 6~7人槽 | 414,000円 | 8~10人槽 | 548,000円 | 11~20人槽 | 939,000円 | 21~30人槽 | 1,472,000円 | 31~50人槽 | 2,037,000円 | 51人槽~ | 2,326,000円 | ○市町村設置型 | | | 補助基準額 | 5人槽 | 837,000円 | 6~7人槽 | 1,043,000円 | 8~10人槽 | 1,375,000円 | 11~15人槽 | 2,039,000円 | 16~20人槽 | 2,786,000円 | 21~25人槽 | 3,332,000円 | 26~30人槽 | 4,066,000円 | 31~40人槽 | 4,521,000円 | 41~50人槽 | 5,737,000円 | 51~100人槽 | 環境大臣の協議し承認を得た額 |
| ○個人設置型 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助基準額 | 5人槽 | 332,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6~7人槽 | 414,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8~10人槽 | 548,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 11~20人槽 | 939,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 21~30人槽 | 1,472,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 31~50人槽 | 2,037,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 51人槽~ | 2,326,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○市町村設置型 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助基準額 | 5人槽 | 837,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6~7人槽 | 1,043,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8~10人槽 | 1,375,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 11~15人槽 | 2,039,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 16~20人槽 | 2,786,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 21~25人槽 | 3,332,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 26~30人槽 | 4,066,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 31~40人槽 | 4,521,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 41~50人槽 | 5,737,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 51~100人槽 | 環境大臣の協議し承認を得た額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|-------------------------|-----------------|--------------|-----------------------------|-------------|-----------------|--------------|------------|------------|--------------|-----------------|--------------|-------|--|--|--|-----|-------|--|-----|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|------------|------|-----------|--|---------|
| 財政措置の全体像 | ○浄化槽設置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">浄化槽設置 整備事業 (個人設置)</td> <td colspan="2">設置者負担(6割程度)</td> <td colspan="2">補助基準額(4割)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">505千円</td> <td colspan="2">自治体補助 2/3</td> <td>国補助 1/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町 145~178千円</td> <td>県 44~77千円</td> <td>110千円</td> </tr> </table> | 浄化槽設置 整備事業 (個人設置) | 設置者負担(6割程度) | | 補助基準額(4割) | | 505千円 | 自治体補助 2/3 | | 国補助 1/3 | | 市町 145~178千円 | 県 44~77千円 | 110千円 | <table border="1"> <tr> <td>10%</td> <td colspan="2">46.7%</td> <td>10%</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>個人負担 1/10</td> <td>下水道債 過疎債</td> <td>交付税措置50% 交付税措置70%</td> <td>県補助 1/10</td> <td>国補助 1/3</td> </tr> <tr> <td>84千円</td> <td colspan="2">391~416千円</td> <td>58~83千円</td> <td>279千円</td> </tr> </table> | | | 10% | 46.7% | | 10% | 33.3% | 個人負担 1/10 | 下水道債 過疎債 | 交付税措置50% 交付税措置70% | 県補助 1/10 | 国補助 1/3 | 84千円 | 391~416千円 | | 58~83千円 |
| 浄化槽設置 整備事業 (個人設置) | 設置者負担(6割程度) | | 補助基準額(4割) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 505千円 | 自治体補助 2/3 | | 国補助 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 市町 145~178千円 | 県 44~77千円 | 110千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10% | 46.7% | | 10% | 33.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人負担 1/10 | 下水道債 過疎債 | 交付税措置50% 交付税措置70% | 県補助 1/10 | 国補助 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 84千円 | 391~416千円 | | 58~83千円 | 279千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 補助基準額 (浄化槽設置費用：約837千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○宅内配管 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">浄化槽設置 整備事業 (個人設置)</td> <td>設置者負担(2割程度)</td> <td colspan="2">補助基準額(8割) (30万)</td> <td>国補助 1/3</td> </tr> <tr> <td>100千円</td> <td>自治体補助 2/3</td> <td>市町 130~160千円</td> <td>県 40~70千円</td> </tr> </table> | | | | 浄化槽設置 整備事業 (個人設置) | 設置者負担(2割程度) | 補助基準額(8割) (30万) | | 国補助 1/3 | 100千円 | 自治体補助 2/3 | 市町 130~160千円 | 県 40~70千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浄化槽設置 整備事業 (個人設置) | 設置者負担(2割程度) | 補助基準額(8割) (30万) | | 国補助 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 100千円 | 自治体補助 2/3 | 市町 130~160千円 | 県 40~70千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">公共浄化槽等 整備推進事業 (市町村設置)</td> <td>設置者負担(2割程度)</td> <td colspan="2">補助基準額(8割) (30万)</td> <td>国補助 1/3</td> </tr> <tr> <td>100千円</td> <td>自治体補助 2/3</td> <td>市町 170~179千円</td> <td>県 21~30千円</td> </tr> </table> | | | | 公共浄化槽等 整備推進事業 (市町村設置) | 設置者負担(2割程度) | 補助基準額(8割) (30万) | | 国補助 1/3 | 100千円 | 自治体補助 2/3 | 市町 170~179千円 | 県 21~30千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共浄化槽等 整備推進事業 (市町村設置) | 設置者負担(2割程度) | 補助基準額(8割) (30万) | | 国補助 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 100千円 | 自治体補助 2/3 | 市町 170~179千円 | 県 21~30千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 宅内配管1件当たりの事業費(約40万) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ※県補助額については、補正係数により変動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(出典：要綱、令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 57,683 | 57,332 | 57,232 | 57,226 |
| 決算額 | 27,525 | 29,923 | 35,231 | - |
| 交付先数 | 18 | 19 | 20 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 事務事業管理シート

| 2 合併処理浄化槽設置整備事業費 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 | |
|------------------|-------|----|--|------|------|--------|--------|--------|------|------|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | | 単位 | 計画 | 22.5 | 23 | 23.5 | 24 | 25.8 |
| 成果 | + | + | 合併処理浄化槽普及率 | % | 実績 | 21.7 | 22.2 | 22.6 | | |
| | | | | | 達成率 | 96.44% | 96.52% | 96.17% | | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | | 単位 | 計画 | 695 | 656 | 597 | 488 | - |
| 活動 | + | + | 合併処理浄化槽補助基数 (個人設置) | 基 | 実績 | 324 | 310 | 312 | | |
| | | | | | 達成率 | 46.62% | 47.26% | 52.26% | | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | | 単位 | 計画 | 188 | 155 | 155 | 144 | - |
| 活動 | + | + | 合併処理浄化槽補助基数 (市町村設置) | 基 | 実績 | 103 | 98 | 124 | | |
| | | | | | 達成率 | 54.79% | 63.23% | 80.00% | | |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | | |
| | S63 | - | 市町が行う合併処理浄化槽の計画的な整備に要する経費に対し、県が補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 | | | | | | | |

| コスト (単位：千円) | | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 成果動向 | 2成果低迷している 向上余地 | 3大きく成果向上する |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|------|-------------------|------------|
| 予算 | 事業費計 | 57,683 | 57,332 | 57,232 | 57,226 | | | |
| | 国費 | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | |
| | 県費 | 57,683 | 57,332 | 57,232 | 57,226 | | | |
| 決算 | 事業費計 | 27,525 | 29,923 | 35,231 | | | | |
| | 国費 | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | |
| | 県費 | 27,525 | 29,923 | 35,231 | | | | |
| 人役 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | | | | | |
| 人件費 | 4,765 | 4,737 | 4,235 | | | | | |
| 方向1 | このまま継続 | | | | | | | |
| 方向2 | | | | | | | | |
| 方向3 | | | | | | | | |

(出典：事務事業管理シート等)

(4) 監査の結果及び意見

この補助金の令和3年度事業計画（下記の表参照）を確認したところ、市町の人口規模等と補助額が対応していませんでしたので、合理的な運用がなされていないのではないかと考え調査しました。

この補助金には個人設置型と市町村設置型がありますが、両者を比較すると、利用者負担の面では、市町村設置型は初期費用 84 千円、個人設置型は初期費用 505 千円ですが、市町村設置型は設置後に市町に対し利用料を支払うことになっており、どちらが利用者負担が少ないと言えない状況でした。また、市町の負担の面では、市町村設置型は財政的に初期負担が大きくなることに加えて使用予定人数の把握などが国の補助金交付要綱で定められており、県では確認検査の際のチェック事項となっていました。

どちらの型も一長一短で、市町の実情にあった選択による合理的な運用が可能で、単に人口規模等と補助額が対応していないから不合理とは言えないことを確認しました。

これらを踏まえ、県にヒアリングを行った結果、合併処理浄化槽設置の上位目標である汚水処理人口普及率の市町別の状況（下図参照）に基づいた説明があり、補助金の交付が人口規模

等に比較して多額と思われる市町は、汚水処理人口普及率が低い状況であり、早急に普及率の向上を図る必要があるが、地域性から下水道設置を進めづらいため、市町が主体的に設置を進める市町村設置型を選択し、合併処理浄化槽の設置推進を行っている旨説明を受けました。

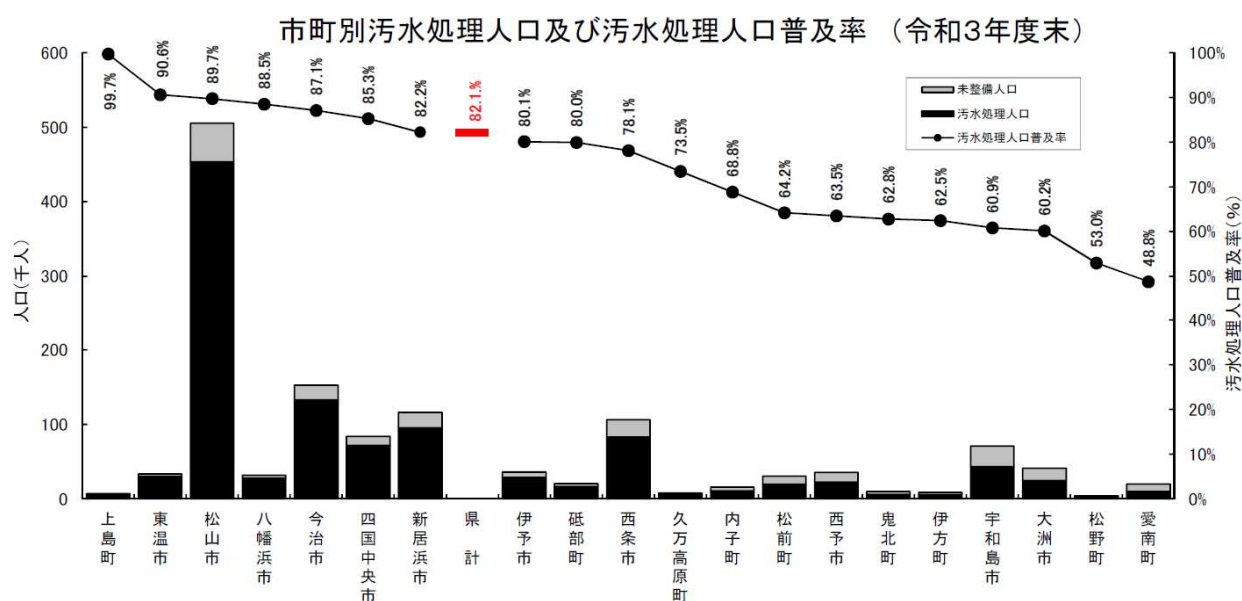
令和3年度事業計画

(単位：千円)

| 区分 | 事業主体 | 人口(人) | 基数 | 補助所要額 | 補正 | 補助金額 | 区分 | 事業主体 | 人口(人) | 基数 | 補助所要額 | 補正 | 補助金額 |
|-------|---------|---------|----|--------|-----|-------|--------|-------|--------|----|-------|-----|-------|
| 個人設置型 | 松山市(本土) | 507,917 | 92 | 19,243 | 0.4 | 7,697 | 市町村設置型 | 愛南町 | 19,005 | 74 | 7,193 | 0.9 | 6,473 |
| | 今治市 | 148,033 | 62 | 12,186 | 0.5 | 6,093 | | 鬼北町 | 9,430 | 33 | 3,052 | 0.9 | 2,746 |
| | 宇和島市 | 68,612 | 67 | 10,053 | 0.6 | 6,031 | | 八幡浜市 | 31,035 | 24 | 2,211 | 0.9 | 1,989 |
| | 大洲市 | 39,581 | 52 | 9,051 | 0.6 | 5,430 | | 伊方町 | 8,086 | 15 | 1,358 | 0.8 | 1,086 |
| | 西予市 | 34,427 | 40 | 4,757 | 0.6 | 2,854 | | 久万高原町 | 7,036 | 8 | 674 | 1.0 | 674 |

注) 個人設置型、市町村設置型のそれぞれ補助金額上位5市町を抽出し当職が作成した。
松山市の人口には島しょ部も含む。

(出典：令和3年度 当初予算見積額の事項説明書からの抜すい、愛媛県推計人口及び人口動態(令和4年3月1日現在))



① 補助金の概要についての情報提供について (意見 51)

市町が個人設置型と市町村設置型のいずれかを選択するかで、県民の負担に差が生じる状況となっていることは、県民が理解可能な状況にしておくべきであろうと思います。また、地域的な差が生じていることから、県全体の汚水処理人口普及率等の状況を県民に理解してもらえ

る状況にした上で、その向上を図る取り組みを進めることが重要だと思います。そのため補助金に関する情報を全体像の理解しやすい状況にした上で、県民が容易に知りうるよう HP 等で広報することが望ましいです。

② 事務事業管理シートによる評価単位について（意見 52）

現在の事務事業管理シートの評価単位は合併処理浄化槽設置整備事業費とされ、成果指標は合併処理浄化槽普及率となっていますが、下水道等を含めた汚水処理人口普及率が成果指標となるように事務事業管理の単位を広げた方が全体像を理解しやすく、補助金の必要性・有効性の評価も合理的なものになると思います。評価単位の見直しが望ましいです。

34. 私立高等学校等英語教育推進事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | 私立高等学校等英語教育推進事業費補助金 |
| 所管部課 | 総務部私学文書課 |
| 創設年度 | 令和 2 年度 |
| 終期年度 | 令和 5 年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | |
| 補助金等の目的 | 令和 2 年度から英語教育改革がスタートし、小・中・高校において英語の実践的な取り組みが行われる中、県においても、国の英語教育に対応した教育環境の整備が求められる。 そこで、私立中等教育学校 1 校において ALT を令和 2 年度から継続雇用し、生徒の更なる英語力の向上や国際感覚の養成を図るとともに、教員研修等を通じて県内私立学校全体で質の高い英語教育の推進を図る。 |
| 補助対象事業の概要 | 学校法人が、一般財団法人自治体国際化協会が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」（以下「JET プログラム」という。）による外国語指導助手（以下「ALT」という。）の招致に要した経費の一部を助成する。 |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 私立高等学校等英語教育推進事業費補助金交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |

| | |
|---------------------|--|
| 補助金等の交付先 (最終交付先) | 学校法人新田学園 |
| 補助金等の算出方法 | 学校法人が JET プログラムにより ALT の招致に要した経費 |
| 補助率 | 2 分の 1 以内 (千円未満の端数切捨て)。 |
| 補助対象経費 | 学校法人が JET プログラムにより ALT の招致に要した費用のうち、次に掲げる経費 1 報酬 2 手当 3 共済費 4 旅費 5 使用料及び賃借料 6 負担金 7 上記 1 から 6 以外で事業の実施に必要であると知事が認めた経費 |

(出典：要綱、令和 3 年度 当初予算見積額の事項説明書)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------|-------|---------|---------|---------|
| 予算額 | - | 2,653 | 2,448 | 2,427 |
| 決算額 | - | 0 | 1,868 | - |
| 交付先数 | - | 0 | 1 | 1 |

(出典：事務事業管理シート)

(3) 事務事業管理シート

| 11 私立高等学校等英語教育推進事業費 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R4) |
|---------------------|-------|-----|---|------|------|-------|---------|-------|--------------|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | | 単位 | 計画 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 成果 | + | 70- | ALT の配置数 | 人 | 実績 | 0 | 1 | | |
| | | | | | 達成率 | 0.00% | 100.00% | | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | | 単位 | 計画 | 1 | 1 | 1 | - |
| 成果 | + | 70- | 英語教育推進事業の実施 | 回 | 実績 | 0 | 0 | | |
| | | | | | 達成率 | 0.00% | 0.00% | | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | | 単位 | 計画 | 2,770 | 2,564 | 2,544 | - |
| 活動 | + | 70- | 補助額 | 円 | 実績 | 0 | 1,868 | | |
| | | | | | 達成率 | 0.00% | 72.85% | | |
| 実施 期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | |
| | R2 | R4 | 私立中等教育学校1校においてALTを雇用し、生徒の更なる英語力の向上や国際感覚の養成を図るとともに、教員研修等を通じて県内私立学校全体で質の高い英語教育の推進を図る。 | | | | | | |

| コスト (単位：千円) | | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 成果 動向 | 4成果順調である | 向上 余地 | 2一定の成果向上余 地あり |
|----------------|------|------|-------|-------|-------|----------------------------|----------|----------|------------------|
| 予 算 | 事業費計 | 0 | 2,770 | 2,564 | 2,544 | | | | |
| | 国費 | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | |
| | 県費 | | 2,770 | 2,564 | 2,544 | | | | |
| 決 算 | 事業費計 | 0 | 0 | 1,868 | | 見 直 し 方 向 性 | 方向1 | このまま継続 | |
| | 国費 | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | |
| | 県費 | | 0 | 1,868 | | | | | |
| 人役 | | | 0.2 | 0.2 | | | | | |
| 人件費 | | | 1,354 | 1,210 | | | | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果（総務部）)

(4) 監査の結果及び意見

① 補助金の情報提供について（意見 53）

県下の私立学校の中で新田学園 新田青雲中等教育学校 1校が対象となっていることについて検討したところ、この補助金の前身の補助金である「私立高等学校等外国語指導助手招致事業費補助金（実施時期：平成29年度～平成31年度）」では、愛光高校・松山聖陵高校が補助先となっていること、また、ALT採用による費用負担増を危惧する他校からの応募が無かった状況から決まった経緯等があり、公平性についての問題は認められませんでした。

しかし、現在の情報提供の状況では、補助金の制度や経緯が容易に理解できる状況とはなっておりません。県のHP等での情報提供を行い、補助制度に対する理解が広がればPTA等から学校への働きかけに繋がる可能性もあり、より多くの私立学校からの応募により効果的な補助事業の運営に繋がる可能性も出てくると思います。補助金の制度や経緯の積極的な情報提供が望ましいです。

② 事務事業管理シートの記載について（意見 54）

事務事業管理シートに計画・実績の差異に関する説明や評価の記載がありませんでした。時節柄新型コロナの影響かと推察は可能ですが、担当課としての今後の対応策や方針等の記載が望ましいです。

③ 検査事務の運用について（意見 55）

補助先からの実績報告が令和4年3月31日となっていたものの、精算払請求書の提出が令和4年5月20日、支出決済日が令和4年5月23日となっていました。県が実績報告のあった令和4年3月31日に検査を実施し、経費の一部31,762円についての証憑添付が漏れていることを指摘し提出を求めたものの、補助先の事務遅延により証憑提出が遅れたことによるものでした。金額的には少額であるものの、県の事務負担も公費で賄われているものでもあり効率化の観点等から、補助先に対し適時適切な対応を、より強く求めていくことが望ましいです。

| | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | 9,800 |
| 決算額 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(出典：事務事業管理シート)

(3) 監査の結果及び意見

① 補助事業者の情報提供について (意見 56)

愛媛地方税滞納整理機構では活動状況や定例会の情報等は HP で提供されているものの、予算決算等の提供が行われていませんでした。この団体は県と市町が協働して設立した法に基づく一部事務組合です。一部事務組合も適切な情報公開が求められているところであり、県民の利便性を考慮し HP での予算決算等の財務情報を提供するよう助言等することが望ましいです。

② 補助事業者との目標の共有について (意見 57)

県が成果指標としている徴収率が、補助事業者である愛媛地方税滞納整理機構の事業計画書で目標数値として明示されていませんでした。県の補助金は県の成果指標達成を意図して支出しているものですから、補助事業者の活動目標は県の目標と一致していることが望まれ、それを明確にしておくことが望ましいです。

③ 成果指標について (意見 58)

県が成果指標としている徴収率は、令和元～3年度においては相当程度上振れしている状況ですが、事務事業管理シートに分析結果等の記載がありませんでした。上記②の目標に対する差異の原因分析を実績報告書に記載・報告等を求めるとともに県としての評価を事務事業管理シートに記載することが望ましいです。

| 3 愛媛地方税滞納整理機構運営費補助金 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R?) | |
|---------------------|-------|-------------|--|------|------|---------|---------|---------|-----------|---|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | | 単位 | 計画 | 40 | 40 | 40 | 40 | - |
| 成果 | + | 70- | 機構の徴収率 | % | 実績 | 57.0 | 53.7 | 57.5 | | |
| | | | | | 達成率 | 142.50% | 134.25% | 143.75% | | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | | 単位 | 計画 | 800 | 800 | 800 | 800 | - |
| 成果 | + | 70- | 機構の差押件数 | 件 | 実績 | 748 | 578 | 611 | | |
| | | | | | 達成率 | 93.50% | 72.25% | 76.38% | | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | | 単位 | 計画 | 9800 | 9800 | 9800 | 9800 | - |
| 活動 | 0 | 70- | 補助金の交付状況 | 千円 | 実績 | 9800 | 9800 | 9800 | | |
| | | | | | 達成率 | - | - | - | | |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | | |
| | H18 | 予定・見込があれば記入 | 県と市町が協働して税収確保を図ることを目的に設立した「愛媛地方税滞納整理機構」が円滑な運営と効果的な事業実施を図れるよう、補助金を交付する。 | | | | | | | |

| コスト (単位：千円) | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 評価 | 成果 動向 | 4成果順調である | 向上 余地 | 4その他 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-----|------------|----------|----------|------|
| 事業費計 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | | 見直し 方向性 | 方向1 | このまま継続 | |
| 国費 | | | | | 方向2 | | | | |
| その他 | | | | | 方向3 | | | | |
| 県費 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | | | | | |
| 事業費計 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | | | | | | |
| 国費 | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | |
| 県費 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | | | | | | |
| 人役 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | | | | | | |
| 人件費 | 681 | 677 | 605 | | | | | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果(総務部))

36. 愛媛県今治小松自動車道周辺整備対策費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|--------------------|--|
| 補助金等の名称 | 愛媛県今治小松自動車道周辺整備対策費補助金 |
| 所管部課 | 土木部道路建設課 |
| 創設年度 | 平成26年度 |
| 終期年度 | 令和8年度 |
| 補助金等の見直し を行った年度 | 該当なし |
| 補助金等の目的 | 今治小松自動車道の建設に伴い、地域が分断され、周辺市道等に 影響が生じるため、市が実施する市道等の関連事業に対し補助す ることにより、地域住民の生活環境への影響を緩和し、生活の安 定を図る。 |
| 補助対象事業の概 要 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助対象事業者 市町 2. 補助対象経費 当自動車道の建設により影響を受ける一定の範囲にある公 共施設の整備に要する経費 2. 事業種目 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村道整備対策事業 (2) 農道・林道整備対策事業 (3) 排水路整備対策事業 (4) 農業用水路整備対策事業 (5) ため池等整備対策事業 |

| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|--|------|------|--------------|--|---------------|-------|-------------|---|---------------|-------|--------------|-------|
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 愛媛県今治小松自動車道周辺整備対策事業補助金交付要綱(以下、この節で「要綱」という。) | | | | | | | | | | | | | |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の交付先 (最終交付先) | 今治市 | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の算出方法 | 事業種目ごと、補助対象経費に補助率を乗じて計算された金額を 限度として決定した金額 (補助対象経費と事業種目ごとの採択基準の概要は下記補助対象経費のとおり) | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種目</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市町村道整備対策事業</td> <td>50%以内</td> </tr> <tr> <td>2 農道・林道整備対策事業</td> <td>50%以内</td> </tr> <tr> <td>3 排水路整備対策事業</td> <td> 財政力指標が 0.1 以下の場合 50%以内 財政力指標が 0.1 を超え 0.5 以下の場合 40%以内 財政力指標が 0.5 を超える場合 30%以内 </td> </tr> <tr> <td>4 農業用水路整備対策事業</td> <td>40%以内</td> </tr> <tr> <td>5 ため池等整備対策事業</td> <td>40%以内</td> </tr> </tbody> </table> | | 事業種目 | 補助率 | 1 市町村道整備対策事業 | 50%以内 | 2 農道・林道整備対策事業 | 50%以内 | 3 排水路整備対策事業 | 財政力指標が 0.1 以下の場合 50%以内 財政力指標が 0.1 を超え 0.5 以下の場合 40%以内 財政力指標が 0.5 を超える場合 30%以内 | 4 農業用水路整備対策事業 | 40%以内 | 5 ため池等整備対策事業 | 40%以内 |
| 事業種目 | 補助率 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 市町村道整備対策事業 | 50%以内 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 農道・林道整備対策事業 | 50%以内 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 排水路整備対策事業 | 財政力指標が 0.1 以下の場合 50%以内 財政力指標が 0.1 を超え 0.5 以下の場合 40%以内 財政力指標が 0.5 を超える場合 30%以内 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 農業用水路整備対策事業 | 40%以内 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 ため池等整備対策事業 | 40%以内 | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | 補助対象経費：今治小松自動車道の建設により影響を受ける範囲にある公共施設の整備に要する経費（1件の事業費が100万円以上のものに限る。） | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種目</th> <th>採択基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市町村道整備対策事業</td> <td> 次のいずれかに該当するものとする。 (1)側道の拡幅を行うもの又は、幅員4.0メートル以上の道路の新設、改良または舗装 (2) 舗装幅員2.5メートル以上の舗装新設 (3) 橋長15.0メートル以上で、幅員が4.0 </td> </tr> </tbody> </table> | | 事業種目 | 採択基準 | 1 市町村道整備対策事業 | 次のいずれかに該当するものとする。 (1)側道の拡幅を行うもの又は、幅員4.0メートル以上の道路の新設、改良または舗装 (2) 舗装幅員2.5メートル以上の舗装新設 (3) 橋長15.0メートル以上で、幅員が4.0 | | | | | | | | |
| 事業種目 | 採択基準 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 市町村道整備対策事業 | 次のいずれかに該当するものとする。 (1)側道の拡幅を行うもの又は、幅員4.0メートル以上の道路の新設、改良または舗装 (2) 舗装幅員2.5メートル以上の舗装新設 (3) 橋長15.0メートル以上で、幅員が4.0 | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-------------------|--|---|
| | | メートル以上の側道橋新設 |
| 2 農道・林道整備 対策事業 | | 有効幅員 2.0 メートル以上の道路の新 設、改良又は舗装で、受益面積がおおむ ね2ヘクタール以上 |
| 3 排水路整備対策 事業 | | おおむね2ヘクタール以上 |
| 4 農業用水路整備 対策事業 | | おおむね2ヘクタール以上 |
| 5 ため池等整備対 策事業 | | おおむね2ヘクタール以上 |

(出典：要綱、令和3年度 当初予算見積の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 28,491 | 20,888 | 18,466 | 27,588 |
| 決算額 | 28,491 | 20,888 | 16,807 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

(3) 事務事業管理シート

| 2 今治小松自動車道周辺整備対策費 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 |
|-------------------|-------|-----------------|--|------|---------|---------|---------|------|------|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | | 計画 | 1 | 2 | 1 | 1 | 17 |
| 成果 | + | 70- | 影響解消箇所数 | 実績 | 1 | 3 | 2 | | |
| | | | | 達成率 | 100.00% | 150.00% | 200.00% | | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | | 計画 | 2 | 2 | 3 | 3 | |
| 活動 | + | 70- | 工事実施箇所数 | 実績 | 3 | 6 | 3 | | |
| | | | | 達成率 | 150.00% | 300.00% | 100.00% | | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | | 計画 | | | | | |
| | | | | 実績 | | | | | |
| | | | | 達成率 | - | - | - | | |
| 実施 期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | |
| | H26 | 予定・見込 があれば記入 | 今治小松自動車道の建設により影響を受ける地域において、今治市が実施する周辺整備に対して助成するもの。 | | | | | | |

| コスト (単位：千円) | | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 成果 動向 | 4成果順調である | 向上 余地 | 2一定の成果向上余 地あり |
|----------------|------|--------|--------|--------|----------------------------|----------|----------|----------|------------------|
| 予 算 | 事業費計 | 28,491 | 20,888 | 18,466 | 27,588 | | | | |
| | 国費 | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | |
| | 県費 | 28,491 | 20,888 | 18,466 | 27,588 | | | | |
| 決 算 | 事業費計 | 28,491 | 20,888 | 16,807 | 見 直 し 方 向 性 | 方向1 | このまま継続 | | |
| | 国費 | | | | | 方向2 | | | |
| | その他 | | | | | 方向3 | | | |
| | 県費 | 28,491 | 20,888 | 16,807 | | | | | |
| 人役 | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | | | | | |
| 人件費 | | 681 | 677 | 605 | | | | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果（土木部）)

(4) 監査の結果及び意見

① 事務事業管理シートの記載について（意見 59）

現在の事務事業管理シートでの情報提供では、補助金の全体像や当初の全体計画と対比した説明等がなくこの補助金の現時点での執行状況について十分な理解ができません。全体計画と実績についても記載することで、事業の全体像と県の補助金交付の状況について理解しやすい表現とすることが望ましいです。

37. 愛媛県地域の守り手力強化事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|--|
| 補助金等の名称 | 愛媛県地域の守り手力強化事業費補助金 |
| 所管部課 | 土木部土木管理課 |
| 創設年度 | 令和2年度 |
| 終期年度 | 令和4年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 令和4年度 |
| 補助金等の目的 | 県ではこれまで、建設投資の大幅な減少等により厳しい経営環境となった建設業者の経営革新等を支援し、一定の成果を得てきたが、県の責務となる災害対応を担う県内建設業の就業者数は、減少や高齢化が著しい状況であり、今後、就業者の1/4を占める60歳以上の大量退職に伴う建設業者の減少が危惧される。今後、30年以内に70%の確率で発生が想定される南海トラフ地震などの大規模災害からの復旧・復興には、災害対応を担う建設業者の存続が欠かせないが、県内建設業の人手不足が深刻化していることから、これまでの支援の |

| | 方向性を総合的な担い手対策にシフトし、県の災害対応の責務を果たせるよう「地域の守り手力」の強化を図る。 | | | | | | | | | |
|------------------|---|------------------|--|--------|---|---------------|------------------|----|--------------------|-----------------|
| 補助対象事業の概要 | <p>人手不足の対策として行う ICT 施工による生産性向上への取組や自助努力により賃金・休暇の増加による従業員の処遇向上を図ることを条件とする人材確保のための取組に対し、補助を行う。</p> <p>①対象者 県内に主たる営業所を有する建設業者等、又は建設業者等で構成するグループ</p> <p>※ ii) は給与や休暇の増加による処遇向上を行うことが条件</p> <p>②対象事業及び補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象事業</th> <th>助成率(額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>ICT 施工推進への取組み</td> <td>1/2(上限 200 万円/件)</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>処遇向上を行う業者の人材確保への取組</td> <td>1/2(上限 50 万円/件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③補助対象経費</p> <p>i) 施工現場の生産性向上に要する経費(ドローン購入費等)</p> <p>ii) 求人活動に要する経費(例: 求人広告、企業説明会出展料、学校訪問旅費等)</p> <p>なお、ii) の対象経費については、新たな活動が対象</p> <p>④補助件数 20 件程度(予算の範囲内)</p> <p>⑤採択方法 外部専門家を含む審査委員会(5 名)の審査により採択</p> <p>※処遇向上を実施した建設業者については、県ホームページ等を活用し PR 等を行う。</p> | 対象事業 | | 助成率(額) | i | ICT 施工推進への取組み | 1/2(上限 200 万円/件) | ii | 処遇向上を行う業者の人材確保への取組 | 1/2(上限 50 万円/件) |
| 対象事業 | | 助成率(額) | | | | | | | | |
| i | ICT 施工推進への取組み | 1/2(上限 200 万円/件) | | | | | | | | |
| ii | 処遇向上を行う業者の人材確保への取組 | 1/2(上限 50 万円/件) | | | | | | | | |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | | |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 令和 3 年度愛媛県地域の守り手力強化事業費補助金交付要綱 (以下、この節で「要綱」という。) | | | | | | | | | |
| 交付決定方式 | <input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | | |
| 補助金等の交付先 (最終交付先) | 県下 10 建設業者 | | | | | | | | | |
| 補助金等の算出方法 | 上記「補助対象事業の概要」のとおり | | | | | | | | | |
| 補助率 | 1/2 | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | 下記別表のとおり | | | | | | | | | |

(出典：要綱、令和 3 年度 当初予算見積の事項説明書等)

別表

| 対象事業 | 経費区分 | 内容 | 支出科目 | |
|------|-------------|---|--|-------------------------------------|
| | | | 共通科目 | 個別科目 |
| (i) | ①生産性向上機器導入費 | 施工現場の生産性向上に資する機器の購入等に必要な経費 | 専門家謝金(コンサルティング費・受講料等を含む)、専門家旅費、職員旅費、会場使用料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、ソフトウェア導入費、産業財産権等導入費、委託費 | 機器購入費、機械装置等借料・損料 |
| | ②計画支援費 | 事業計画の作成等に必要な経費、外部専門家から事業遂行上の問題等に関し指導を受けるために必要な経費 | | |
| | ③研究開発費 | 新技術等の研究開発及び導入に必要な経費 | | |
| | ④操作研修費 | 操作指導やセミナーの受講等による操作研修に必要な経費 | | |
| (ii) | ①人材確保・養成費 | 求人情報掲載や会社説明会への出張等の求人活動等に要する経費、セミナーの受講等による採用担当者の人材養成に必要な経費 | 専門家謝金(コンサルティング費・受講料等を含む)、専門家旅費、職員旅費、会場使用料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、ソフトウェア導入費、産業財産権等導入費、委託費 | 展示会出展料、会場整備費、保険料、広告宣伝費、ホームページ作成・運用費 |
| | ②計画支援費 | 事業計画の作成等に必要な経費、外部専門家から事業遂行上の問題等に関し指導を受けるために必要な経費 | | |

(注)上記の経費は、いずれも既存事業部分と経理上明確に区分できるものに限る。

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|
| 予算額 | - | 17,500 | 17,500 | 17,500 |
| 決算額 | - | 16,797 | 17,375 | - |

| | | | | |
|------|---|----|----|---|
| 交付先数 | - | 12 | 10 | - |
|------|---|----|----|---|

(出典：事務事業管理シート)

(3) 事務事業管理シート

| 2 建設業担い手確保等総合支援事業費 | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 |
|--------------------|-------|-------------|---|------|--------|--------|--------|------|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | 単位 | 計画 | | 20 | 20 | 15 |
| 成果 | + | 70- | 業者 | 実績 | | 12 | 10 | |
| | | | | 達成率 | | 60.00% | 50.00% | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | 単位 | 計画 | 120 | 120 | 120 | — |
| 成果 | + | 70- | 人 | 実績 | 81 | 0 | 0 | |
| | | | | 達成率 | 67.50% | 0.00% | 0.00% | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | 単位 | 計画 | 380 | 240 | 240 | 240 |
| 成果 | + | 70- | 人 | 実績 | 184 | 184 | 225 | |
| | | | | 達成率 | 48.42% | 76.67% | 93.75% | |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | |
| | H18 | 予定・見込があれば記入 | 大規模災害からの復旧・復興に欠かせない建設業者の総合的な担い手対策を実施する。 | | | | | |

| コスト (単位：千円) | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 成果動向 | 3成果横ばい | 向上余地 | 2一定の成果向上余地あり |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--|---------------------|------|--------------|
| 事業費計 | 20,458 | 20,490 | 20,540 | 20,540 | | | | |
| 国費 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| 県費 | 20,458 | 20,490 | 20,540 | 20,540 | | | | |
| 事業費計 | 18,914 | 18,277 | 19,907 | | 見直し方向性 担い手確保事業として実施していた対面イベントをオンライン動画へ変更し、より多くの県民に向けて建設業の魅力を発信する。 | | | |
| 国費 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| 県費 | 18,914 | 18,277 | 19,907 | | 方向1 | 見直し(拡大・縮小・執行方法の改善等) | | |
| 人役 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | | 方向2 | 有効性改善 | | |
| 人件費 | 7,487 | 7,443 | 6,655 | | 方向3 | 成果向上 | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果(土木部))

(4) 監査の結果及び意見

① 補助金交付要綱の記載について(意見60)

補助金交付要綱で、補助事業完了後5年間の実績報告を求めるとしてはいますが、運用では補助事業完了の翌会計年度から5年間の報告を求めていました。誤解をまねくことのないよう、交付要綱記載内容の整理が望ましいです。

② 事務事業管理シートの記載について(意見61)

県では、この補助金の対象事業をi)ICT 施工推進への取組みとii)処遇向上を行う業者の人材確保への取組の二つを用意しているものの、令和3年度の補助金申請がi)に偏っていた点について、ニーズや使い勝手のリサーチを行い、令和4年度は、ii)に対する助成限度額を引き上げていました

が、この点、事務事業管理シートへの記載がありませんでした。

現在の事務事業評価シートでは、記載欄に限界があり十分な説明を行うことは無理があります。しかし、県が成果指標の未達を分析し、翌年度の制度変更に結び付けているものですから、県の施策の方向性に関する貴重な情報で、補助対象事業者等にとっては有用な情報だと思います。このような内容は情報提供できるよう仕組みを変更していくことが望ましいです。

38. 愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | 愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金 |
| 所管部課 | 土木部土木管理課 |
| 創設年度 | 令和元年度 |
| 終期年度 | 令和4年度 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 令和4年度 |
| 補助金等の目的 | <p>建設産業は、社会資本整備等を通じて地域の経済や雇用を支えるとともに、災害時には、最前線で応急復旧作業を行うなど、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。</p> <p>一方、建設産業の担い手不足が顕在化しているほか、地域の建設業者による建設機械の保有台数が減少しており、西日本豪雨災害からの早期復旧・復興及び近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震や頻発する豪雨等の大規模災害時における応急復興活動の円滑な実施が困難となることが懸念される。</p> <p>こうした状況を踏まえ、地域防災への備えの観点等から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設業者を支援する。</p> |
| 補助対象事業の概要 | <p>地域防災への備えの観点等から、災害時において使用される代表的な建設機械の保有を促進し、これらの建設業者による災害対応能力の向上を図るため、本県との災害協定に基づく活動を実施する建設業者が当該建設機械の長期リース（3年以上）を行う場合に、当該建設機械の初年度リース代金の一部の補助を行う。</p> <p>(1)補助対象者 「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」の締結</p> |

| | <p>先である愛媛県建設産業団体連合会※の加盟団体に所属する者のうち、県内に主たる営業所を有し、愛媛県建設工事入札参加資格を有する建設業者</p> <p>※愛媛県建設業協会等の県内建設業関係団体の連合会</p> <p>(2)補助対象建設機械、補助対象額及び補助率</p> <table border="1" data-bbox="574 555 1353 797"> <thead> <tr> <th data-bbox="574 555 874 651">対象建設機械 (※)</th> <th data-bbox="874 555 1139 651">補助対象額</th> <th data-bbox="1139 555 1353 651">補助率 (金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="574 651 874 698">ショベル系掘削機</td> <td data-bbox="874 651 1139 797" rowspan="3">補助対象建設機械 の初年度リース料</td> <td data-bbox="1139 651 1353 797" rowspan="3">1/2 以内(上限 200 万円/者)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 698 874 745">トラクターショベル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 745 874 797">大型ダンプ車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公共工事の入札に参加しようとする者が受ける経営事項審査において、災害時において使用される代表的な建設機械として、加点评価の対象となっている建設機械のうち、災害応急対応及び災害復旧工事において特に使用される建設機械</p> <p>(3)交付要件</p> <p>①補助金の交付を受けて賃借した建設機械は、災害発生時には災害応急対応及び災害復旧工事等に優先的に使用すること。(補助金交付申請時に、災害時優先使用の誓約書を求める。)</p> <p>②交付申請日時点で保有し、経営事項審査の項目において加点评価されている建設機械の台数に、補助金の交付を受けて賃借した建設機械を加算した台数から、天災その他やむを得ない事情を除き、賃借開始日から起算して5年間の審査基準日において減少しないようにすること。(新たに導入する建設機械が対象であり、更新は不可。)</p> | 対象建設機械 (※) | 補助対象額 | 補助率 (金額) | ショベル系掘削機 | 補助対象建設機械 の初年度リース料 | 1/2 以内(上限 200 万円/者) | トラクターショベル | 大型ダンプ車 |
|---------------------|---|------------------------|-------|-------------|----------|----------------------|------------------------|-----------|--------|
| 対象建設機械 (※) | 補助対象額 | 補助率 (金額) | | | | | | | |
| ショベル系掘削機 | 補助対象建設機械 の初年度リース料 | 1/2 以内(上限 200 万円/者) | | | | | | | |
| トラクターショベル | | | | | | | | | |
| 大型ダンプ車 | | | | | | | | | |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | 愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱(以下、この節で「要綱」という。) | | | | | | | | |
| 交付決定方式 | <input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| 補助金等の交付先 (最終交付先) | 県下 15 建設業者 | | | | | | | | |
| 補助金等の算出方法 | <p>補助対象経費</p> <p>次に掲げる経費のうち、いずれか低い方の額とする。</p> <p>(1)長期リースに係る経費の総額をリース契約期間(月数)で除</p> | | | | | | | | |

| | し、12月を乗じて得た額(月額リース料12カ月相当分(1円未満切捨て)) (2)リース契約書に基づき令和4年3月31日までに支払う長期リースに係る経費 | | | | | | | | |
|-----------|---|----|----|----------|---|-----------|---------------------------------|--------|---|
| 補助率 | 1/2 | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | 概要は、上記「補助金等の算出方法」のとおりだが、対象建設機械には、次のような条件が付されている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ショベル系掘削機</td> <td>ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイロドライバーのアタッチメントを有するもの</td> </tr> <tr> <td>トラクターショベル</td> <td>バケット容量が0.4 m³以上のもの</td> </tr> <tr> <td>大型ダンプ車</td> <td>車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上で事業の種類として建設業を届出、表示番号の指定を受けるもの</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 範囲 | ショベル系掘削機 | ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイロドライバーのアタッチメントを有するもの | トラクターショベル | バケット容量が0.4 m ³ 以上のもの | 大型ダンプ車 | 車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上で事業の種類として建設業を届出、表示番号の指定を受けるもの |
| 名称 | 範囲 | | | | | | | | |
| ショベル系掘削機 | ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイロドライバーのアタッチメントを有するもの | | | | | | | | |
| トラクターショベル | バケット容量が0.4 m ³ 以上のもの | | | | | | | | |
| 大型ダンプ車 | 車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上で事業の種類として建設業を届出、表示番号の指定を受けるもの | | | | | | | | |

(出典：要綱、令和3年度 当初予算見積の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 15,000 |
| 決算額 | 19,016 | 19,324 | 19,983 | - |
| 交付先数 | 17 | 16 | 15 | - |

(出典：事務事業管理シート)

(3) 事務事業管理シート

| 3 災害対応建設機械保有支援事業費 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 |
|-------------------|-------|------|--|------|------|---------|---------|---------|------|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | | 単位 | 計画 | 15 | 32 | 48 | 60 |
| 成果 | + | スタッフ | 当該事業の助成を受け、増加した建設機械の保有台数 | 台 | 実績 | 17 | 33 | 48 | |
| | | | | | 達成率 | 113.33% | 103.13% | 100.00% | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | | 単位 | 計画 | 15 | 15 | 15 | 12 |
| 活動 | + | 70- | 災害対応建設機械保有支援事業に係る補助事業者数 | 業者 | 実績 | 17 | 16 | 15 | |
| | | | | | 達成率 | 113.33% | 106.67% | 100.00% | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | | 単位 | 計画 | | | | |
| | | | | | 実績 | | | | |
| | | | | | 達成率 | - | - | - | |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | |
| | R元 | R4 | 地域防災への備えの観点等から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設業者を支援する。 | | | | | | |

| コスト (単位：千円) | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 評価 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--|
| 事業費計 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 15,000 | |
| 国費 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 県費 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 15,000 | 見直し方向性 事業の効率性を高めるため、予算規模を縮小する一方、補助対象を災害時に特に活躍する掘削機械に限定するとともに、発災直後の迅速な対応が期待できるえひめ建設業BCP等認定企業を優先採択する。 |
| 事業費計 | 19,016 | 19,324 | 19,983 | | |
| 国費 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 県費 | 19,016 | 19,324 | 19,983 | | |
| 人役 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | | |
| 人件費 | 2,042 | 2,030 | 1,815 | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果（土木部）)

(4) 監査の結果及び意見

① 補助金交付要綱の記載について（意見 62）

要綱で、消費税等を交付対象外としているにも関わらず、補助金により消費税額の減額を受けた場合には返還を求める手続に関する条文がありました。誤解をまねくことのないよう、交付要綱記載内容の整理が望ましいです。

② 事務事業管理シートの記載について（意見 63）

県では、予算策定時の補助資料で、この補助金の背景となる現状を「大規模災害時における応急対策事業に関する協定の締結業者とその保有機械の推移をみると、H17年度に比べ、協定締結業者の保有する建設機械は約52%減少し、そのうち掘削系建設機械にあつては約62%減少していることから、災害発生時における円滑な応急活動の実施に懸念が生じている。」と定量的に把握したデータをもとに補助金の必要性を説明していました。

また、令和4年度の予算策定にあたり、運搬機械と掘削機械別の県内における保有台数の増減の

傾向を分析し、運搬機械への補助をとりやめたうえで、掘削機械への補助を継続するよう変更を加えています。これらの分析結果について事務事業管理シートへの記載がありませんでした。

現在の事務事業評価シートでは、記載欄に限界があり十分な説明を行うことは無理があります。しかし、県が現状や補助金の成果をどう分析しているか、加えてどういった観点から翌年度の制度変更に関結しているかは、県の施策の方向性に関する貴重な情報で、補助対象事業者等にとっては有用な情報だと思います。このような内容は情報提供できるよう仕組みを変更していくことが望ましいです。

39. 普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--|-----|------------------------|------|------------------|------|-------------|---------|--------------|--|--------------|----------|-------------------------------|
| 補助金等の名称 | 普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金 | | | | | | | | | | | | | |
| 所管部課 | 農林水産部農産園芸課 | | | | | | | | | | | | | |
| 創設年度 | 令和元年度 | | | | | | | | | | | | | |
| 終期年度 | 令和4年度 | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし。 ただし、補助金額の見直しに関しては、補助対象品目及びその事業内容を勘案のうえ、補助金制度創設後、毎年実施している。 | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の目的 | 高い技術力を持った農業者が普及組織の指導の下、革新的な技術等に取り組む、生産性の向上を図ろうとする場合に導入する施設・設備等を支援することにより、産地の技術レベルの向上を図る。 | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象事業の概要 | <p>県農業普及組織が新たに確立を必要と考える革新的技術や取り組みの実証に係る機械・施設の整備に係る経費の一部を助成する。</p> <p>(補助対象事業の審査基準)</p> <table border="1"> <tr> <td>革新性</td> <td>技術、取り組みの革新性・チャレンジ性について</td> </tr> <tr> <td>・実現性</td> <td>技術確立の実現性・必要性について</td> </tr> <tr> <td>事業効果</td> <td>所得の向上効果について</td> </tr> <tr> <td>事業の遂行能力</td> <td>事業者の技術水準について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者の経営能力について</td> </tr> <tr> <td>地域への波及効果</td> <td>競争力の高い産地づくり・担い手の確保・育成への貢献について</td> </tr> </table> | | 革新性 | 技術、取り組みの革新性・チャレンジ性について | ・実現性 | 技術確立の実現性・必要性について | 事業効果 | 所得の向上効果について | 事業の遂行能力 | 事業者の技術水準について | | 事業者の経営能力について | 地域への波及効果 | 競争力の高い産地づくり・担い手の確保・育成への貢献について |
| 革新性 | 技術、取り組みの革新性・チャレンジ性について | | | | | | | | | | | | | |
| ・実現性 | 技術確立の実現性・必要性について | | | | | | | | | | | | | |
| 事業効果 | 所得の向上効果について | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の遂行能力 | 事業者の技術水準について | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業者の経営能力について | | | | | | | | | | | | | |
| 地域への波及効果 | 競争力の高い産地づくり・担い手の確保・育成への貢献について | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|---|
| 補助金等の分類 (※) | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 根拠法令・交付要 綱等の名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） ・令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業実施要領（以下、この節で「要領」という。） ・令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業公募要領（第一次募集：令和3年5月6日から令和3年6月11日、第二次募集を行う場合には県ホームページで告知。以下、この節で「公募要領」という。） ・普及組織先導型革新的技術導入事業実施計画書審査要領 |
| 交付決定方式 | <input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 補助金等の交付先 (最終交付先) | <p>農業生産法人及び認定農業者等（公募要領に以下、条件あり）</p> <p>① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農業を営む農業者、法人</p> <p>② ①に該当する農業者を主要な構成メンバーとするグループ 上記に加え、以下のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 県農業普及組織の指導の下、事業で導入する技術等の確立に取り組む者 2) 事業で得た技術及びその実証のために使用する自らの技術に関し、県内農業者等に公開できる者 3) 本事業に申請する取組みについて、当該事業実施年度に他の補助金を活用した技術等の導入予定がない者 4) 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。） |
| 補助金等の算出方 法 | 補助対象経費の1/3以内 |
| 補助率 | <p>1/3以内</p> <p>1 事業費の上限額は、1,500万円とし、県が実施する事業の総額は、3,000万円までとする。なお、採択された事業については、県から応募者の所在地となる市町に対し追加助成を要請することになっている。</p> |
| 補助対象経費 | 県内では確立されていない革新的技術や取組みに係る機械・施設の整備に要する経費とする。 |

| | |
|--|--|
| | <p>【農業用機械】</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模栽培モデル園の創出のための高性能省力作業・調整機械 ・乾燥原料生産のための省エネ型一次加工用機械 ・ICT、IoT 技術等を利用した経営、栽培管理システム ・ロボット技術を利用した作業の自動化システム等 <p>【農業用施設】</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光線透過性の高いフッ素樹脂フィルムを展張した低コスト AP ハウス ・ヤシガラ、ピートモス等の固形培地を利用した養液栽培システム ・大規模栽培モデル園の創出のための自動灌水・防除施設、園内作業道等 <p>○中古品又は既存施設の改良等も可能とするが、原則として取得価額が 50 万円を超えるものとする。</p> <p>○倉庫、運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー等農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。</p> <p>○機械・施設の整備に当たっては、複数の事業者から見積書を徴したうえで選定すること。ただし、価格による選定が馴染まない特別な理由がある場合は、この限りではない。</p> |
|--|--|

(出典：要綱、公募要領、令和 3 年度 当初予算見積額の事項説明書等)

※ 補助金等の分類については、生産設備等導入費用の補助があるため、施設等整備補助にもチェックを入れている。

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-----|--------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 9,000 |

| | | | | |
|------|-------|-------|-------|---|
| 決算額 | 9,676 | 9,539 | 9,986 | - |
| 交付先数 | 3 | 3 | 3 | - |

(出典：各年度 当初予算見積額の事項説明書等)

(3) 監査の結果及び意見

① 農業保険への加入状況の確認について（意見 64）

「要領」（第10 その他）の記載で、「事業者は、本事業の助成を受けて導入する機械及び施設等について、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう農業保険等への加入に努めること。」とあります。この点、県によると、補助金の受領者に対して実績確認時に、口頭により呼びかけは行っているとのことでした。

農業保険への加入については、補助金の受領者にとって「要領」上、努力目標であり、加入義務まではありません。また、補助を実行した県としても、加入状況の確認まで実施する必要は無いのかも知れません。しかしながら、補助金という性格上、例えば、実績確認時にでも加入状況を確認して、「検査復命書」に記載しておくことが望ましいです。

なお、この意見に関して、全庁の方針はありませんが、後述「No. 40_野菜産地・花き等供給力強化支援事業費補助金」においては、農業保険の加入について、いつ加入したかについて記載するようにされていますので、「要領」（第10 その他）のような記載に対しては、全庁の方針として検討されることも有効と考えます。

② 交付先に対する監査・指導の状況や結果がわかる資料について（意見 65）

県によると、日常活動の中で県普及指導員が補助事業の成果について確認しており、必要に応じて技術的な改善を指導しているとのことですが、日報や月報のような形で保管しているものはない状況にあります。

県普及指導員による技術を広く普及させるための記録として、また第三者への提供の必要性があった場合等に対応するためにも、日報や月報等で指導の時期、内容等を記録しておき、県普及指導員による活動実績として残しておくことが望ましいです。

③ 補助金交付後の実証期間に関する報告の様式について（意見 66）

「公募要領」によると、施設、機械の導入を完了させる期間である事業期間とは別に、技術の実証、確立を図る期間として実証期間が原則として5年間あることが明記されており、実証期間において、毎年度、補助事業の成果について報告を求めています。その報告の様式は、特に定められていない状況にあります。

県によると、毎年度の報告を求めることとした趣旨は、栽培に関する気象等の環境変化が常

にあり、植物の成長状況と併せて導入技術の実用性を把握し、より高い技術の確立に向けて指導していくためとのことです。

上記趣旨を考慮すると、報告の様式としては、例えば、事業者の任意にするよりも、当該趣旨が反映されるような必要記載事項を定めるとともに、任意記載事項として、事業者が記載したい事項をできるだけ簡単に記載してもらえよう様式を定めることが望ましいです。

40. 野菜・花き等産地供給力強化支援事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| 補助金等の名称 | 野菜・花き等産地供給力強化支援事業費補助金 | | | | | |
|----------------|--|------|------------------|------|-------------|--|
| 所管部課 | 農林水産部農産園芸課 | | | | | |
| 創設年度 | 令和3年度 | | | | | |
| 終期年度 | 令和7年度 | | | | | |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし。 ただし、愛媛県野菜・花き等振興計画をもとに、JAが開催する協議会等を通じて産地の動向や新たな課題、要望など直近の状況を総合的に判断して実施する方針である。 | | | | | |
| 補助金等の目的 | 愛媛県野菜・花き振興計画・指針のもと、高品質化や省力化等に資する機械等の導入を支援し、県内野菜・花き産地の供給力強化を図る。 | | | | | |
| 補助対象事業の概要 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業主体 (事業実施主体)</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町 (JA等)</td> <td> 【トマト】 夏秋栽培の高温対策として、細霧冷房等を導入。 ※前年に単収がより多い生産者を優先 ※受益農家3戸以上 【さといも】 労働負担の軽減により、生産拡大を図るため、機械化一貫体系を推進 ※受益地概ね1.0ha以上 ※受益農家3戸以上 </td> </tr> </tbody> </table> | | 事業主体 (事業実施主体) | 事業内容 | 市町 (JA等) | 【トマト】 夏秋栽培の高温対策として、細霧冷房等を導入。 ※前年に単収がより多い生産者を優先 ※受益農家3戸以上 【さといも】 労働負担の軽減により、生産拡大を図るため、機械化一貫体系を推進 ※受益地概ね1.0ha以上 ※受益農家3戸以上 |
| | 事業主体 (事業実施主体) | 事業内容 | | | | |
| 市町 (JA等) | 【トマト】 夏秋栽培の高温対策として、細霧冷房等を導入。 ※前年に単収がより多い生産者を優先 ※受益農家3戸以上 【さといも】 労働負担の軽減により、生産拡大を図るため、機械化一貫体系を推進 ※受益地概ね1.0ha以上 ※受益農家3戸以上 | | | | | |
| | | | | | | |

| | |
|---------------------|--|
| 補助金等の分類 (※) | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 根拠法令・交付要 綱等の名称 | ・花きの振興に関する法律 ・令和3年度野菜・花き等産地供給力強化支援事業費補助金交付 要綱 (以下、この節で「要綱」という。) ・令和3年度野菜・花き等産地供給力強化支援事業実施要領 (以 下、この節で「要領」という。) ・愛媛県野菜・花き振興計画 (令和3年4月30日策定) |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 補助金等の交付先 (最終交付先) | 市町 (JA 等) 今治市 2,393 千円、東温市 1,160 千円、久万高原町 1,018 千円他 |
| 補助金等の算出方 法 | 補助対象事業の概要に記載の補助事業にかかる経費の 1/3 以内 |
| 補助率 | 1/3 以内 |
| 補助対象経費 | 野菜産地の供給力強化に要する、以下にかかる経費 (1) トマトの高温対策による収量・品質向上 夏秋栽培の高温対策としてハウス内温度上昇を抑制するた めの細霧冷房等の導入 (2) さといも機械化一貫体系の推進による生産拡大 労働負担軽減により生産拡大を図るための省力化機械の導入 |

(出典：要綱、令和3年度 当初予算見積額の事項説明書等)

※ 「補助金等の分類」については、「事業費補助」だけでなく、生産設備等導入費用の補助があるため、「施設等整備補助」にも該当する。

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|
| 予算額 | - | - | 9,953 | 10,762 |
| 決算額 (※) | - | - | 7,361 | - |
| 交付先数 | - | - | 9 | - |

(出典：令和3年度、令和4年度 当初予算見積額の事項説明書等)

※ 決算額のうち、1件あたり、100万円以上の補助金支出のみ集計。交付先は、東温市、

今治市、久万高原町である。

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 決算額 | - | - | 4,571 | - |
| 交付先数 | - | - | 3 | - |

(出典：令和3年度、令和4年度 当初予算見積額の事項説明書等)

(3) 監査の結果及び意見

① 交付先及び最終交付先に対する監査・指導の状況について（意見 67）

補助金等の効果測定として、野菜と花きの各主要振興品目の生産量向上を長期目標として設定していますが、令和3年度に創設された補助金ということもあり、現場の普及指導員等が産地指導の中で地域の供給力強化の状況についてフォローすることが想定されているのみで、県として、補助金等の効果の整理・見直し等に向けた検討のための交付先及び最終交付先への継続的なモニタリングを行う仕組みがありません。

県としては、補助金の交付先である市町だけでなく、最終交付先である JA 等ともコミュニケーションをとって、現場の普及指導員等とも連携し、補助金が最少の経費で最大の効果を得ることができるような仕組みを構築することが望ましいです。

具体的には、最終交付先である JA 等の会議を通じた交流や市町と連携して実施される統計調査等を利用することが考えられます。

② 活動指標と成果指標の設定について（意見 68）

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であると考えますが、県によると、事業の効果が実施年度以降数年にかけて現れてくることから、評価の単年度目標の設定は難しいと考えて、長期目標のみとなっています。

成果指標としては、「愛媛県野菜・花き振興計画」で定めた目標年度（令和7年度）と合致する形で、令和3年度から令和7年度までの間、野菜と花きの各主要振興品目の最終目標生産量を計画値として記載していますが、第三者からは毎年同じ計画値であることの意味するところがわかりづらく、補足説明を追記することが望ましいです。

また、活動指標としては、特に定められていませんでしたが、令和3年度の事業が、(1) トマトの高温対策による収量・品質向上のため、細霧冷房等の導入と(2) さといも機械化一貫体系の推進による生産拡大のため、移植機、掘取機等の導入といった生産基礎を築くための設備投資であるため、例えば、その導入実績を指標とすることが望ましいです。

具体的には、予算に対する執行額や執行率を達成指標として設定することが考えられます。

| 3 野菜・花き等産地供給力強化支援事業費 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 (R7) | |
|----------------------|-------|-----|---|-------|------|------|--------|--------|--------------|---|
| 指標種類1 | 指標名称1 | | | 単位 | 計画 | | 56,067 | 56,067 | 56,067 | |
| 成果 | + | 70- | 野菜主要振興品目の生産量 | t | 実績 | | R5.3判明 | | | |
| | | | | | 達成率 | - | - | - | - | - |
| | | | | | 計画 | | 26,072 | 26072 | 26072 | |
| 指標種類2 | 指標名称2 | | | 単位 | 計画 | | 26,072 | 26072 | | |
| 成果 | + | 70- | 花き主要振興品目の生産量 | 千本・千鉢 | 実績 | | R5.3判明 | | | |
| | | | | | 達成率 | - | - | - | - | - |
| | | | | | 計画 | | | | | |
| 指標種類3 | 指標名称3 | | | 単位 | 計画 | | | | | |
| | | | | | 実績 | | | | | |
| | | | | | 達成率 | - | - | - | - | |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | | |
| | R3 | R7 | 令和3年度に策定した愛媛県野菜・花き振興計画に基づき、各地域の産地育成に必要な施設・機械等の導入を支援し、県下の野菜・花き産地の供給力強化を図る。 | | | | | | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果(農林水産部))

・野菜の生産目標 (主要品目別)

| 5 生産の目標 | | | | | | |
|---------------------|-----------|--------|-----------|--------|--------|-------|
| (1) 野菜の生産目標 (主要品目別) | | | | | | |
| 品目名 | 現状(令和元年度) | | 目標(令和7年度) | | 伸び率(%) | |
| | 面積(ha) | 生産量(t) | 面積(ha) | 生産量(t) | 面積 | 生産量 |
| きゅうり | 159.4 | 7,547 | 159.4 | 7,698 | 100 | 102 |
| トマト | 94.3 | 6,052 | 94.3 | 6,173 | 100 | 102 |
| なす | 88.4 | 2,748 | 88.4 | 2,803 | 100 | 102 |
| いちご | 51.9 | 1,515 | 49.3 | 1,485 | 95 | 98 |
| さといも | 379.3 | 6,824 | 424.8 | 7,984 | 112 | 117 |
| キャベツ | 215.6 | 5,810 | 215.6 | 5,926 | 100 | 102 |
| たまねぎ | 215 | 7,515 | 210.7 | 7,515 | 98 | 100 |
| ピーマン | 36.5 | 1,270 | 35.8 | 1,270 | 98 | 100 |
| レタス | 75.2 | 1,631 | 71.4 | 1,598 | 95 | 98 |
| ほうれんそう | 109.7 | 1,073 | 104.2 | 1,052 | 95 | 98 |
| ブロッコリー | 98.9 | 827 | 100.9 | 868 | 102 | 105 |
| アスパラガス | 35.7 | 364 | 35.7 | 371 | 100 | 102 |
| 白ねぎ | 26.9 | 386 | 27.4 | 405 | 102 | 105 |
| 青ねぎ | 117.7 | 1,792 | 120.1 | 1,882 | 102 | 105 |
| しゅんぎく | 19.6 | 212 | 19.6 | 216 | 100 | 102 |
| そらまめ | 42.9 | 434 | 42.0 | 434 | 98 | 100 |
| えだまめ | 48.9 | 163 | 44.0 | 155 | 90 | 95 |
| さやいんげん | 41.8 | 180 | 37.6 | 171 | 90 | 95 |
| 生しいたけ | 761.2 | 566 | 723.1 | 555 | 95 | 98 |
| すいか | 156.5 | 2,258 | 140.9 | 2,145 | 90 | 95 |
| かぼちゃ | 86.1 | 1,348 | 77.5 | 1,281 | 90 | 95 |
| はくさい | 88.9 | 3,886 | 90.7 | 4,080 | 102 | 105 |
| 合計 | 2,950.4 | 54,401 | 2,913.4 | 56,067 | 98.7 | 103.1 |

※出典：県「令和元年度野菜類の生産販売状況に関する調査」
※生しいたけの面積単位は千本(菌床は3千ブロック=原木1千本換算)

・花きの生産目標（主要品目別）

| (2) 花きの生産目標（主要品目別） | | | | | | |
|--------------------|-----------|---------------|-----------|---------------|--------|-------|
| 品目名 | 現状(令和元年度) | | 目標(令和7年度) | | 伸び率(%) | |
| | 面積 (a) | 生産量 (t/ha) | 面積 (a) | 生産量 (t/ha) | 面積 | 生産量 |
| ばら | 1,310 | 13,782 | 1,310 | 14,058 | 100 | 102 |
| デルフィニウム | 262 | 619 | 249 | 607 | 95 | 98 |
| ユーカーリ | 1,211 | 1,017 | 1,332 | 1,220 | 110 | 120 |
| しきみ | 12,353 | 1,223 | 11,735 | 1,223 | 95 | 100 |
| その他枝物類 | 3,490 | 2,556 | 3,839 | 3,067 | 110 | 120 |
| きく | 404 | 1,664 | 404 | 1,697 | 100 | 102 |
| トルコギキョウ | 99 | 127 | 94 | 124 | 95 | 98 |
| シンテッポウユリ | 253 | 375 | 240 | 368 | 95 | 98 |
| ゆり類 | 327 | 431 | 311 | 422 | 95 | 98 |
| 鉢物 | 922 | 1,351 | 922 | 1,378 | 100 | 102 |
| 花壇用苗物 | 522 | 1,871 | 522 | 1,908 | 100 | 102 |
| 合計 | 21,153 | 25,016 | 20,958 | 26,072 | 99.1 | 104.2 |

※出典：県「令和元年度花き類生産状況調査」

(出典：愛媛県野菜・花き振興計画)

41. 農業会議等補助金

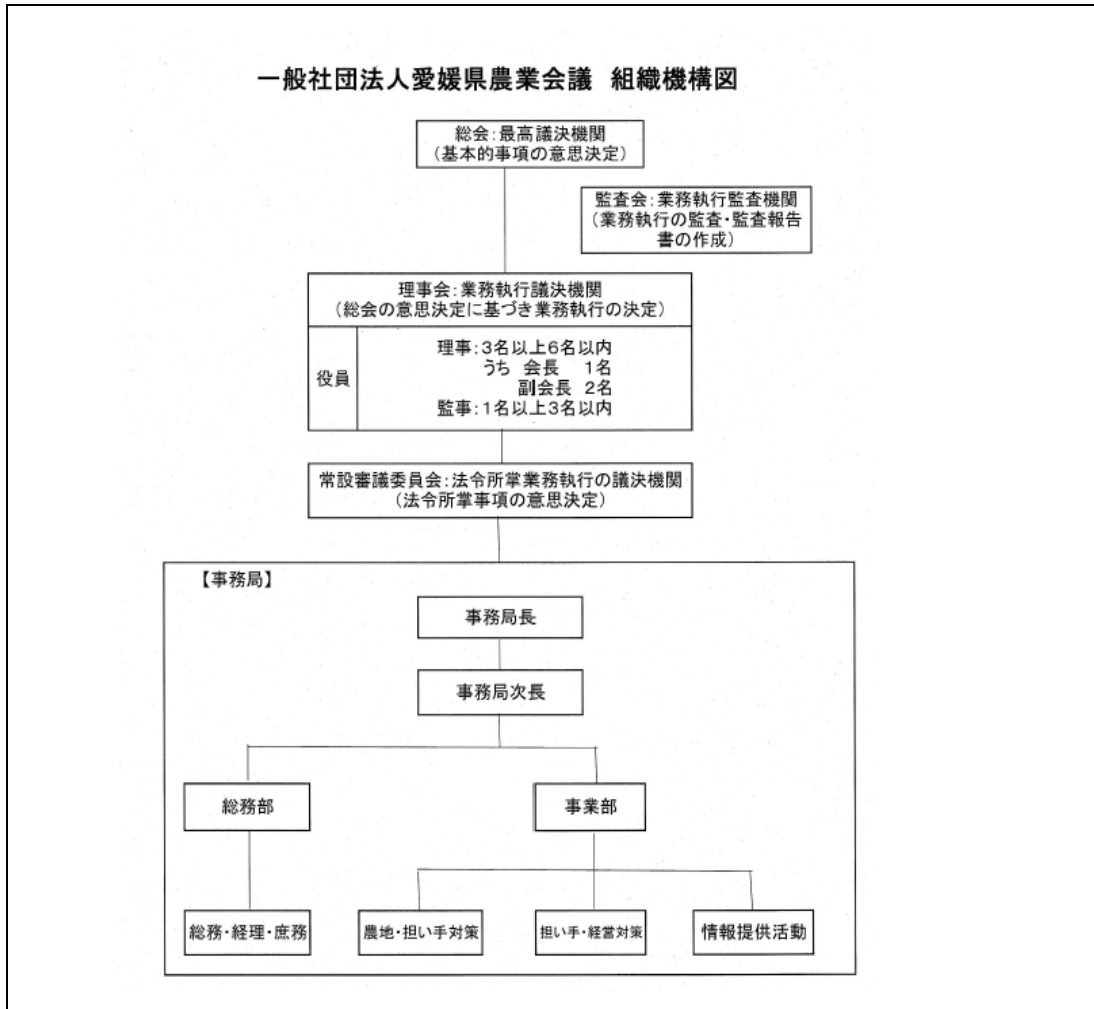
(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | 農業会議等補助金 |
| 所管部課(室) | 農林水産部農政課農地・担い手対策室 |
| 創設年度 | 昭和31年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし |
| 補助金等の目的 | <p>農業生産力の維持、発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与するため、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構（農業会議）の運営に要する経費を交付、負担するとともに業務に要する経費を補助する。</p> <p>また、農業委員会法改正に伴い、従来の業務に加え、必須事務に位置づけられた農地利用の最適化の推進に係る事務を適切かつ円滑に執行できるよう、必要な支援を行うこととする。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 補助対象事業の概要 | (1)農業委員会等活動強化対策事業 ・農業委員会活動の高度化、専門家に即した人材育成や活動評価手法の導入経費 (2)都道府県農業改善推進支援事業 ・農業委員会の組織、運営に要する経費（旅費・事務費） |
| 補助金等の分類 | ■運営費補助 □事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他（ ） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | ・農業委員会等に関する法律 ・農業委員会交付金等交付規程（以下、この節で「県交付規程」という。） ・農業委員会交付金等交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） ・農業委員会交付金事業実施要領（以下、この節で「要領」という。） ・一般社団法人愛媛県農業会議 定款 |
| 交付決定方式 | □公募 □個別査定 ■その他（農業委員会等に関する法律による） |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 一般社団法人愛媛県農業会議（※） |
| 補助金等の算出方法 | 農業委員会等活動強化対策事業及び都道府県農業改善推進支援事業に要する経費の10分の5以内の額 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、その負担率又は補助率について、前項の規定によらないことがある。 |
| 補助率 | (1)農業委員会等活動強化対策事業に要する経費の10分の5以内につき、10分の10 (2)都道府県農業改善推進支援事業に要する経費の10分の5以内につき、10分の10 |
| 補助対象経費 | (1)農業委員会等活動強化対策事業 ・農業委員会の活動の高度化、専門家に即した人材育成や活動評価手法の導入経費 (2)都道府県農業改善推進支援事業 ・農業委員会の組織、運営に要する経費（旅費・事務費） |

（出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等）

(※補助金等の交付先（最終交付先）一般社団法人愛媛県農業会議の組織機構図)



(※一般社団法人愛媛県農業会議 概要)

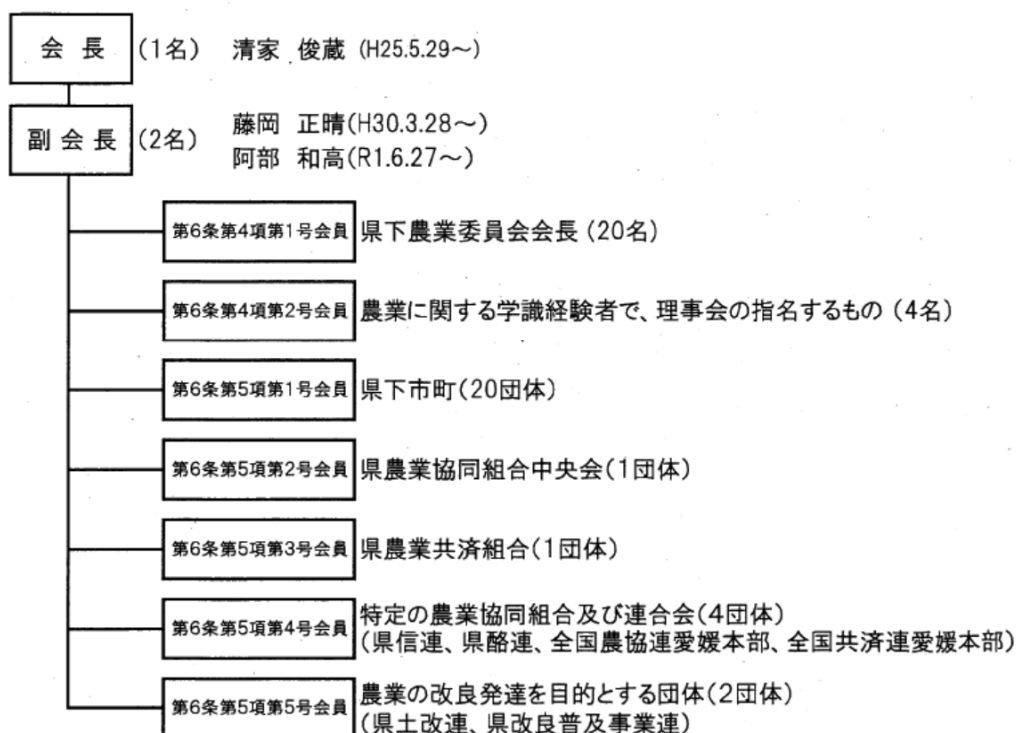
(一社) 愛媛県農業会議の概要

- 1 設 立 昭和29年8月14日(特別認可法人)
平成28年3月25日(県農業委員会ネットワーク機構指定)
- 2 所 在 地 松山市大手町一丁目7番地3-3
- 3 代 表 者 会長 清家 俊蔵
- 4 目 的 農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する。
- 5 設 置 農業委員会に関する法律第42条

6 主な事業

- (1) 農業委員会相互の連絡調整
- (2) 優良な取組を行っている農業委員会についての情報の横展開
- (3) 農業委員会の委員、職員等の講習及び研修
- (4) 農地情報の収集、整理、提供
- (5) 新規参入支援、法人化推進、担い手の組織化・運営の支援
- (6) 農業一般に関する調査及び情報の提供
- (7) 農地法及びその他の法令により所掌に属する事項

7 会員構成(R4.2.1現在)



8 組織 農業委員会 20市町 委員数711名(R4. 2. 1現在)

9 職員 6名
事務局長 毛利真也 外5名

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 4,744 | 4,744 | 4,744 | 4,744 |
| 決算額 | 4,744 | 4,744 | 4,744 | 4,744 |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：令和3年度農業委員会等活動強化対策費のうち補助金予算比較表)

(3) 監査の結果及び意見

① 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について（意見 69）

補助事業に伴う補助金、交付金、負担金といった収入は、消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。一方、補助事業者が消費税の課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について消費税法上の課税仕入れを行った場合には、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっています。そのため、補助事業者が消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないこととなります。

このことについて、県では交付要綱のひな型として「愛媛県交付要綱マニュアル」また「交付決定通知」において補助対象事業費に係る消費税額のうち仕入税額控除金額が確定した場合、その金額に係る補助金（交付金、負担金）の返還を求める条文を設けていますが、現在の「県交付規程」にはその旨の記載はありません。

また、消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の取扱いに関する報告についても、従来から簡易課税方式で確定申告をしているとして、適時報告がなされていませんでした。

一般社団法人であっても仕入控除税額が発生するケースはあるため、仕入控除税額報告書に関する条文を「県交付規程」に定めるとともに、適切な運用を行うことが望ましいです。

愛媛県交付要綱マニュアル（抜すい）

（補助金の交付申請）

第3条 ○○○○は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 ○○○○は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(途中省略)

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

愛媛県指令3農政(農)第182号 交付決定通知(抜すい)

7 負担金等交付事業の交付を申請するに当たって、当該負担金事業等に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合は、次の各号の条件に従わなければならない。

(1)実績報告を行うに当たって、当該負担金等に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを負担金等の額から減額して報告しなければならない。

(2)実績報告の提出後に消費税の申告により当該負担金等により当該負担金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記(1)により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに報告するとともに、返還命令を受けた後、これを返還しなければならない。

また、当該負担金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても報告しなければならない。

② 実績報告の根拠となる証拠書類等の入手について（意見 70）

実績報告の根拠となる証拠書類等について、県は、現在、支出の明細のみで、証憑の写し等の提出までは求めていません。

支出の内容を正しく把握するためには証憑の写し等の提出を受けて、適切な使用の確認、管理を実施することが望ましいです。

③ 補助金等の見直しについて（意見 71）

補助対象経費の内容としては、(1)農業委員会等活動強化対策事業では、主として、研修会開催に伴う経費であり、(2)都道府県農業改善推進支援事業では、当該事業に要する旅費・事務費となっており、ほぼ毎年同じ金額が交付されています。なお、補助金の支出内容と成果の把握については、農業委員会等活動強化対策費としてまとめられ、その中で、研修会や会議の開催回数が成果判定指標となっています。

しかしながら、毎期、同様の支出を繰り返すのみでは、効率性や効果の観点から必ずしも有効とはいえず、研修会や会議の経費及び旅費・事務費といった補助対象経費の内容が、補助金の支出目的に照らし妥当かどうか、補助金の支出内容と補助金額の関係を見直していくことを検討し、その過程を残していくことが望ましいです。

④ 交付先に対する監査・指導の状況について（意見 72）

交付先に対する監査・指導の状況については、「県交付規程」第 11 条に基づき、当該事業に係る執行状況の指導を実施している状況にありますが、その頻度は 3 年に 1 回にとどまっています。

補助金が会計年度ごとに支出されている状況からみて、その有効性の評価等を適時に実施する観点からは、監査について会計年度ごとに実施することがより望ましいです。

県交付規程（抜すい）

（指導監督）

第 11 条 交付金等の交付を受ける市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業の実施に関し、当該職員の指導監督を拒むことができない。

42. 農業委員会ネットワーク機構負担金

(1) 補助金等の概要

| | |
|---------|------------------|
| 補助金等の名称 | 農業委員会ネットワーク機構負担金 |
|---------|------------------|

| | |
|--------|--|
| | の負担率又は補助率について、前項の規定によらないことがある。 |
| 補助率 | 「農地法業務」に要する経費の10分の10以内 |
| 補助対象経費 | 「農地法業務」に要する経費（役職員手当、職員給与費等、役職員旅費、事務等経費及びその他の農地法業務に要する経費） |

(出典：令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

※ 補助対象事業の概要における、「農地法業務」に要する経費の内容

| 区分 | 内容 | 注意点 |
|---|--|---|
| 役職員手当 | 農地法業務の実施に要する会議、打合せ及び調査等に出席した役職員に対して支払う実働に応じた対価 | 業務の内容及び地域の雇用賃金等を勘案して単価を設定すること。 |
| 職員給与費等 | 農地法業務の実施に要する職員の給与費（給与、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当及び住居手当）及び当該職員の給与費に係る事業主の負担となる法定福利費（厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び健康保険料） | 業務の内容、地域の雇用賃金等を勘案して単価を設定すること。 職員が農地法業務以外の業務を兼務している場合には、業務日数に応じて按分すること。 |
| 旅費 | 農地法業務の実施に要する会議、打合せ及び調査等に出席した役職員に対して支払う旅費 | 都道府県農業委員会ネットワーク機構が定める規程に基づき支払った場合に限る。 |
| 事務等経費 | 農地法業務の実施に要する印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代、調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料等）、消耗品費及び賃金（臨時的に雇用した者に対する実働に応じた対価） | － |
| その他の経費 | 上記のほか農地法業務の実施に要する経費 | － |
| なお、負担金事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品及び物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合に要する経費を除く。 | | |

(出典：都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金事業実施要領 別表等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 6,841 | 6,841 | 6,841 | 6,841 |
| 決算額 | 6,841 | 6,841 | 6,841 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：令和3年度農業委員会等活動強化対策費のうち補助金予算比較表)

(3) 監査の結果及び意見

① 活動指標と成果指標の設定について（意見 73）

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、補助金ごとに具体的な活動指標や成果指標を設定することが必要であると考えますが、現在は、今回対象とした補助金を含めた、より大きな括りとしての事務事業評価のみであり、補助金ごとの具体的な活動指標や成果指標はありません。

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な活動指標と成果指標を設定することが望ましいです。

| 7 農業委員会等活動強化対策費 | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 | | | |
|-----------------|-----|-----|--|-------|------|------|------|------|-----|-----|---|
| 活動 | 0 | 70- | 指標種類1 | 指標名称1 | 単位 | 計画 | 29 | 29 | 29 | 42 | - |
| | | | 実績 | 29 | 29 | 29 | | | | | |
| | | | 達成率 | - | - | - | | | | | |
| 成果 | 0 | 70- | 指標種類2 | 指標名称2 | 単位 | 計画 | 300 | 300 | 300 | 300 | - |
| | | | 実績 | 314 | 315 | 329 | | | | | |
| | | | 達成率 | - | - | - | | | | | |
| | | | 指標種類3 | 指標名称3 | 単位 | 計画 | - | - | - | - | - |
| | | | 実績 | - | - | | | | | | |
| | | | 達成率 | - | - | | | | | | |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | | | |
| | S31 | | 農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構の運営に要する経費を交付、負担し、業務に要する経費を補助する。また農地利用最適化の推進に係る事務の円滑な執行及び農地法に基づく事務の適正実施や広域的な農地利用調整活動等への支援を行う。 | | | | | | | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果(農林水産部))

② 補助対象経費について（意見 74）

実績報告の根拠となる証拠書類、元帳等支出の内容が分かる資料から、県の補助金は、職員給与費等（2名分）の一部を負担する形で交付されています。

県によると、職員の給与等に関しては、他県との比較検討まではできていないとのことであり、今後の県の給与改正の状況等を踏まえ、補助金額の妥当性を検討したいとのこと。

職員給与費等は、業務の内容、地域の雇用賃金等を勘案して単価を設定する必要があるため、その業務の内容、地域の雇用賃金の水準等を考慮した結果を残しておくことが望ましいです。

③ 補助金等の見直しについて（意見 75）

補助対象経費の内容としては、「農地法業務」に要する経費ですが、そのうち、職員給与費等にすべて充てられており、その支出額も、ほぼ毎年同じ金額が交付されています。

「農地法業務」に要する経費には、職員給与費等以外にもいくつか補助対象経費として支出することができるように「都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金事業実施要領 別表」に補助対象経費の内容が明記されていることから、毎期、同様の支出を繰り返すのみでは、効率性や効果測定の観点から必ずしも有効とはいえないと考えます。

「農地法業務」に要する経費としての職員給与等といった補助対象経費の内容が、補助金の支出目的に照らし妥当かどうか、補助金の支出内容と補助金額の関係を見直していくことを検討し、その過程を残していくことが望ましいです。

④ 交付先に対する監査・指導の状況について（意見 76）

交付先に対する監査・指導の状況については、「県交付規程」第 11 条に基づき、当該事業に係る執行状況の指導を実施している状況にありますが、その頻度は 3 年に 1 回にとどまっています。

補助金が会計年度ごとに支出されている状況からみて、その有効性の評価等を適時に実施する観点からは、監査について会計年度ごとに実施することがより望ましいです。

県交付規程（抜すい）

（指導監督）

第 11 条 交付金等の交付を受ける市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業の実施に関し、当該職員の指導監督を拒むことができない。

43. 意欲と能力のある林業経営者育成事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|---------|---|
| 補助金等の名称 | 意欲と能力のある林業経営者育成事業費補助金 (計画作成に係るデジタル技術の導入) |
| 所管部課 | 農林水産部林業政策課 |
| 創設年度 | 令和 3 年度 |

| 終期年度 | 令和5年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|-----------------------------------|----------------------------|--|-----|--|--|--------|-----|------------|-----------------------------------|----------------------------|-----|---------------------------|----------------------------------|--------------------------|-----|-------|--------|-------|
| 補助金等の見直しを行った年度 | 該当なし。 次年度の要望調査を実施して見直しを行う方針である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の目的 | 意欲と能力のある林業経営者が、新たな森林管理システムの経営管理実施権の取得に必要な企画提案書を、デジタル技術を活用して効率的に作成する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象事業の概要 | 経営管理実施権の計画作成に必要な、森林GISシステム・データの導入（改修）、ドローン及び画像解析システム導入経費への補助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の分類 | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理法（以下、この節で「法律」という） ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 ・愛媛県森林環境譲与税基金条例 ・令和3年度愛媛県意欲と能力のある林業経営者デジタル化支援事業費補助金交付要綱（以下、この節で「要綱」という） ・令和3年度愛媛県意欲と能力のある林業経営者デジタル化支援事業実施要領（以下、この節で「要領」という） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input checked="" type="checkbox"/> その他（公募により選定された登録業者からの申請に基づく） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の交付先（最終交付先） | 愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録一覧表（R2.12.28現在）に記載された事業者（41者） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の算出方法 | 補助対象経費に補助率を乗じて算定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>（詳細内容）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>森林GISの新規導入</td> <td>森林GISソフトの導入 森林GISデータ変換 操作指導</td> <td>1/2以内 ただし、上限 1,925千円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>既存森林GISの改修（航空レーザ解析成果等の導入）</td> <td>森林GISソフト改修 森林GISデータ変換 操作指導</td> <td>1/2以内 ただし、上限 605千円</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>ドローンの</td> <td>ドローン導入</td> <td>1/2以内</td> </tr> </tbody> </table> | | 事業内容 | | 補助率 | | | （詳細内容） | (1) | 森林GISの新規導入 | 森林GISソフトの導入 森林GISデータ変換 操作指導 | 1/2以内 ただし、上限 1,925千円 | (2) | 既存森林GISの改修（航空レーザ解析成果等の導入） | 森林GISソフト改修 森林GISデータ変換 操作指導 | 1/2以内 ただし、上限 605千円 | (3) | ドローンの | ドローン導入 | 1/2以内 |
| | 事業内容 | | 補助率 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | （詳細内容） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | 森林GISの新規導入 | 森林GISソフトの導入 森林GISデータ変換 操作指導 | 1/2以内 ただし、上限 1,925千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) | 既存森林GISの改修（航空レーザ解析成果等の導入） | 森林GISソフト改修 森林GISデータ変換 操作指導 | 1/2以内 ただし、上限 605千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) | ドローンの | ドローン導入 | 1/2以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------|---|-----------------|--------------------------|
| | 導入 | 操作指導 | ただし、上限 217千円 |
| (4) | ドローン画像解析ソフトの導入 | 解析ソフト導入 操作指導 | 1/2以内 ただし、上限 275千円 |
| 補助対象経費 | 技術者給、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費 | | |

(出典：要綱、令和3年度当初予算見積額の事項説明書等)

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|--------|--------|
| 予算額(※1) | - | - | 16,250 | 12,650 |
| 決算額(※2) | - | - | 10,316 | - |
| 交付先数 | - | - | 12 | - |

(出典：新たな森林管理システム推進事業費 予算額比較増減表)

※1 令和3年度予算に関しては、以下のとおり。なお、令和4年度予算に関しては、事業量の減少を理由として、予算規模を縮小している。

(単位：千円)

| No. | 項目 | 単価 (千円) | 数量 (者) | 金額 (千円) | 補助金額 (千円) |
|-----|------------------------------|------------|-----------|------------|--------------|
| 1 | 森林 GIS システムの新規導入 | 3,850 | 4 | 15,400 | 7,700 |
| 2 | 森林 GIS システムの改修 (Bluebird) | 1,210 | 4 | 4,840 | 2,420 |
| 3 | 森林 GIS システムの改修 (Assist7) | 1,188 | 2 | 2,376 | 1,188 |
| 4 | ドローン及び画像解析システムの新規導入 | 985 | 10 | 9,850 | 4,925 |
| 計 | | | | 32,466 | 16,233 |
| | | | | 補助率 50%≒ | 16,250 |

※2 決算額のうち、1件あたり、100万円以上の補助金支出のみ集計。交付先は、愛媛県森林組合連合会、南予森林組合である。

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 決算額 | - | - | 4,186 | - |
| 交付先数 | - | - | 2 | - |

(出典：新たな森林管理システム推進事業費 予算額比較増減表)

(3) 監査の結果及び意見

① 活動指標と成果指標の設定について（意見 77）

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、補助金ごとに具体的な活動指標や成果指標を設定することが必要であると考えますが、現在は、今回対象とした補助金を含めた、より大きな括りとしての事務事業評価のみであり、補助金ごとの具体的な活動指標や成果指標はありません。

今回対象とした補助金においては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林所有者自らが管理できない森林を市町が委託を受け管理するという長期的観点から、意向調査面積を成果指標として設定することは有効と考えますが、今回対象とした補助金が、その目的を効果的かつ効率的に達成するために必要となる、デジタル技術の導入に対する補助金であることを考慮すると、例えば、デジタル技術の導入実績について、ほぼ予算どおりに執行されたかどうか等を成果指標として設定することがより望ましいです。

また、今回対象とした補助金において、森林資源の適切な管理とそのための専門家の育成を行うという長期的観点からは、間伐面積やリカレントプログラム受講者数を活動指標として設定することも有効と考えますが、例えば、要望調査を踏まえた上で、経営管理実施権の計画作成に必要な森林GISシステム・データの導入・改修、ドローン及び画像解析システム導入経費への補助に関する導入計画数に対する実績数や補助金の最終交付先への交付先数等を設定することも考えられます。

| 14 新たな森林管理システム推進事業費 | | | | 指標動向 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 最終目標 |
|---------------------|----|-------------|---|------|------|---------|---------|---------|--------|
| 指標種類1 | | 指標名称1 | 単位 | 計画 | 1500 | 3000 | 4500 | 20000 | 130000 |
| 成果 | + | ストック | 意向調査面積 | ha | 実績 | 1097 | 5833 | 13527 | |
| | | | | | 達成率 | 73.13% | 194.43% | 300.60% | |
| 指標種類2 | | 指標名称2 | 単位 | 計画 | 2500 | 2500 | 2500 | | |
| 活動 | + | フロー | 間伐面積 | ha | 実績 | 2040 | 2022 | 2003 | |
| | | | | | 達成率 | 81.60% | 80.88% | 80.12% | |
| 指標種類3 | | 指標名称3 | 単位 | 計画 | 15 | 15 | 15 | | |
| 活動 | + | フロー | リカレントプログラム受講者数 | 人 | 実績 | 16 | 17 | 14 | |
| | | | | | 達成率 | 106.67% | 113.33% | 93.33% | |
| 実施期間 | 始期 | 終期 | 事業の概要 | | | | | | |
| | R1 | 予定・見込があれば記入 | 新たな森林管理システムを推進する市町を支援するため、森林環境譲与税を財源として制度の運用指導、担い手確保対策、森林情報の提供等、市町に対し重層的な支援を行うことで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図る。 | | | | | | |

(出典：令和3年度政策・事務事業評価の結果(農林水産部))

44. 公立大学法人愛媛県立医療技術大学運営費交付金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | 公立大学法人愛媛県立医療技術大学運営費交付金 |
| 所管部課 | 保健福祉部保健福祉課 |
| 創設年度 | 平成22年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | <p>中期目標期間である6年毎に大枠の見直しを行い、年度ごとに検討が必要な事項があれば、見直しを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度は、臨時職員雇用経費を追加し、効率化係数による遡減対象経費（管理費）に組み込み、 平成26年度は、プロパー職員人件費を予算編成時に見込まれる現給見込額で算定する（固定としない）こととし、 令和2年度は、修学支援制度が始まったことに伴い、修学支援制度減免分を追加（所要額を毎年度積算）することとした。 |
| 補助金等の目的 | 平成22年4月に地方独立行政法人化した県立医療技術大学の効率的な運営を図る。 |
| 補助対象事業の概要 | <p>1. 公立大学法人愛媛県立医療技術大学運営費交付金</p> <p>(1) 運営費交付金の区分等</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金は、通常分と特別分と修学支援制度減免分に区分している（※1）。 <p>(2) 運営費交付金の算定ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の支出と収入の関係は以下のとおり。 |

| | |
|-----------|--|
| | ない。 対象：管理費、教育研究費、人件費（教員・役員・審議会員・プロパー職員） |
| 特別分 | 通常分以外の経費で、県が用途を特定し、必要額のみを交付するもの。 不足額は、2月補正で増額、残余は翌々年度交付金で精算する。 対象：派遣職員人件費（県の人事・給与制度によるため）、教員退職手当（年度で変動があり、個別に算定が必要なため） |
| 修学支援制度減免分 | 修学支援制度による減免分で、県が用途を特定し、必要額のみ交付するもの。不足額は、2月補正で増額、残余は翌々年度交付金で精算する。 対象：修学支援制度による減免分 |

・施設設備の整備、大規模修繕、その他臨時的・緊急的な経費など、通常分での対応が困難な経費については、必要時に交付金（特定分）又は施設整備費補助金として措置する。

※2 効率化係数について

効率化係数は、県資料「医療技術大学運営費交付金の算定に係る考え方」に基づき、経営効率化を促すものとして、管理費及び教育研究費について毎年度△1%するものである。

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 619,735 | 680,503 | 670,130 | 714,526 |
| 変更後予算額（※1） | 619,735 | 711,629 | 719,365 | - |
| 決算額 | 619,735 | 711,629 | 719,365 | - |
| 交付先数 | 1 | 1 | 1 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

※1 変更後予算額について

令和2年度の当初予算に対し、決算額が増加したのは、教員（5名）の自己都合退職に伴う、特別分の支出が増加し、修学支援制度による減免分が当初の見込みより増加したためである。また、令和3年度の当初予算に対し、決算額が増加したのは、教員（4名）の自己都合退職に伴う、特別分の支出が増加したためである。

(3) 監査の結果及び意見

① 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について（意見 78）

補助事業に伴う補助金、交付金、負担金といった収入は、消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。一方、補助事業者が消費税の課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について消費税法上の課税仕入れを行った場合には、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっています。そのため、補助事業者が消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになります。

このことについて、県では交付要綱のひな型として「愛媛県交付要綱マニュアル」において補助対象事業費に係る消費税額のうち仕入税額控除金額が確定した場合、その金額に係る補助金（交付金、負担金）の返還を求める条文を設けていますが、現在の「要綱」にはその旨の記載はありません。

また、消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の取扱いに関する報告についても、従来から免税事業者であるとして、適時報告がなされていませんでした。

独立行政法人であっても仕入控除税額が発生するケースはあるため、仕入控除税額報告書に関する条文を「要綱」に定めるとともに、適切な運用を行うことが望ましいです。

愛媛県交付要綱マニュアル（抜すい）

（補助金の交付申請）

第3条 ○○○○は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 ○○○○は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（途中省略）

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

45. 福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金

(1) 補助金等の概要

| | |
|----------------|---|
| 補助金等の名称 | 福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金 |
| 所管部課 | 保健福祉部保健福祉課 |
| 創設年度 | 平成29年度 |
| 終期年度 | 未設定 |
| 補助金等の見直しを行った年度 | ・平成31年度では、補助対象経費として、福祉避難体制構築に係るアドバイザー派遣事業を追加、 ・令和3年度では、福祉避難所整備促進事業に係る県単補助率の見直し（1/4→1/2）を実施している。 |
| 補助金等の目的 | 指定福祉避難所や一般避難所における福祉避難スペースの機能強化、新たな福祉避難所の指定及び福祉避難スペースの確保の促進を図る。 |
| 補助対象事業の概要（※1） | 指定福祉避難所や一般避難所における福祉避難スペースの機能強化、新たな福祉避難所の指定及び福祉避難スペースの確保の促進を図るため、各市町が実施する事業への補助を行う。 |
| 補助金等の分類（※2） | <input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 根拠法令・交付要綱等の名称 | ・愛媛県福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金交付要綱（以下、この節で「要綱」という。） |
| 交付決定方式 | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 補助金等の交付先 | 市町 |

| | |
|-----------|---|
| (最終交付先) | |
| 補助金等の算出方法 | ※1 補助対象事業の概要詳細に記載の「3 基準額」と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に、補助対象事業の概要に記載の「4 補助率」を乗じて得た額とする。 |
| 補助率 | 補助金等の算出方法に記載のとおり |
| 補助対象経費 | 補助金等の算出方法に記載のとおり |

(出典：要綱、令和3年度 当初予算見積額の事項説明書等)

※1 補助対象事業の概要詳細

| 1 事業名 | 2 補助対象経費 | 3 基準額 | 4 補助率 |
|---------------|--|--|-------|
| 1 福祉避難所機能強化事業 | <p>指定福祉避難所が適切に機能するよう実施する検討会のほか、福祉避難所への避難や開設など訓練を実施するために必要な次の経費</p> <p>報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>《補助対象例》 訓練計画作成、食糧費（米・水）、介護用トイレ、簡易ベッド、パーティションなど訓練実施で必要となる物資</p> | 1 施設あたり 200 千円以内 | 1/4 |
| 2 福祉避難所整備促進事業 | <p>新たな福祉避難所の指定を促進するために実施する物資配備に必要な次の経費</p> <p>旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>《補助対象例》</p> | 1 施設あたり 560 千円以内 (備蓄倉庫は別途 1 市町あたり 200 千円以内) | 1/2 |

| | | | |
|-------------------------|--|-------------------|-----|
| | 介護用トイレ、簡易ベッド、パーテーション、車いす、備蓄用倉庫など福祉避難所開設で必要となる物資 | | |
| 3 福祉避難体制構築に係るアドバイザー派遣事業 | 市町における災害時要配慮者避難体制の構築や、福祉避難所の効果的な運用方法の検討のためのアドバイザー派遣に係る次の経費 報償費、旅費、委託料 | 1施設あたり 300千円以内 | 1/4 |

※2 「補助金等の分類」については、「事業費補助」だけでなく、備蓄倉庫設置費用の補助があるため、「施設等整備補助」にも該当

(2) 補助金等の予算額と決算額

(単位：千円)

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|--------|--------|--------|-------|
| 予算額 | 12,785 | 12,797 | 12,800 | 9,002 |
| 決算額 | 6,152 | 1,473 | 2,069 | - |
| その他(※1) | 6,152 | 1,473 | 2,069 | - |
| 交付先数 | 7 | 6 | 4 | - |

(出典：事務事業管理シート等)

※1 決算額 その他については、特定財源として、「災害に強い愛媛づくり基金繰入金」を積算・充当している。また、令和3年度の福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金は2,069千円あるが、その交付対象としては、監査サンプルとした宇和島市1,092千円以外に、四国中央市519千円、西予市143千円及び東温市313千円である。

(3) 監査の結果及び意見

① 令和3年度 当初予算見積額の事項説明書における積算根拠等について(意見79)

県によると、令和3年度 当初予算見積額の事項説明書における補助対象経費にかかる補助金負

担額の積算根拠として、①印刷製本費、②食糧費、③介護用トイレ、④簡易ベット(段ボール)、⑤パーテーション、⑥車いす、⑦アドバイザー報償費といった項目に対しては、過去の予算で用いた単価を継続して用いているとのこと。

予算の作成においては、過去の単価を参考にしつつ、現在の物価上昇等を勘案して、見積りを行うとともに、予算単価を決定したプロセス等を残しておくことが望ましいです。

② 予算額と決算額との乖離について（意見 80）

県によると、予算額と決算額の乖離に関しては、福祉避難所の指定状況は十分とは言い難く、引き続き支援が必要と考えているものの、①新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、訓練やアドバイザー派遣が困難となったことが一因と考えられ、また、②物資配備に関しても、対象が新規指定に限られていることもあって、新規指定が進まない場合は補助金の活用ができず、そのハードルの高さも一因であったと分析されています。

予算の作成においては、被災状況による不測の事態や公正な観点から、県下 20 市町を対象に実施する前提は必要であるものの、市町とのコミュニケーションを積極的に行って、補助条件を加味した実行可能性についても考慮して対応することが望ましいです。

第5 報道発表のあった2件の補助金等についての検証結果及び意見

1. 愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付決定の取り消し等

(1) 行政処分等の概要

| | |
|----------|--|
| 補助金の名称 | 愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金 |
| 所管部課 | 経済労働部経営支援課 |
| 補助金等の目的 | 平成30年7月豪雨災害の影響を受け、事業活動に支障を生じている中小企業者等の施設復旧等に要する費用を補助する。 |
| 行政処分等の概要 | <p>上記を目的とする補助金を宇和特紙株式会社に支給した補助金の虚偽申請が発覚したため、令和4年8月12日付で同社に対する補助金交付決定の全部を取り消すとともに交付した補助金全額を返還するように命令したもの。</p> <p><u>1 補助金の内容</u></p> <p>(1) 交付対象者 宇和特紙株式会社 代表取締役 大西 和人 (西予市宇和町皆田 1506 番地)</p> <p>(2) 交付済金額 67,449 千円</p> <p>(3) 交付日 令和2年3月31日</p> <p><u>2 補助金交付決定の取消・補助金返還命令</u></p> <p>(1) 取消内容 交付決定の全部取消し</p> <p>(2) 取消理由 虚偽申請 (売買契約の偽装)</p> <p>(3) 補助金返還命令内容 宇和特紙(株)に対し、交付済金額全額の67,449千円を請求 ※加算金については別途請求</p> <p><u>3 被害届の提出</u></p> <p>悪質な虚偽申請のため、刑法第246条第1項の詐欺罪を念頭に、愛媛県警察に被害届を提出</p> |

(出典：県のプレスリリース)

(2) 検証の結果及び意見

令和4年12月19日の担当課に対するヒアリング実施時点で、愛媛県警察のヒアリングが関係職員に対して断続的に行われているとのことでした。現在も捜査継続中であると思われる状況であり、捜査等に影響を及ぼすおそれもあることから意見等は差し控えます。

2. 愛媛県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金の誤払い

(1) 補助金誤払い等の概要

| | |
|-------------|---|
| 補助金の名称 | 愛媛県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金 |
| 所管部課 | 保健福祉部障がい福祉課 |
| 補助金等の目的 | 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、障がい福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を補助する。(令和3年度国補正予算臨時特例交付金) |
| 補助金支払までの流れ等 | <p>まず、対象事業者が、県に対し処遇改善計画書等を提出することとなっているが、そのための手続等を案内するため、</p> <p>① 令和4年4月県から事業者に計画書(※1)の提出を依頼し、受付開始した。</p> <p>通常障害福祉サービス事業者への報酬の支払業務は、事業者が愛媛県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)に請求し、支払が行われているが、今回の補助金は、その障害福祉サービス等報酬にサービス等の種類ごとに設定された一律の交付率を乗じる形で交付されることになっていた。このため、県では国保連に補助金額の計算を委託した上で、</p> <p>【原則】 補助対象事業者への補助金の支払も、国保連に委託し実施することとしていた。</p> <p>【例外】 しかし、障害福祉サービス等報酬請求権を第三者に譲渡している事業者においては、県が事業者に直接支給するため、次の②～⑤のとおり支払手続を行うこととしていた。(※2)</p> <p>② 令和4年5月県から国保連に交付対象事業所リストを提出。</p> <p>③ 令和4年6月国保連から県に交付額一覧を提出。</p> <p>④ // 県から事業者へ補助金請求書等関係書類の提出を依頼。</p> <p>⑤ // 事業者から県へ補助金請求書等関係書類を提出。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>⑥ // ①の計画書及び③の交付額一覧を基に、交付決定事業者一覧表を作成。</p> <p>⑦ // ⑤の提出書類を基に、個別システム(※3)に口座情報を入力。</p> <p>⑧ // 交付決定、支出負担行為・決議書決裁。</p> <p>⑨ // 県から事業者に補助金を支払。</p> <p>※1: 上記の流れで【例外】となる事業者には、振込先とする預金通帳のコピーの提出を依頼する旨を記載した。</p> <p>※2: 7月以降、②～⑨の業務を繰り返して、11月まで毎月補助金を支払う。</p> <p>※3: 口座振替による県費の支払は、事前に債権者から申出のあった口座を登録(債権者登録)した上で、債権者からの請求に基づき登録口座に支払われる。</p> <p>債権者登録は、債権者から提出された口座振替申込書兼債権者登録(変更)票と記載内容を証する書類に基づき、担当課が口座情報等を財務システムに入力し、会計課の審査を経て登録されるものであるが、一度に多くの支払をする場合や緊急を要する支払をする場合等には、担当課が別途支払先情報を登録して支払を行う個別システムを利用するケースがあり、今回は個別システムを利用していた。</p> |
| <p>誤払い等の概要等</p> | <p>1 関係者 誤払先：A1 未払先：A2</p> <p>2 誤払いの内容 (1)誤払の内容 令和4年8月9日、A1から、所管部課が交付している「令和4年度愛媛県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金」の誤払いがあるとの指摘があった。</p> <p>○金額 181,457円 ○支払日 令和4年6月28日(火) 125,702円、 令和4年7月29日(金) 55,755円</p> <p>指摘を受けて、関係書類を確認したところ、担当者は、交付決定に当たり、国保連から提供された交付額一覧が事業所ごとであるのに対し、支払は法人ごととなるため(※3)、交付額一覧を基に法人名及び住所を別途提出されている計画書から転記、加工した交付決定事業者一覧表を作成し、交付決定を行っ</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>たが、その際、誤払先を誤って転記していることが判明した。</p> <p>※2に記載のように、一部の補助対象事業者に通帳の写しを県に提出するよう求めた際、国保連を通じて支払処理が行われる（国保連から支払われるため提出する必要がない）事業者A1から通帳の写しが誤って提出され、事業者A2の法人名称が事業者A1の法人名称と同じであったため、支払先の口座情報と誤認し、補助金支払先として個別システムに口座情報を入力し、支払処理を行った。</p> <p>※3：障害福祉サービスには、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）等々様々なサービスがあり、障害福祉サービスを運営する法人の多くが複数事業所で複数サービスの運営している。また、国保連からの障害福祉サービス等の報酬の支払は、法人単位ではなく、運営するサービスを提供する事業所毎に支払が行われている。</p> <p>(2) 誤払いが発生した要因</p> <p>担当者が、法人名、金額、補助金の申請の有無等については確認を行ったが、法人名、事業所名、住所を同時に突合して確認することを怠った。また、決裁者も、交付決定の際、法人名や金額については確認を行ったが、法人名及び住所については担当者が転記、加工している旨が書類に記載されていなかったため、法人名及び住所についても国保連から提供されたデータであると誤認した。</p> |
|--|--|

(出典：県のプレスリリース、ヒアリング等)

(2) 検証の結果及び意見

- ・緊急対策として早期の支払が求められ、支払先登録手続きを担当課で行える個別システムとなったこと
- ・国保連から提供された一覧表には、設置法人に関する情報が記載されておらず、事業所及び交付金請求額に関する情報のみが記載されていたこと
- ・本来提出する必要がない誤払先A1から通帳等の写しが送付され、提出すべき本来の支払先A2から提出されておらず、偶然にも法人の種類及び名称が同一であったこと

上記の偶然が重なったことが、担当者の事務処理及び決裁時の看過につながり生じた誤払といえると思います。今後は、職場研修等により再度注意喚起を行うとともに、これまで以上に職員に対し、公金の取扱いの重要性等を改めて周知徹底し、再発防止に努められる必要があるとしている所管課の対応策は妥当なものだと思います。

加えて、障害福祉サービスを行う事業者には、類似の名称を使用している法人等が多いこと、小規模で事務処理能力が必ずしも高くない事業者も少なからず存在しているという、補助対象事業者の置かれた環境等にリスク要因があること等、事業を実施する業界の特性を踏まえた補助事業の流れを設計することも重要であると思います。

以上